

畜産・酪農をめぐる情勢

令和6年3月

農林水産省
畜産局

目 次

【畜産・酪農の概況】

○ 我が国の農業における畜産の地位	· · · 3	○ 畜産物の食料自給率	· · · 5
○ 畜産の都道府県別產出額	· · · 4		

【牛乳乳製品関係】

○ 生乳の需給構造	· · · 6	○ 乳用後継牛の確保に向けた取組	· · · 14
○ 最近の生乳の生産・処理状況	· · · 7	○ 酪農経営における労働負担の軽減	· · · 15
○ 生乳の用途別仕向量の推移	· · · 8	○ 酪農の生産性の向上、省力化の推進	· · · 16
○ 生乳需給の推移	· · · 9	○ 畜産・酪農の就農・後継者支援対策	· · · 17
○ 乳製品需給の推移	· · · 10	○ 畜産・酪農における新たな人材の活用	· · · 18
○ 総合乳価の推移	· · · 11	○ 酪農の経営安定対策の概要	· · · 19
○ 生産コストと所得の推移	· · · 12	○ 改正畜産経営安定法における生乳流通	· · · 20
○ 乳用牛飼養戸数・頭数の推移	· · · 13		

【牛肉関係】

○ 牛肉の需給動向	· · · 21	○ 肉用子牛対策の概要	· · · 28
○ 牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移	· · · 22	○ 肉用子牛生産者補給金制度	· · · 29
○ 肉用子牛価格の推移	· · · 23	○ 和子牛生産者臨時経営支援事業	· · · 30
○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移	· · · 24	○ 優良和子牛生産推進緊急支援事業	· · · 31
○ 肉用牛繁殖雌牛の動向	· · · 25	○ 肉用牛肥育経営安定交付金	
○ 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組	· · · 26	（牛マルキン）の概要	· · · 32
○ 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進	· · · 27		

【豚肉関係】

○ 豚肉の需給動向	· · · 33	○ 豚の生産能力向上への取組	· · · 36
○ 豚枝肉卸売価格の推移	· · · 34	○ 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）概要	· · · 37
○ 豚飼養戸数・頭数の推移	· · · 35		

【鶏肉関係】

- 鶏肉の需給動向 38
- 鶏肉卸売価格の推移 39
- 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移 40

【鶏卵関係】

- 鶏卵の需給動向 41
- 鶏卵卸売価格（標準取引価格）の推移 42
- 鶏（採卵鶏）の飼養戸数・羽数の推移 43
- 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要 44

【飼料関係】

- 畜種別の経営と飼料 45
- 飼料自給率の現状と目標 46
- 近年の飼料穀物の輸入状況 47
- 配合飼料価格に影響を与える要因の動向 48
- 配合飼料価格安定制度の概要 49
- 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況 50
- 乾牧草の輸入・価格動向 51
- 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 52
- (トピックス)青刈りとうもろこしの生産・利用の状況 53

【輸出関係】

- 畜産物の輸出について 54
- 牛肉の輸出について 55

- 豚肉の輸出について 56
- 鶏肉の輸出について 57
- 鶏卵の輸出について 58
- 牛乳・乳製品の輸出について 59

【その他】

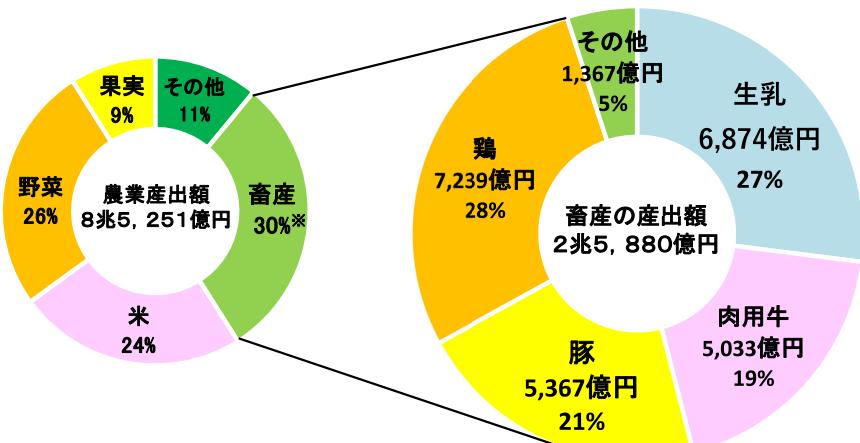
- 持続的な畜産物生産の在り方について 60
- 畜産分野の脱炭素化への取組 64
- 畜産クラスターの支援状況 67
- 畜産クラスターの取組事例 68
- 畜舎特例法について 70
- 畜舎整備に活用可能な事業 71
- 家畜の増頭・導入に活用可能な事業 72
- 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 73
- 国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業 74
- 畜産におけるGAPの取組について 76
- 畜産農家向けの金融支援策について 77
- みどり投資促進税制について 78
- みどり投資促進税制の対象機械 79
- 総合的なTPP等関連政策大綱 80

【畜産・酪農の概況】

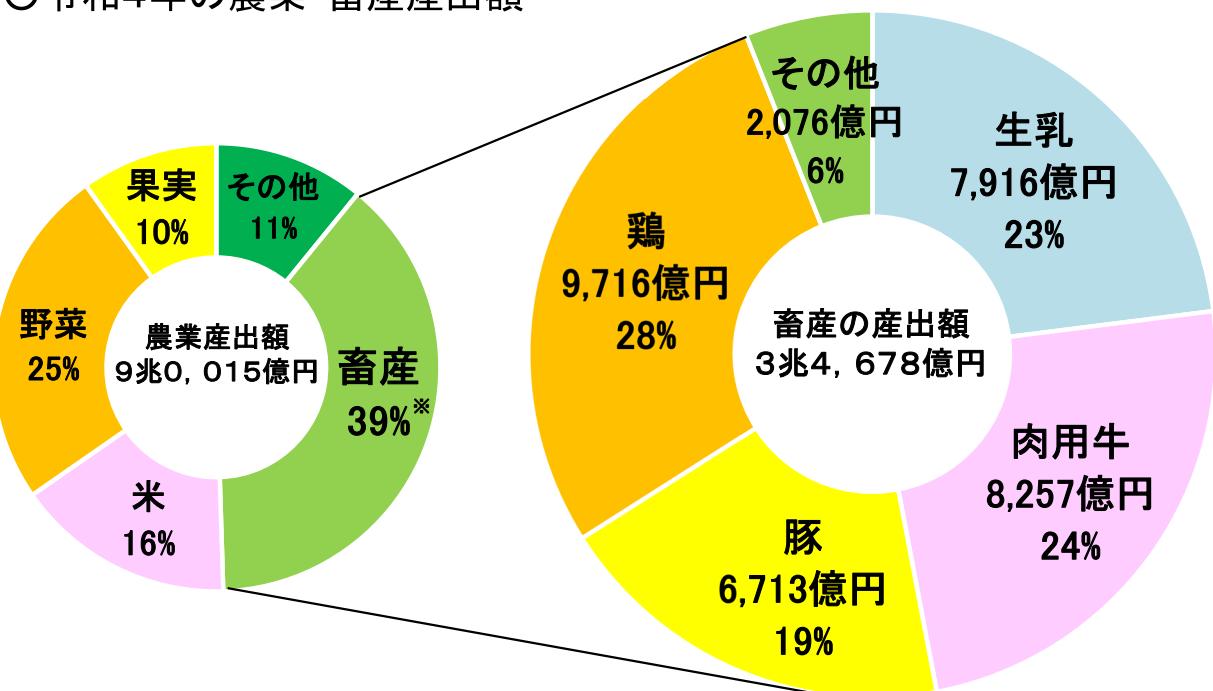
我が国の農業における畜産の地位

- 令和4年の農業産出額は9兆0,015億円。うち畜産は3兆4,678億円となっており、産出額の約39%を占める。
(生乳:23%、肉用牛:24%、豚:19%、鶏:28%)
- 10年前(平成24年)と比べ、額で8,798億円、農業生産額に占めるシェアで8ポイント増加。※

○平成24年の農業・畜産産出額



○令和4年の農業・畜産産出額



○平成24年から令和4年の10年間で
農業産出額は106%、
畜産の産出額は134%に増加

資料:農林水産省「令和4年農業総産出額(全国)」

※四捨五入の関係で、グラフと説明の記載は一致しない場合がある。

畜産の都道府県別產出額

- ・ 產出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が9道県（北海道、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）となっており、この9道県で全国の約62%を占める。

北海道	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
7,535 億円	1,714 億円	1,340 億円	1,262 億円	1,215 億円	1,226 億円	1,323 億円	2,349 億円	3,473 億円

計 2兆1,437億円
÷3兆4,673億円(全国) ≈ 61.8%



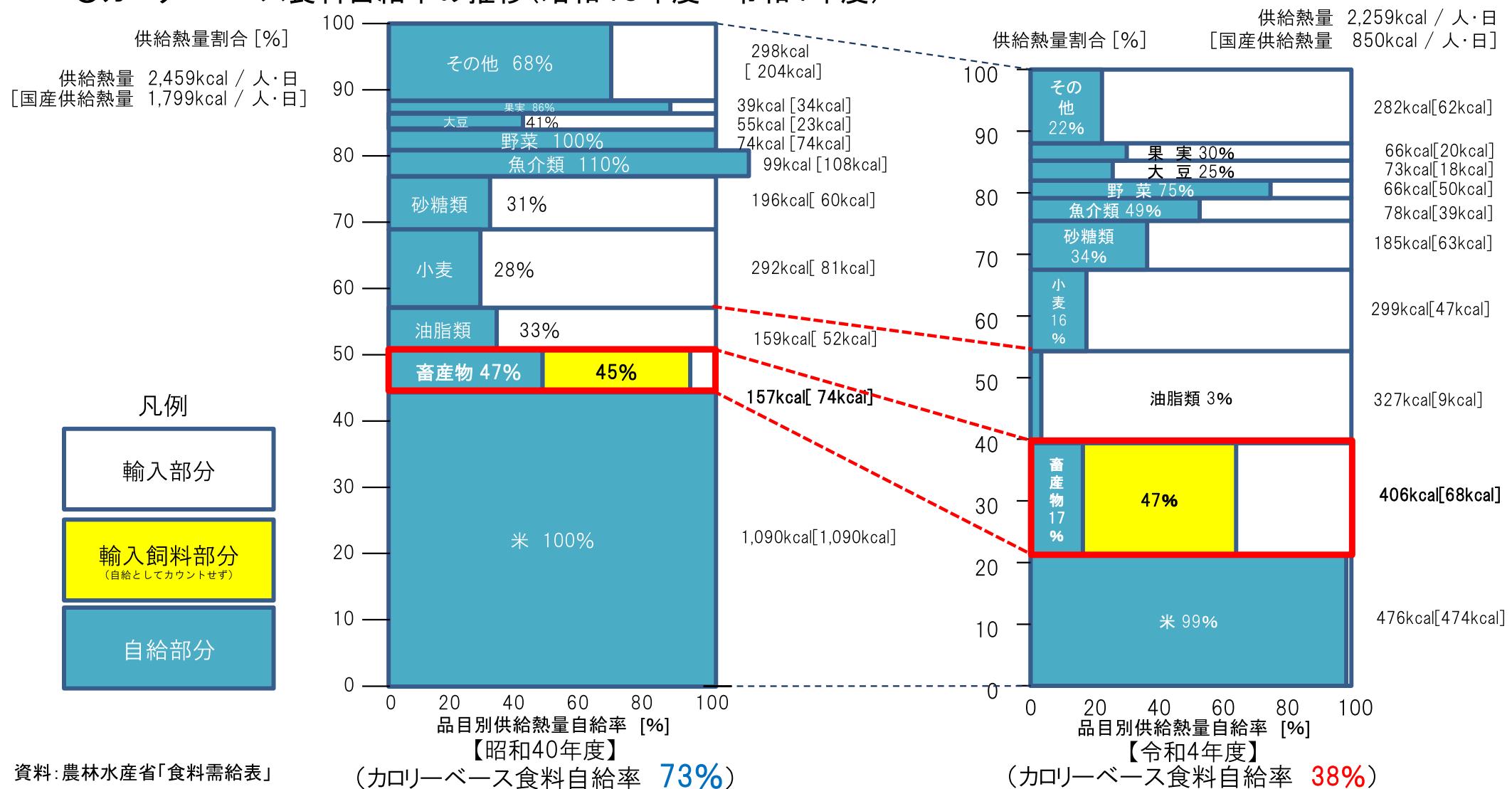
資料：農林水産省「令和4年農業產出額(都道府県別)」

注：都道府県別の數値は中間生産物(子豚等)が重複計上されているため、前ページの數値とは一致しない。

畜産物の食料自給率

- 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度～令和4年度)

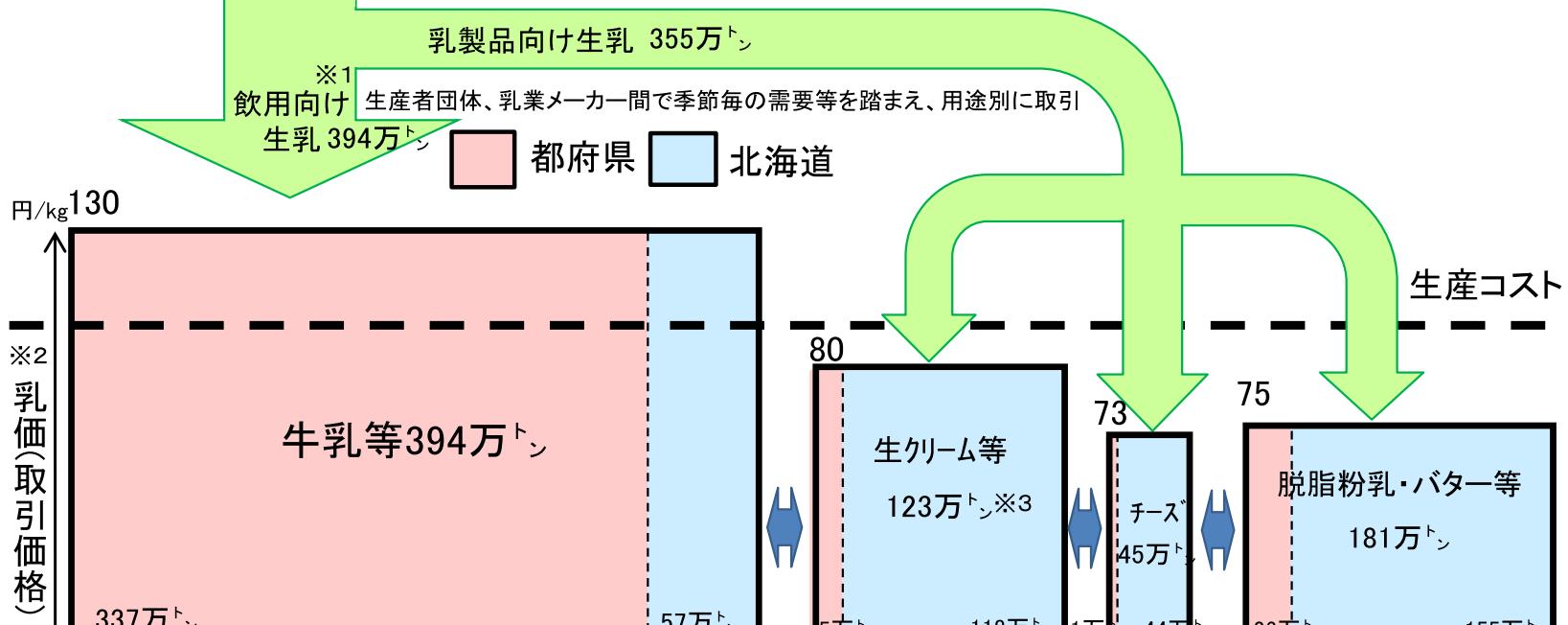


【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和4年度) 753万トン(北海道425万トン、都府県328万トン)



輸入乳製品 445万トン

関税割当品目	(国家貿易)	(自由化品目)
学校給食用脱脂粉乳等	バター・脱脂粉乳・ホエイ等	チーズ 334.6万トン
45.7万トン	13.7万トン	その他 50.9万トン (アイスクリーム等)

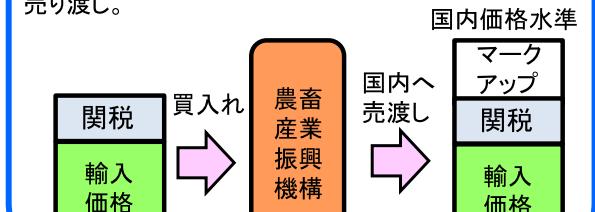
※令和4年度のデータに基づいて作成。

※ 輸入数量には飼料用を除く。

※ 生乳換算数量。

乳製品の国家貿易制度

(独)農畜産業振興機構が、売買同時契約方式(SBS方式)を基本としてバター・脱脂粉乳・ホエイ等を買い入れ、売り渡し。



最近の生乳の生産・処理状況

- 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和元年度に増加に転じ、令和3年度まで増加傾向で推移してきたが、令和4年度は需給の緩和を背景に減少し、5年度(4-1月)は北海道の生産量が前年度比▲2.9%、都府県が▲4.9%減少したことにより、全体で▲3.8%減少。
- 5年度(4-1月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同月比▲2.9%、乳製品向けは▲4.8%の減少。
- 5年度(4-1月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同月比▲2.4%、乳飲料は▲1.0%、はつ酵乳は▲5.6%の減少。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-1月)
生産量	736 (+1.1)	743 (+1.0)	765 (+2.9)	753 (▲1.5)	608 (▲ 3.8)
北海道	409 (+3.1)	416 (+1.6)	431 (+3.7)	425 (▲1.3)	348 (▲ 2.9)
都府県	327 (▲1.3)	327 (+0.1)	334 (+1.8)	328 (▲1.7)	261 (▲ 4.9)
牛乳等向け処理量	400 (▲0.2)	403 (+0.9)	400 (▲0.9)	394 (▲1.4)	323 (▲ 2.9)
乳製品向け処理量	332 (+2.8)	335 (+1.0)	360 (+7.3)	355 (▲1.5)	281 (▲ 4.8)
うち脱脂粉乳・バター等向け	159 (+7.4)	170 (+6.3)	186 (+10.0)	181 (▲3.1)	138 (▲ 7.3)
うちチーズ向け	40 (+0.2)	41 (+2.4)	44 (+5.7)	45 (+3.0)	36 (▲ 5.7)
うち生クリーム等向け	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	125 (+4.3)	123 (▲1.1)	102 (▲ 1.2)

牛乳等の生産量の推移

単位:千キロリットル、%

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-1月)
飲用牛乳等	3,568 (+0.0)	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	3,534 (▲1.3)	2,913 (▲ 2.4)
牛乳	3,159 (+0.1)	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	3,149 (▲1.5)	2,594 (▲ 2.4)
加工乳・成分調整牛乳	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	319 (▲ 1.8)
乳飲料	1,169 (+3.7)	1,122 (▲4.0)	1,085 (▲3.3)	1,076 (▲0.8)	904 (▲ 1.0)
はつ酵乳	1,139 (+4.9)	1,164 (+2.3)	1,126 (▲3.3)	1,039 (▲7.8)	826 (▲ 5.6)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

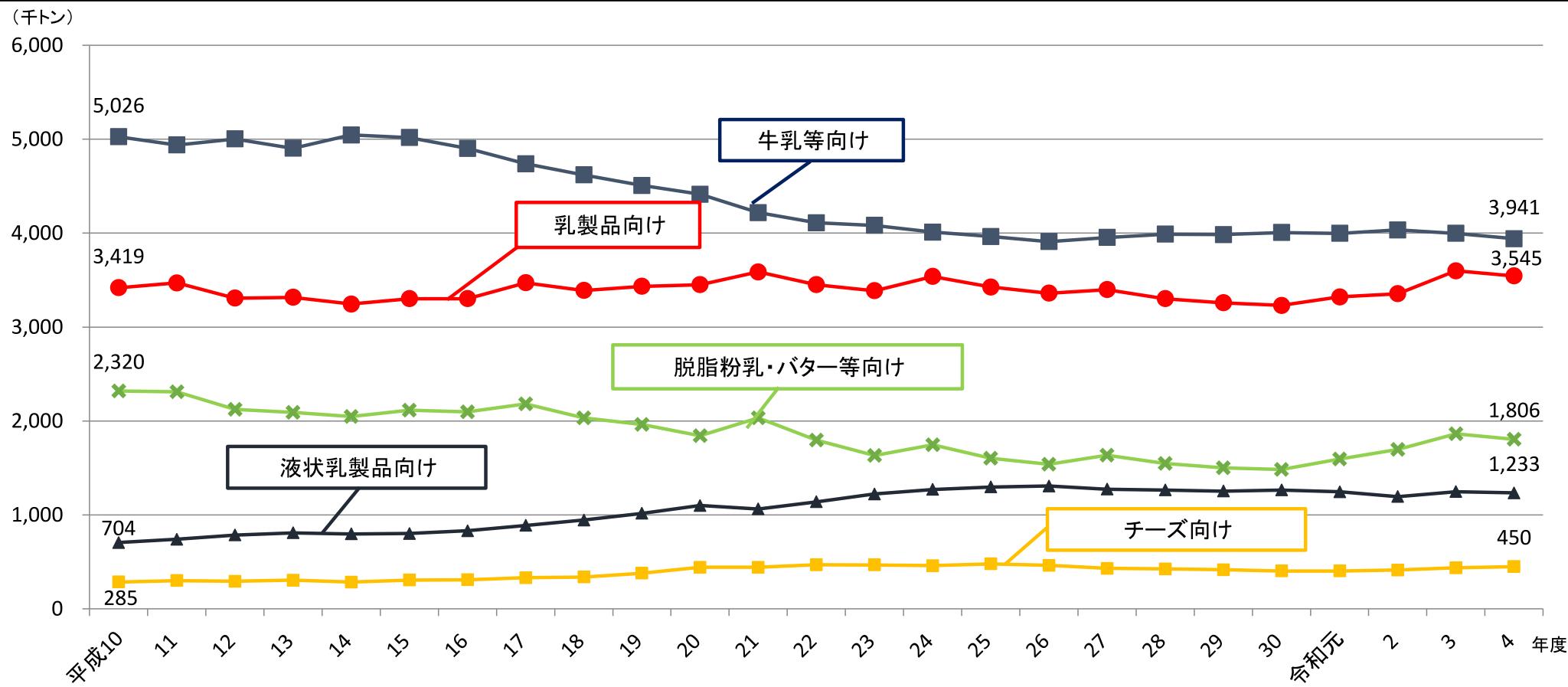
※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

※ 令和4年度および令和5年度の数値は速報値。

※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

生乳の用途別仕向量の推移

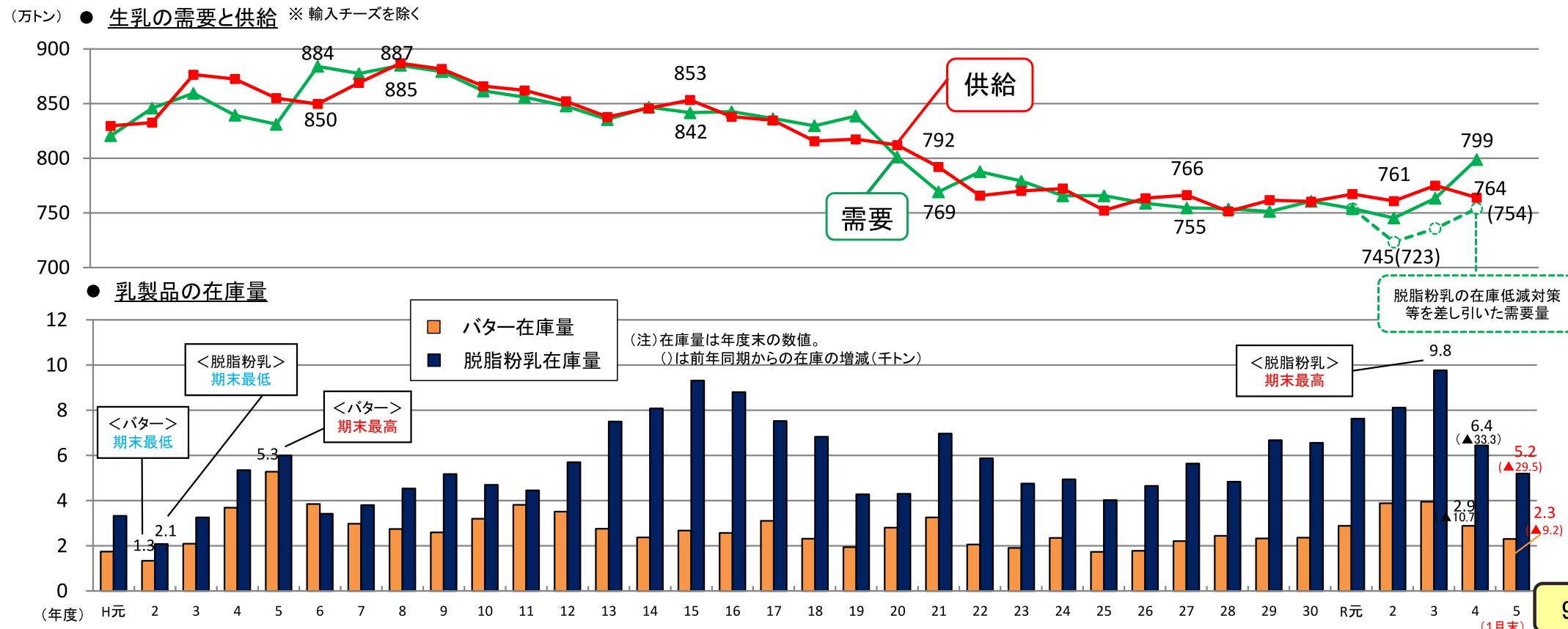
- 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しており、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要やプラスワンプロジェクトの効果等により牛乳消費が堅調だったため微増したが、令和3年度からは微減。
- 乳製品向け処理量は、近年は生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じる中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務用需要の減少により液状乳製品向けが減少する一方、需給調整品目である脱脂粉乳・バター等向けが増加した結果、乳製品向け全体としては増加。令和4年度は、生乳生産量の減少に伴い微減。



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構「販売生乳数量等(速報)」

生乳需給の推移

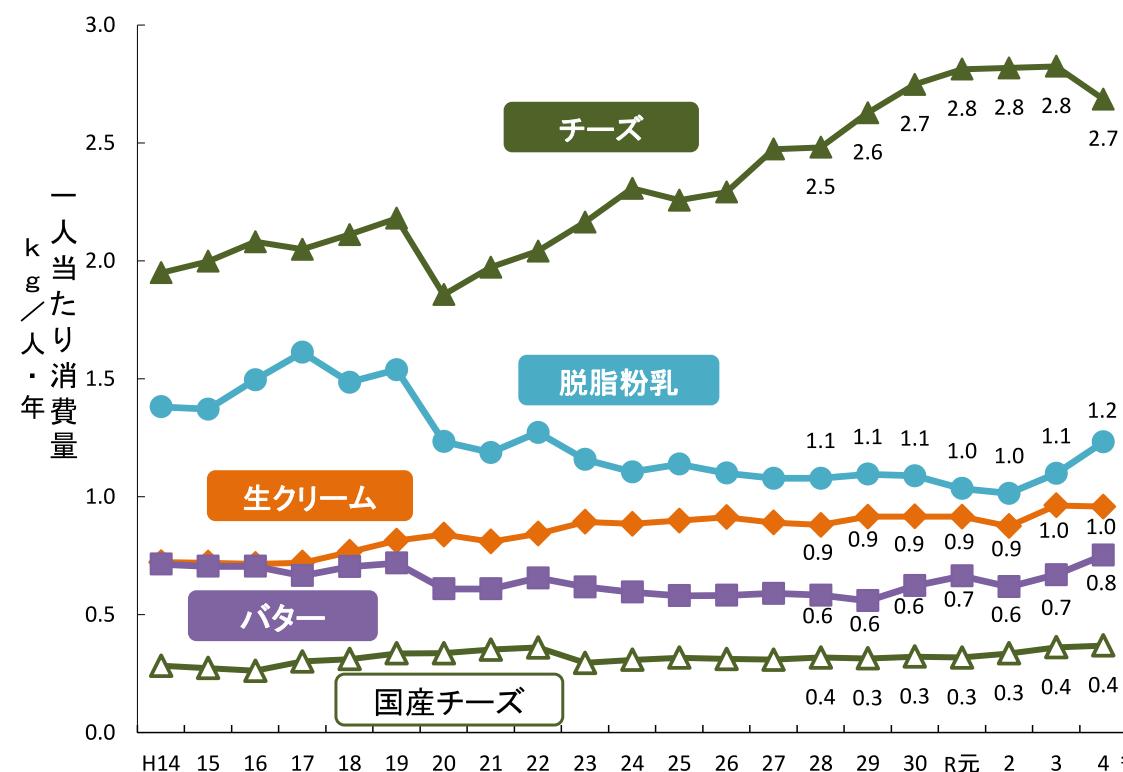
- 生乳需給について、これまで国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移しており、輸入により需要を賄ってきたところであったが、令和元年度に生乳生産量が増加に転じたところ。
- 令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けってきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したことから、在庫量は前年同期に比べ増加。
- 令和4年度以降、脱脂粉乳は生産量が消費量を上回っており、現状は在庫低減対策等の取組の効果により、前年同期に比べ減少はしているものの、依然として消費は低迷しており在庫を積み増す情勢。バターは令和4年度初め頃から消費量が増加傾向で推移しており、在庫量は昨年5月以降前年同期を下回って推移。



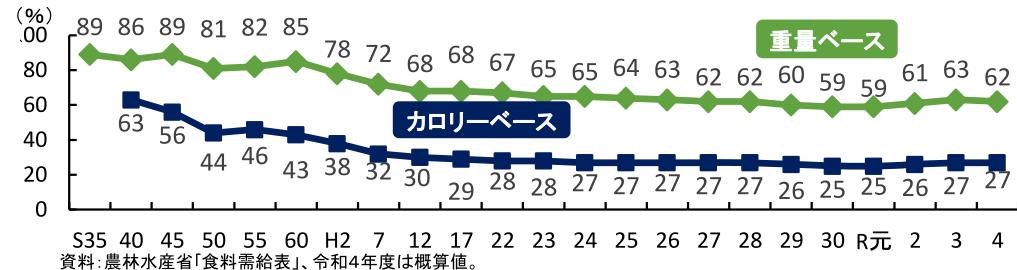
乳製品需給の推移

- ・乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- ・牛乳・乳製品の自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和4年度は国内生産量の減少及び脱脂粉乳の在庫低減対策等による国内消費仕向量の増加により、前年度より1ポイント減少。
- ・チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により消費量は減少。

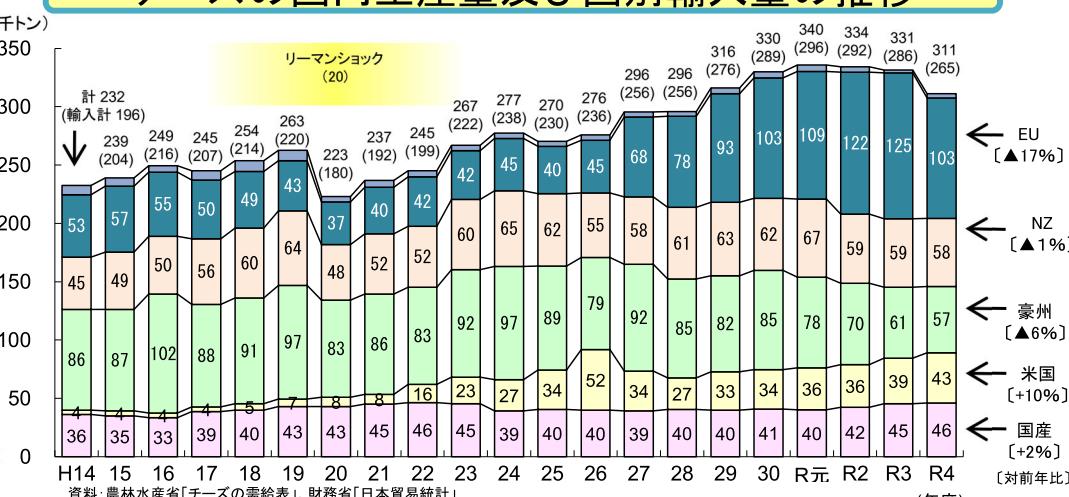
乳製品の1人当たり消費量の推移



牛乳・乳製品の自給率の推移



チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計

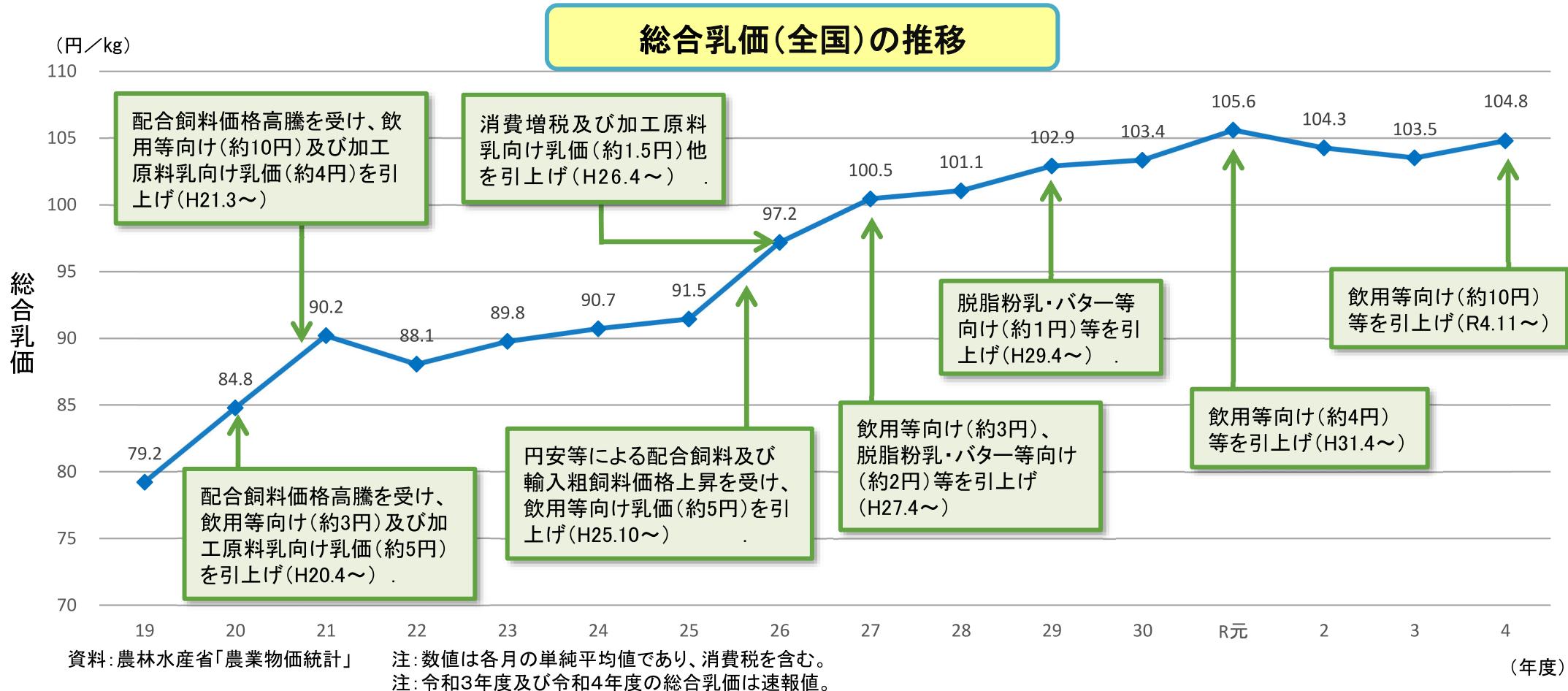
注1: 1人当たり消費量 = (生産量 + 輸入量 + 在庫増減 - 輸出量) ÷ 各年10月1日時点の総人口

注2: 国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

注3: チーズ及び国産チーズの1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。

総合乳価の推移

- 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- 酪農家の受取乳価である総合乳価は、平成19年度からの配合飼料価格の高騰を受けて、平成20年度以降、飲用・乳製品ともに生乳取引価格が上昇していたものの、近年、その傾向も一服。
- 令和4年度は、飼料費等資材価格の高騰を踏まえた同年11月の飲用等向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。

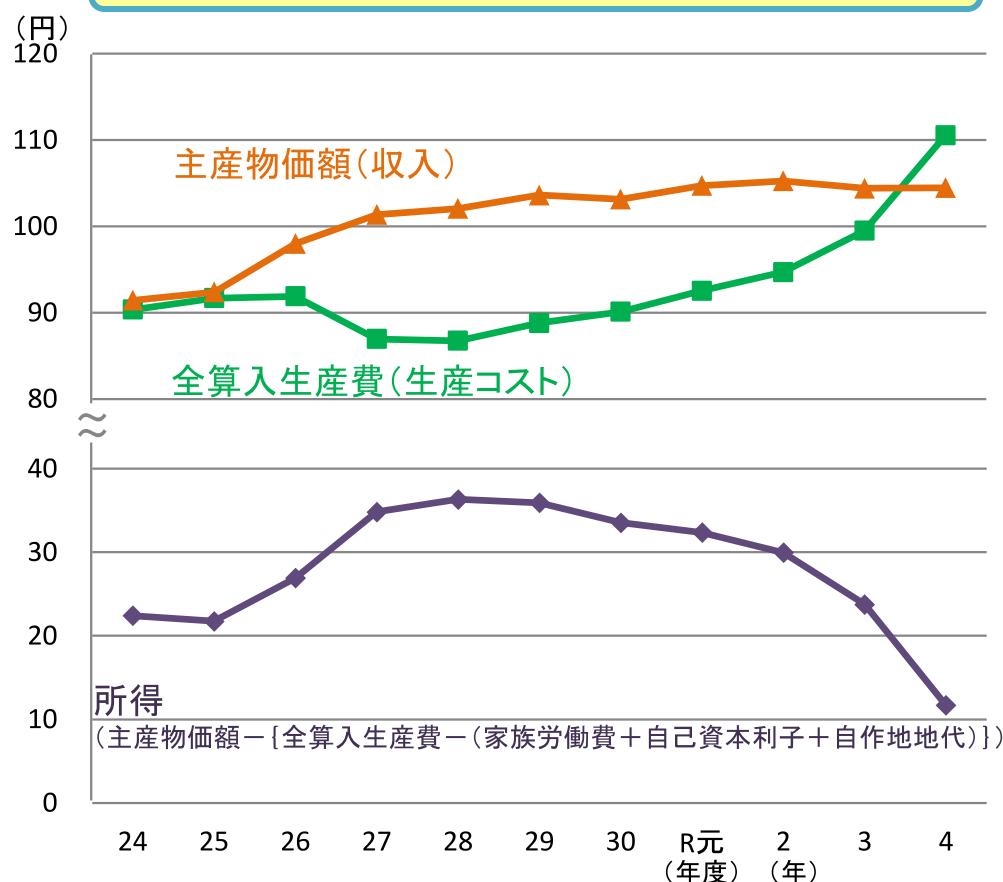


総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

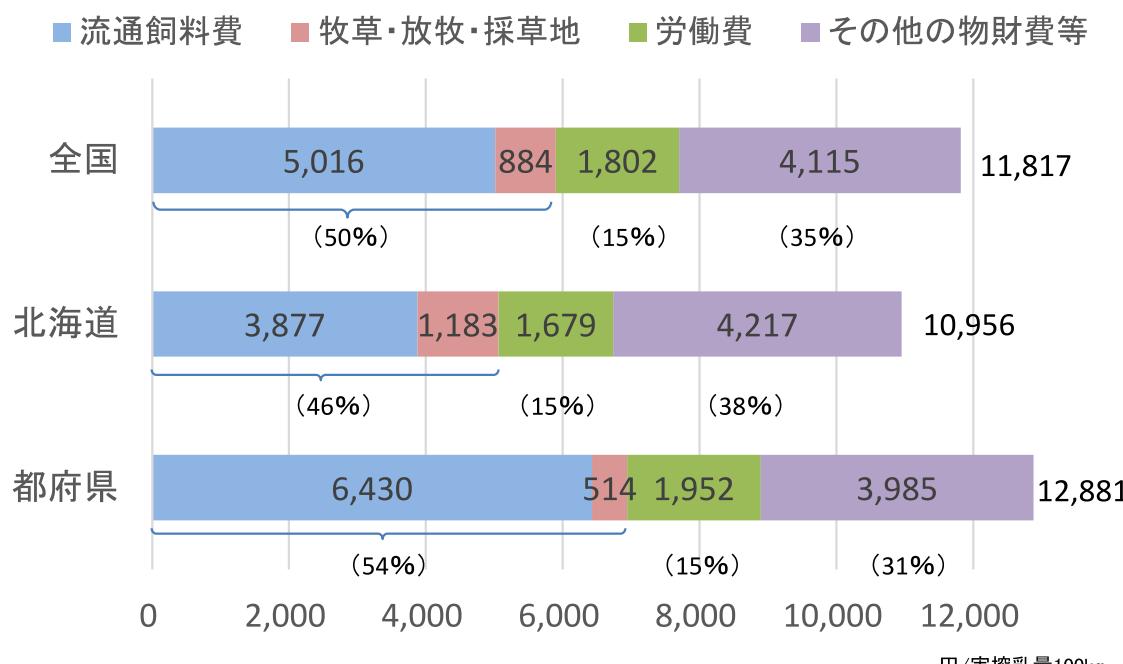
生産コストと所得の推移

- 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や光熱動力費の上昇等により、生産コストは大きく増加。
- 生乳1kg当たりの所得は、26年度以降の乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇に加え、27年度以降の副産物価額上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。令和4年は、主産物価額がほぼ横ばいで推移した一方で、生産コストの増加により、所得は大きく減少。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



令和4年の生乳生産費(費用合計)



出典: 農林水産省「畜産物生産費統計」

注1: 消費税含む。

注2: 畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1年から12月までの期間に変更した。

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、年率3~5%程度の減少傾向で推移。
- 飼養頭数は、平成30年に16年ぶりに増加に転じたものの、令和5年度は減少(▲15千頭)。
- 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移しているものの、令和4年度はわずかに減少。

区分／年	平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5
乳用牛飼養戸数(千戸) (対前年増減率)(%)	17.7 (▲4.8)	17.0 (▲4.0)	16.4 (▲3.5)	15.7 (▲4.3)	15.0 (▲4.5)	14.9 —	14.4 (▲3.4)	13.8 (▲4.2)	13.3 (▲3.6)	12.6 (▲5.3)
うち成畜50頭以上層(千戸) 戸数シェア(%)	6.4 (38.0)	6.5 (39.8)	6.4 (40.6)	6.2 (41.1)	5.9 (40.8)	5.9 (40.6)	5.8 (41.3)	5.8 (42.9)	5.8 (44.5)	5.6 (45.3)
乳用牛飼養頭数(千頭) (対前年増減率)(%)	1,371 (▲1.7)	1,345 (▲1.9)	1,323 (▲1.6)	1,328 (0.4)	1,332 (0.3)	1,339 —	1,352 (1.0)	1,356 (0.3)	1,371 (1.1)	1,356 (▲1.1)
うち 経産牛頭数(千頭)	870	871	852	847	839	841	839	849	862	837
うち 未経産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)	502	474	471	481	492	499	513	507	510	519
うち成畜50頭以上層(千頭) 頭数シェア(%)	940 (71.0)	949 (73.1)	934 (73.4)	961 (75.3)	962 (75.9)	981 (74.2)	999 (74.6)	1,026 (76.6)	1,057 (78.2)	1,054 (78.8)
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全国	51.5	53.4	54.3	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3
北海道		72.4	76.1	76.4	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1
都府県		38.8	39.6	40.5	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全国	8,511	8,522	8,581	8,636	<8,767>※注6	8,806	8,938	8,871	
北海道		8,407	8,394	8,518	8,568	<8,945>	8,943	9,066	8,946	

資料:農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1:各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2:平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6:経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

乳用後継牛の確保に向けた取組

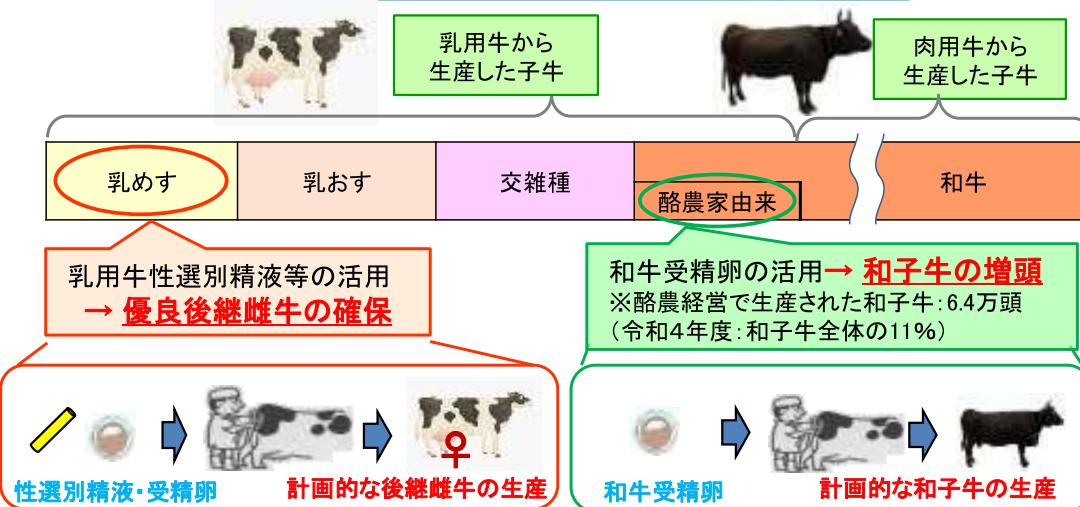
- 黒毛和種の交配率の上昇により、平成26～28年度にかけて乳用雌子牛の出生が1万頭程度減少。
- 性選別精液の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。
- 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。

乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況 (%)

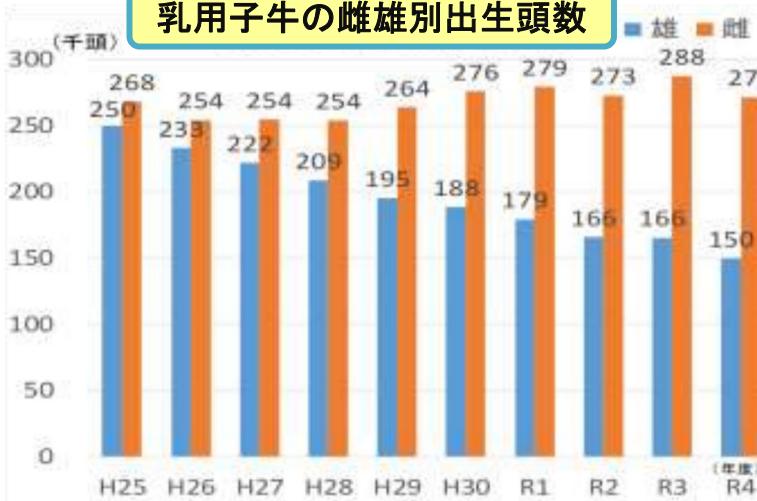


乳用種精液による人工授精に占める性選別精液の割合は36%

性選別精液等と和牛受精卵の活用

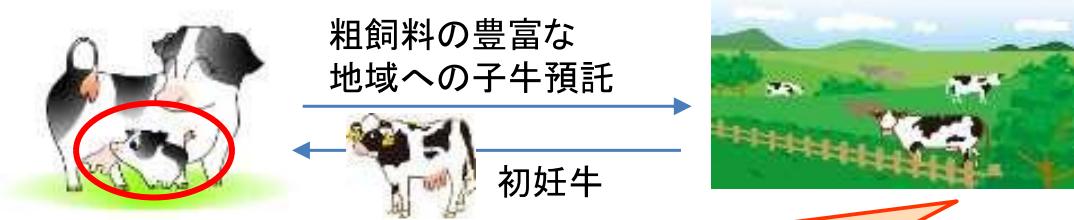


乳用子牛の雌雄別出生頭数 (千頭)



乳用種の出生頭数に占める雌の割合は6割を超える

預託育成の推進



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進
省力化機器の整備(発情発見、給餌等)、運動場の整備(電牧柵等)

【酪農経営支援総合対策事業:R5 ALIC事業】

酪農経営における労働負担の軽減

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、[酪農ヘルパー](#) の取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(令和3年)

酪農	肉用牛	養豚	製造業
2,096	1,707	1,730	1,871

資料:農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

畜産クラスター事業(R5補正(一部基金))

省力化機械の導入等を支援

酪農経営支援総合対策事業(R6 ALIC事業)

省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援

酪農ヘルパーの利用拡大(R5 ALIC事業)

- ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
 - ① 傷病時における経営継続を支援
→傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
 - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
 - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

○ 労働負担の軽減に向けた取組

(1)飼養管理方式の改善

- ・つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧

(2)機械化

- ・搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入

(3)外部化

- ・キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

酪農ヘルパ一年間 利用日数(1戸あたり)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
	22.8	23.1	23.6	23.7	24.1	24.0

(単位:日)

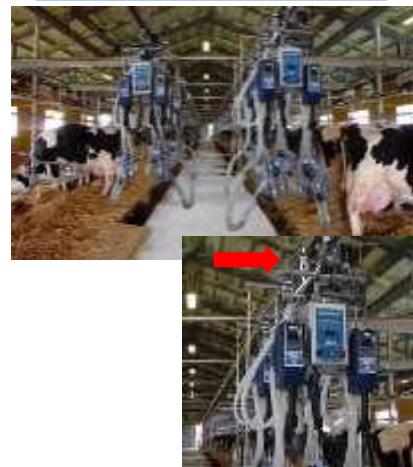
ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	搾乳ロボット	搾乳ユニット自動搬送装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要	自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくなるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果 Ex:導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減	搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果 Ex:導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex:導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex:導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)	自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex:導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- ・担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- ・後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

経営離脱・新規就農状況

			H30	R1	R2	R3	R4
酪農	全国	離脱者数	563	536	504	472	794
		新規就農者数 (うち新規参入者)	99 (29)	85 (28)	105 (37)	95 (38)	73 (32)
肉用牛	うち北海道	離脱者数	181	197	134	151	243
		新規就農者数 (うち新規参入者)	64 (21)	54 (24)	72 (28)	53 (26)	48 (27)
肉用牛	全国	離脱者数	1,541	1,620	1,354	1,487	1,644
		新規就農者数 (うち新規参入者)	234 (51)	223 (54)	235 (61)	221 (70)	117 (85)
肉用牛	うち九州・沖縄	離脱者数	845	876	708	809	804
		新規就農者数 (うち新規参入者)	144 (29)	124 (25)	163 (36)	156 (43)	106 (44)

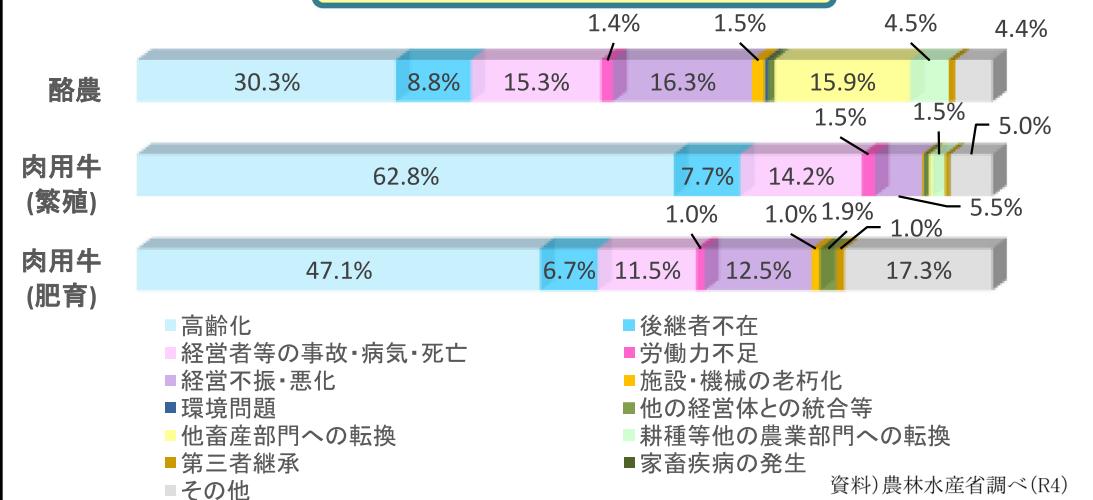
「新規就農者」: 経営者として新規に就農した者(新規参入者、Uターン就農者)

「新規参入者」: 農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

「Uターン就農者」: 農業経営者の世帯員であり、他産業従事後に親の經營に参加又は經營を継承した者

資料)農林水産省調べ

離脱要因



【R5補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(所要額)
291億円の内数

- ・法人を設立して新たな雇用や研修の場を創出する取組、農協が離農農場を補改修をして畜舎や家畜を新規就農者に貸付ける取組等を支援。
- ・後継者不在の経営と地域との担い手(新規就農等)のマッチング、経営資源を継承するために必要な施設整備等を支援。

【R6当初】新規就農者育成総合対策

121億円

- ・経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- ・就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金を交付。

【R6当初】青年等就農資金

融資枠 182億円

- ・新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金(資材等)を支援。

【R6 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- ・担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- ・生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- ・酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

【R6当初】農地利用効率化等支援交付金

11億円

- ・地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

畜産・酪農における新たな人材の活用

- 農業分野における雇用労働力は、平成17年に約13万人であったものが令和2年には約16万人と、この15年で1.2倍に増加しているほか、令和5年の農林漁業分野の有効求人倍率は1.15倍（職業全体は1.12倍）となっている。
- 深刻化する人手不足に対応するため、新たな人材（就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」による外国人材など）の活用が進んでいるが、日本人の短期就労を活用する取組もあり、労働力の確保が多様化している。

特定技能在留外国人人数



- 特定技能1号外国人とは、農業を含む特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。
- 農業分野では、耕種農業全般と畜産農業全般の区分があり、畜産農業全般の資格を取得すれば、畜種を問わず就労が可能。

国籍別・都道府県別在留外国人人数

ベスト3(畜産分野・令和5年6月末時点)

国籍	人数
ベトナム	2,178人
インドネシア	1,187人
フィリピン	468人
ほか	

都道府県	人数
北海道	1,241人
茨城県	417人
千葉県	380人
ほか	

ふるさとワーキングホリデー



出展: 総務省ふるさとワーキングホリデーポータルサイト
(<https://furusato-work.jp/>)

- 「ふるさとワーキングホリデー」とは、一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域での暮らしを体感する総務省の事業。
- 畜産分野においては、家畜の飼養管理等の生産に係る作業に加え、カフェ、レストラン営業の補助等、6次産業化に関する業務などでも受入れが行われている。

北海道H町の事例

- 2021年度に初めて実施。農協や漁協、商工会等で構成されるプロジェクトチームが主催し、町役場が事務局を務める。
- 町HP等で参加者の募集を行い、2022年度の受入れ実績は5名。酪農家での受け入れも実施。(3週間程度)
- 町では、受入事業者・参加者間の調整や相談対応、参加者へ宿泊施設のあつ旋・提供、滞在期間中に地域住民との交流や地場産業の体験プログラムの提供を行う。

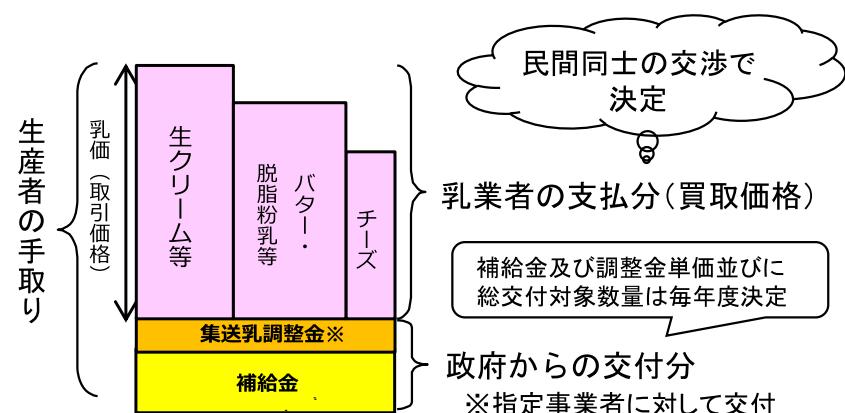
酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

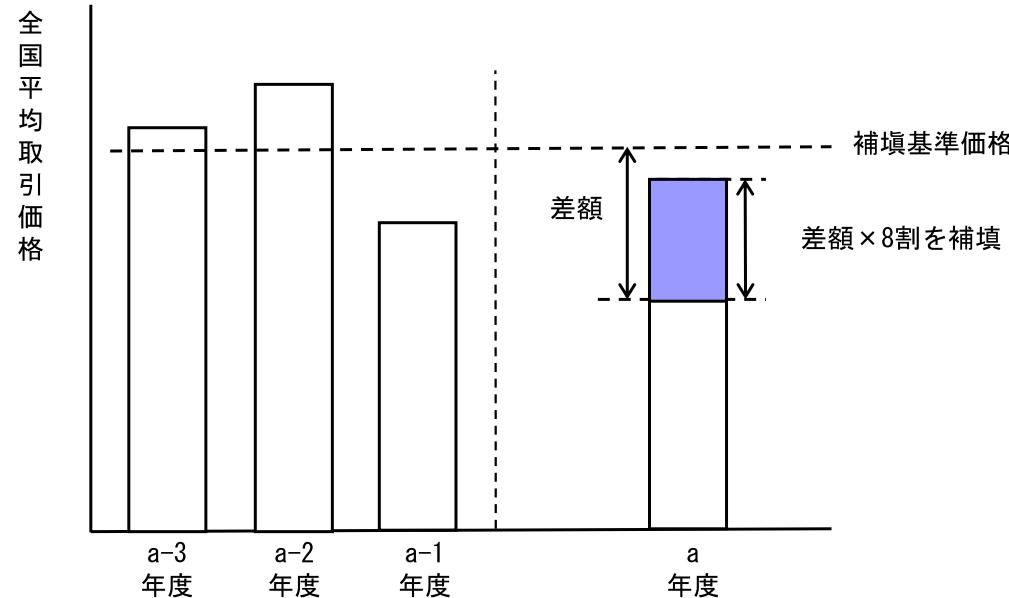
加工原料乳生産者補給金制度

令和6年度

加工原料乳生産者補給金単価	8.92円/kg
集送乳調整金単価	2.68円/kg
[関連対策]	0.07円/kg]
総交付対象数量	325万トン
[関連対策]	18万トン]
	343万トン

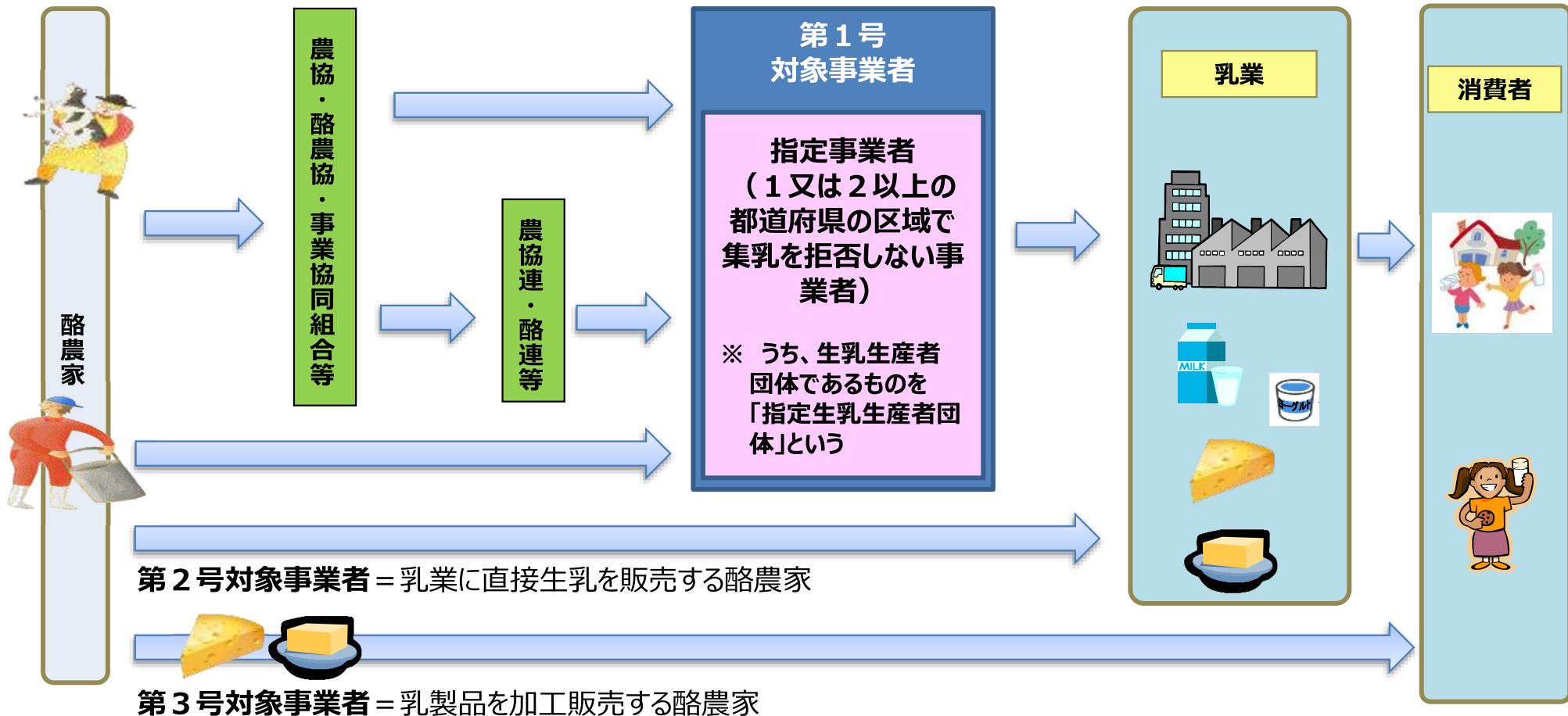


加工原料乳生産者経営安定対策事業



改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者

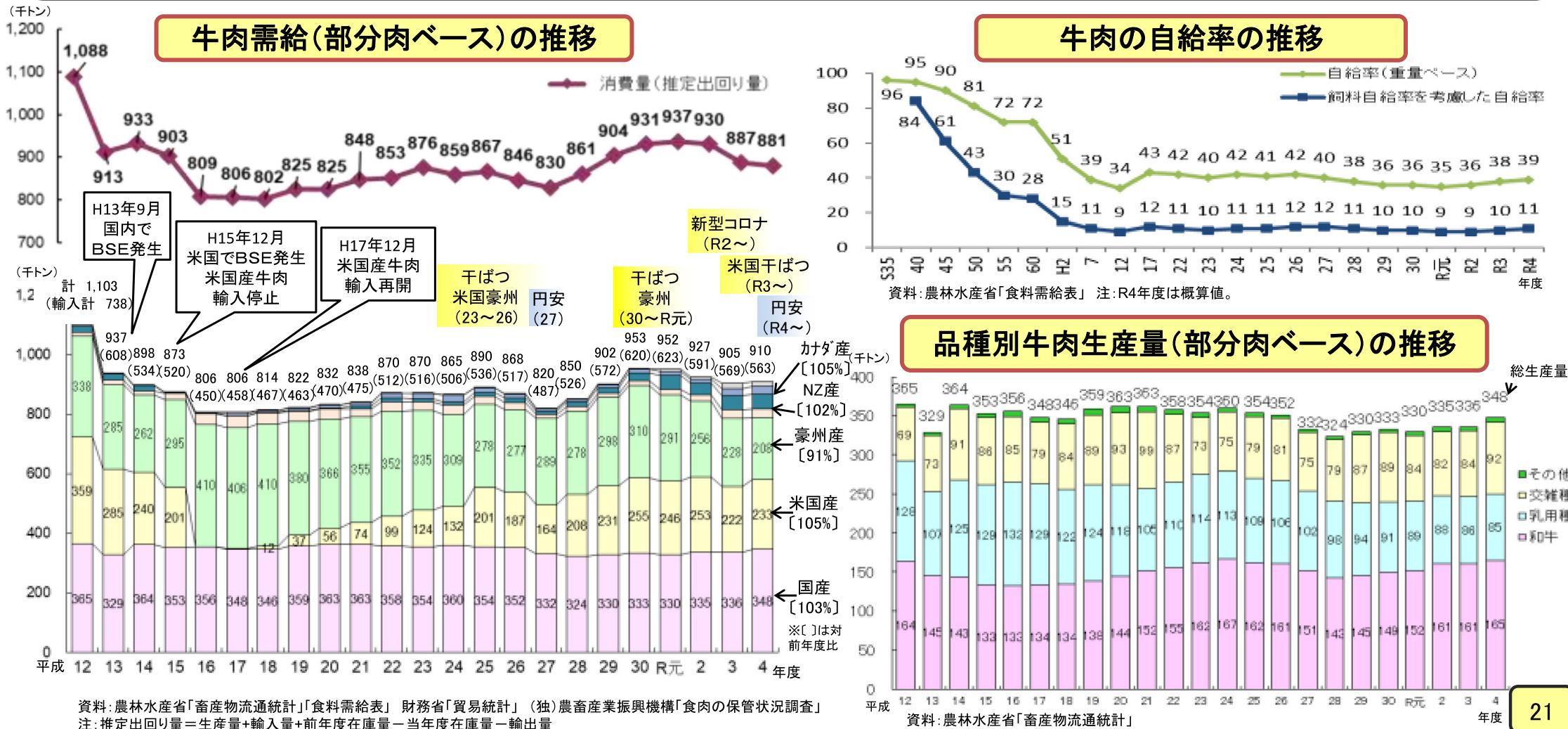


- **対象事業者（第1～3号）は**、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は**「指定事業者」として指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

【牛肉關係】

牛肉の需給動向

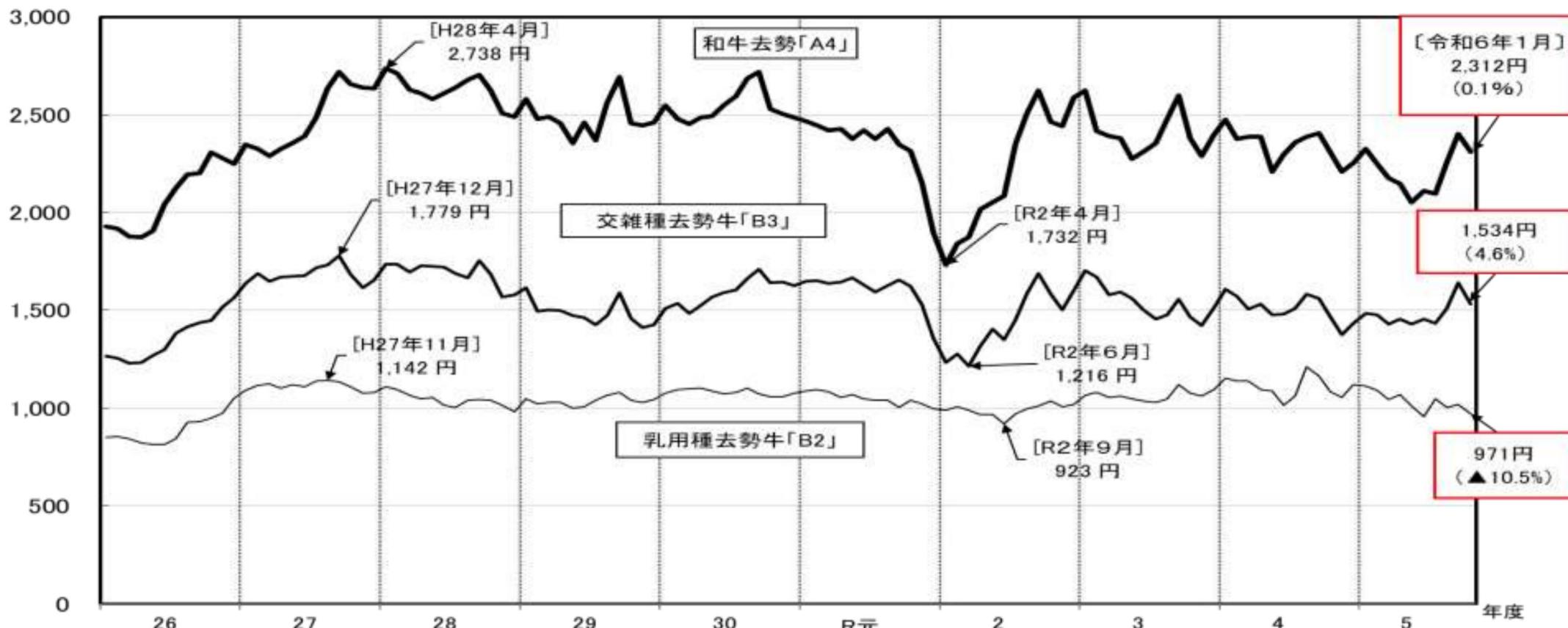
- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降3年連続で減少。令和4年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響もあり、88万トンと減少して推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向で推移しているが、近年、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和4年度は、全体では34.8万トンと前年度よりも増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで39%。



牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。
- 令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は前年を上回る水準で推移。
- 令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、前年を下回って推移。
- 令和4年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移。
- 令和5年度の和牛価格は、引き続き、物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどから、前年を下回って推移している。
なお、11月以降、年末に向けた需要等から相場は回復傾向となり、和牛、交雑種の月別平均価格は前年を上回って推移。

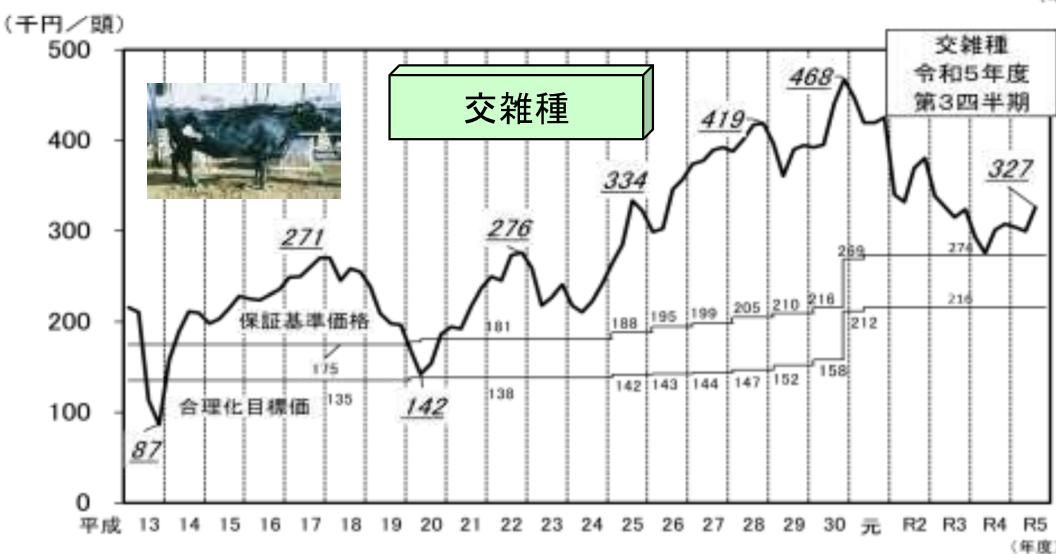
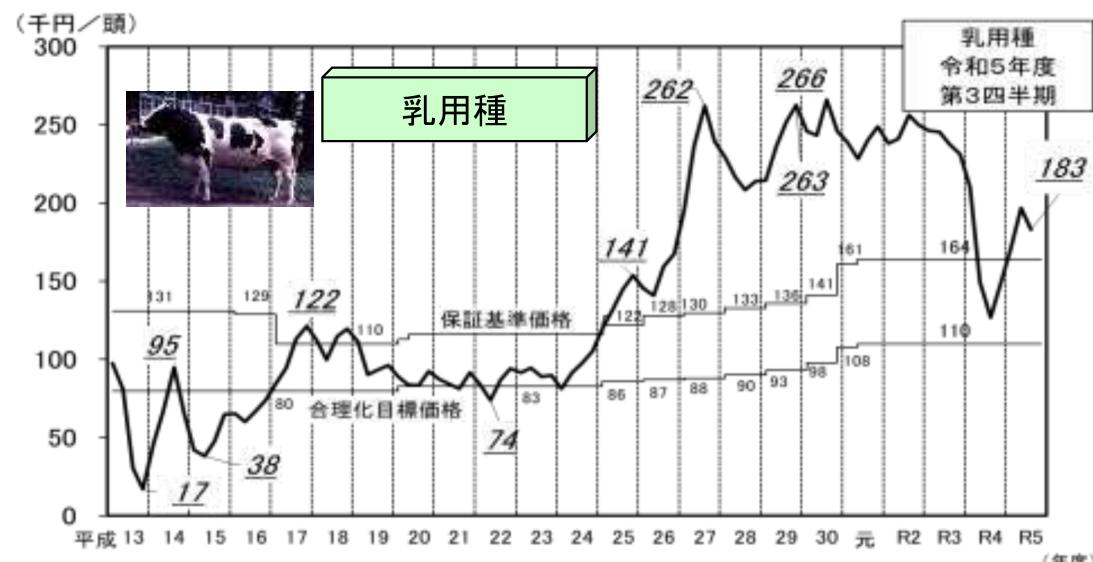
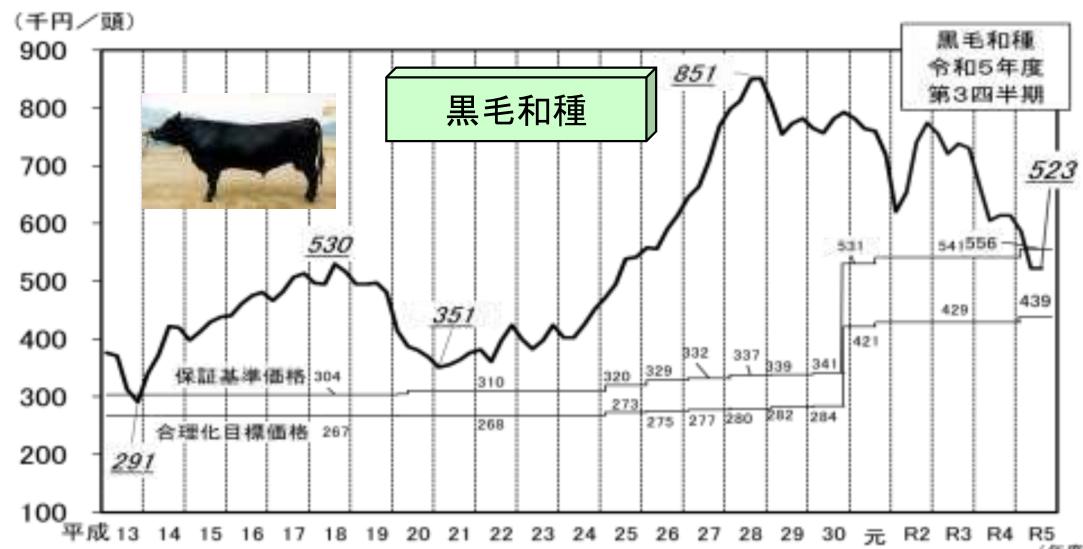
円/kg



資料:農林水産省「畜産物流通統計」
注:()内は前年同月比。

肉用子牛価格の推移

- ・肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月に子牛価格が下落。直近の令和5年度第3四半期では、黒毛和種が保証基準価格を下回って推移。



令和元～5年度補給金単価(単位:千円／頭)

品種	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期																
黒毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34.40	33.50
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	33.20	56.60	25.90	75.19	22.70				8.20				67.63							
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14.50	36.60	15.90	0	0	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移し、令和5年も増加。
- 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から増加傾向で推移。

区分／年		平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5
肉用牛	戸数(千戸)	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6
	(対前年増減率)(%)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)
	頭数(千頭)	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687
うち 繁殖雌牛	(対前年増減率)(%)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)
	1戸当たり(頭)	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6
	戸数(千戸)	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8
うち 肥育牛	頭数(千頭)	580	589	597	610	626	605	622	633	637	645
	1戸当たり(頭)	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1
	戸数(千戸)	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5
肥育牛	頭数(千頭)	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635
	1戸当たり(頭)	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2:肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

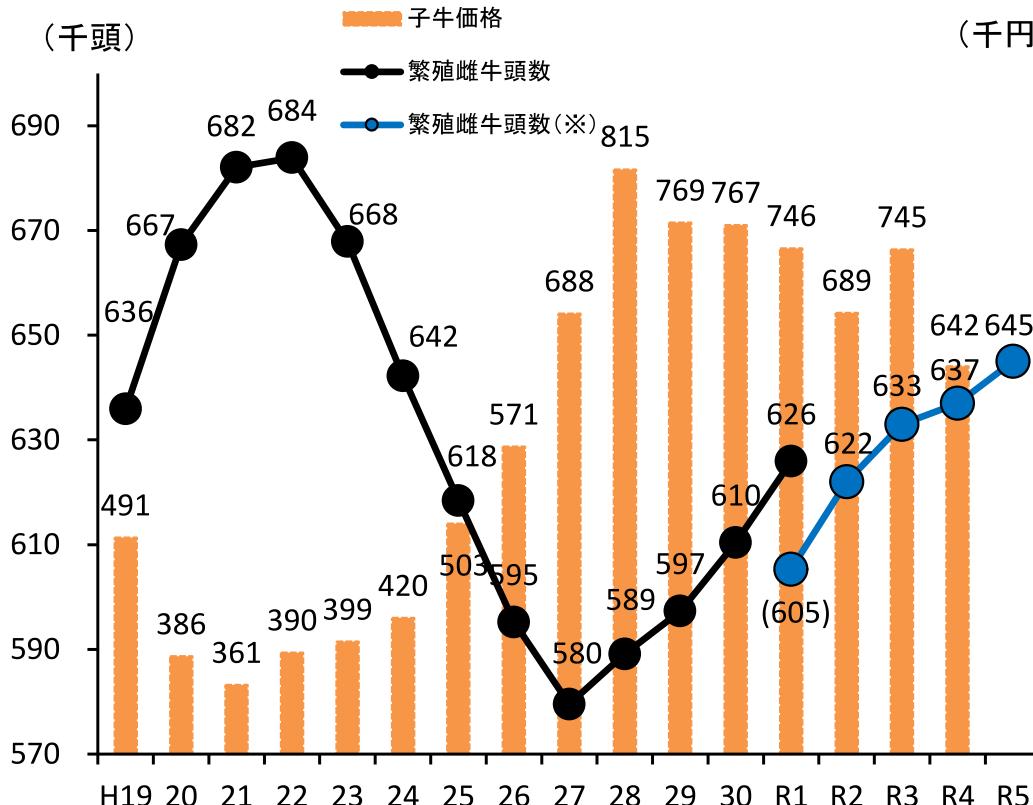
3:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用牛繁殖雌牛の動向

- ・肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、令和5年は64万5千頭へと回復。
- ・雌牛の中で繁殖に仕向けられる割合については、令和2年まで上昇傾向で推移したが、令和4年は若干減少し37%。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



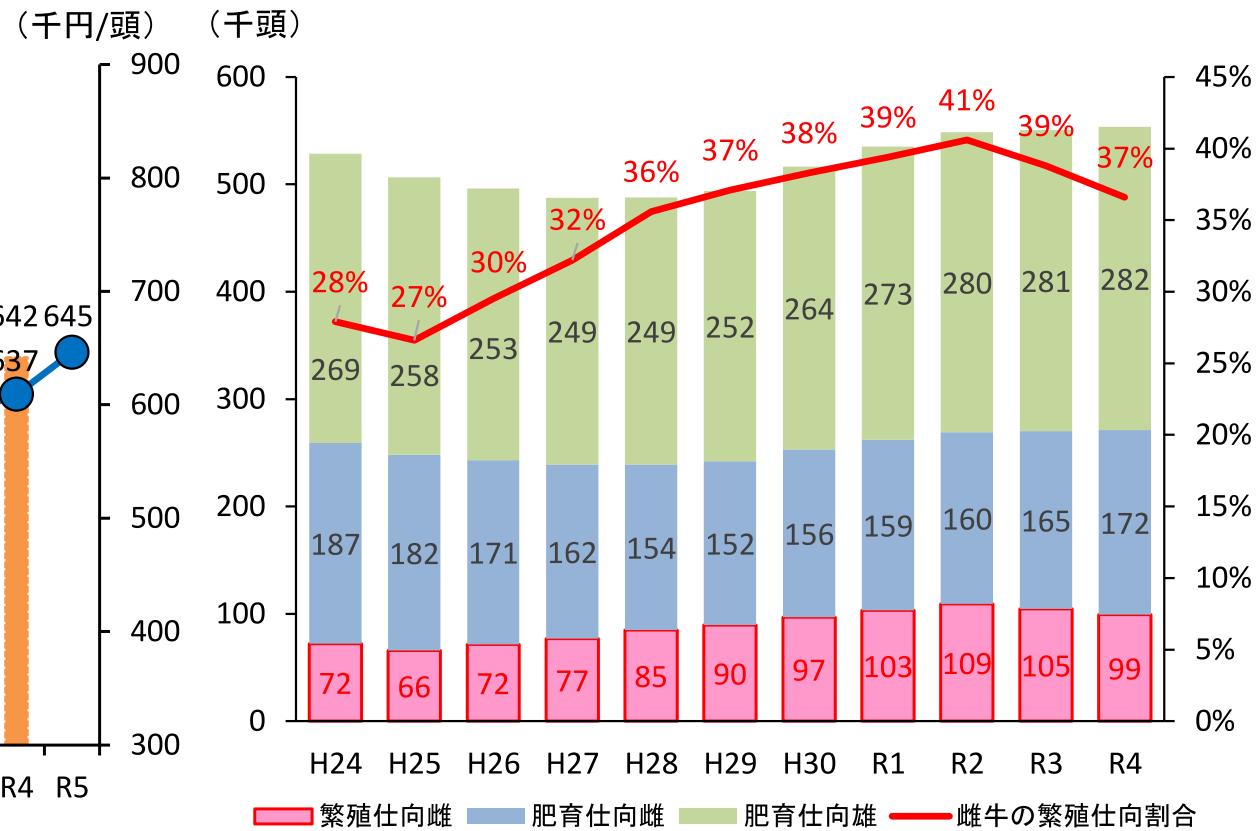
資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」

※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)



注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数

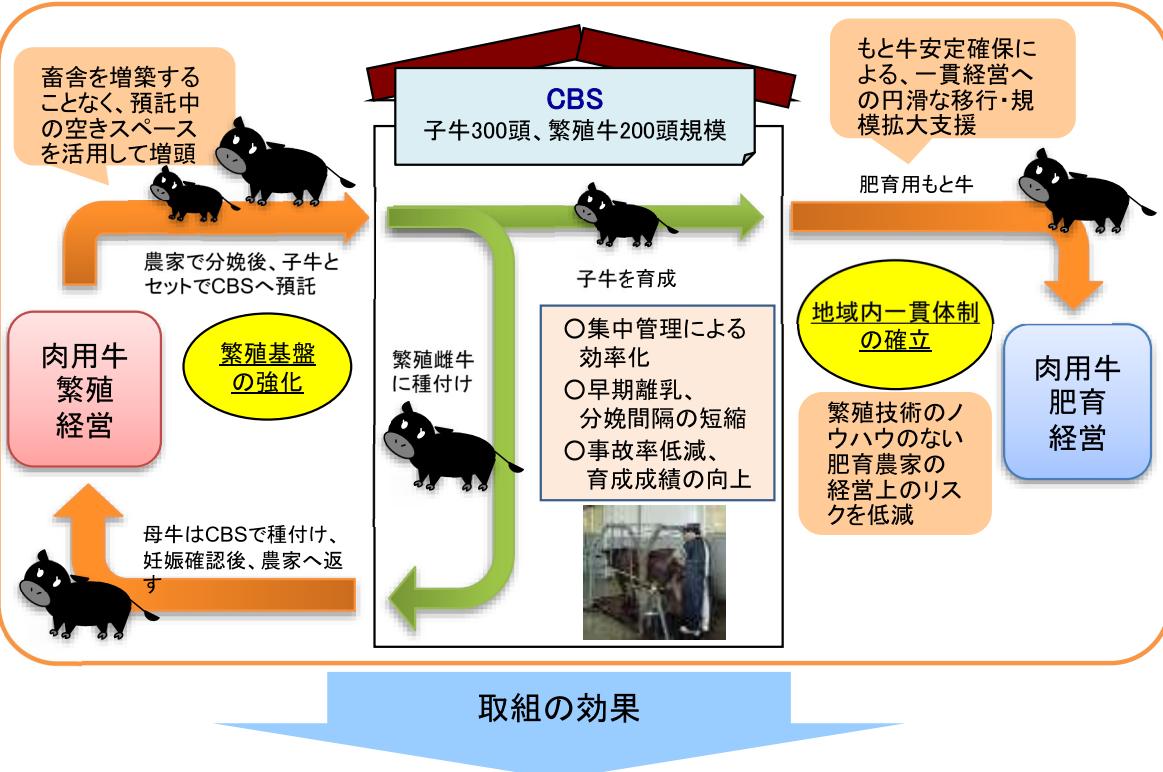
注2：繁殖仕向雌頭数は、雄・雌の出生割合が51:49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの

注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 優良な繁殖雌牛の増頭や乳用牛への和牛受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大等の取組を支援。

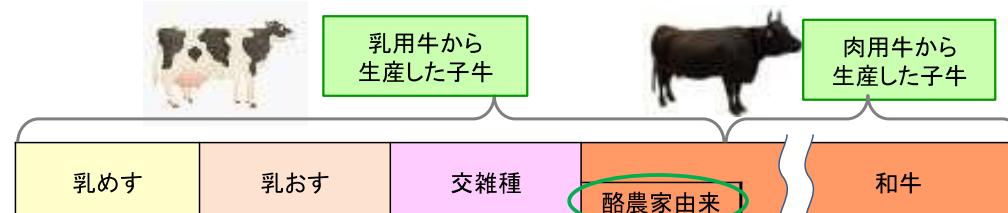
CBSを活用した生産基盤強化の事例



優良な繁殖雌牛の導入支援

- 畜産クラスター計画に基づく優良な繁殖雌牛の増頭
〔奨励金〕繁殖雌牛飼養50頭未満の経営体: 24.6万円／頭
繁殖雌牛飼養50頭以上の経営体: 17.5万円／頭
- 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入
農協等が繁殖雌牛を農家に貸付を行う取組に奨励金を交付
〔奨励金〕6万円／頭、(希少系統)9万円／頭
- その他にも導入を支援する事業を措置。

和牛受精卵を活用した和子牛の生産



和牛受精卵の活用 → **和子牛の増頭**
※酪農経営で生産された和子牛: 4.9万頭
(令和3年度: 和子牛全体の9%)



- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex:導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex:導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex:導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の概要

- ・肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の全国平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金)。
- ・また、補給金制度を補完するため、令和6年度において、和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上に取り組む生産者に発動基準に応じた定額の奨励金を交付(優良和子牛生産推進緊急支援事業)。

【黒毛和種の場合】

<令和6年1～3月>

60万円(発動基準:ブロック別平均)

和子牛生産者 臨時経営支援事業

黒毛和種のブロック別平均価格※が
60万円を下回った場合、
差額の3/4を支援

※ 4ブロック
・「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」
・極端に価格が高い都道府県は単独で、平均価格を計算

<令和6年4月～令和7年3月>

【令和6年度所要額：662億円】

優良和子牛生産推進緊急支援事業

黒毛和種のブロック別平均価格※が
60万円を下回った場合、
飼養管理向上に取り組む生産者に
発動基準に応じた定額の奨励金を交付

※ 4ブロック
(極端に価格が高い都道府県は単独で、平均価格を計算)

発動基準(税込)	奨励金単価
60万円未満	1万円/頭
58万円未満	2万円/頭
57万円未満	3万円/頭

【飼養管理向上の取組】

- ・疾病防止のワクチン接種
- ・駆虫・防虫対策
- ・寒冷・暑熱対策
- ・飼料効率の改善
- ・発情発見機等の活用 等

56万4千円(令和6年度保証基準価格:全国一本)

↑ 8千円引き上げ

肉用子牛生産者補給金

黒毛和種の平均売買価格(全国平均)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付。

肉用子牛生産者補給金制度

- ・ 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）。

肉用子牛生産者補給金制度

- ・ 肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと）が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- ・ さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格（令和5年度）（単位：千円/頭）

	黒毛和種	褐毛和種	その他 肉専用種	乳用種	交雫種
保証基準価格	556	507	325	164	274
合理化目標価格	439	400	256	110	216

[生産者積立金]

- ・ 負担割合 国：1/2、県：1/4、生産者：1/4
- ・ 1頭当たりの生産者積立金（うち生産者負担金）

黒毛和種：1,600円/頭（400円/頭）

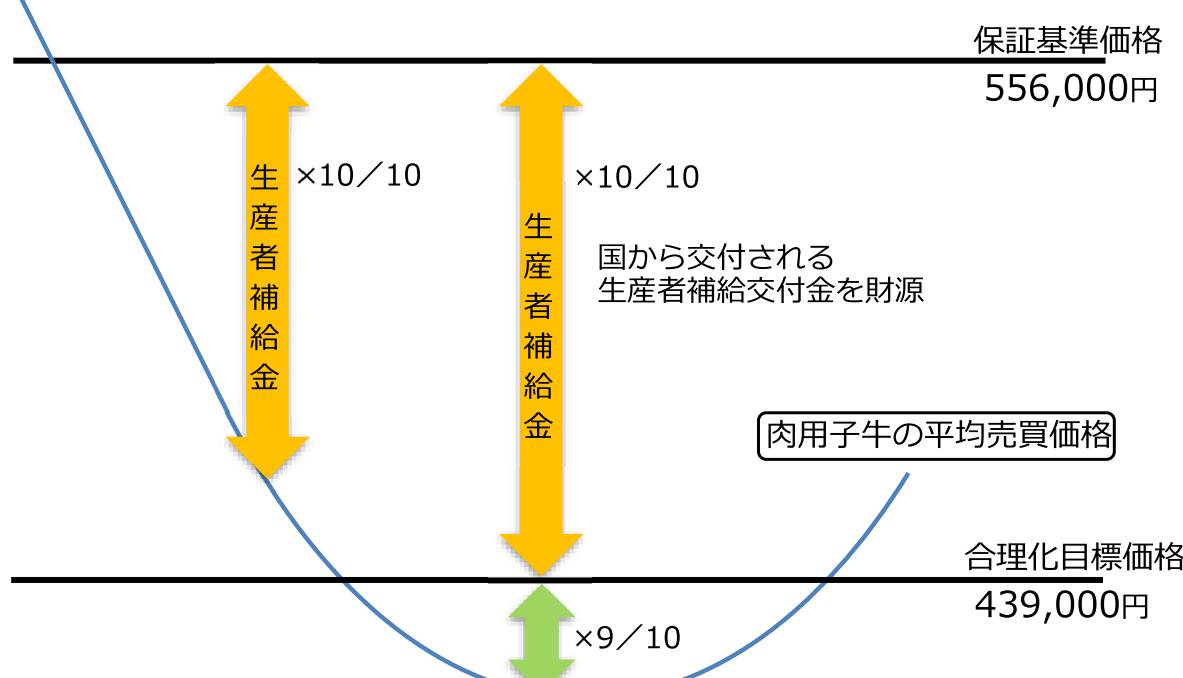
褐毛和種：6,000円/頭（1,500円/頭）

その他肉専用種：18,800円/頭（4,700円/頭）

乳用種：6,800円/頭（1,700円/頭）

交雫種：3,200円/頭（800円/頭）

【黒毛和種の場合】



《R5年度所要額：662億円》

和子牛生産者臨時経営支援事業(令和5年度)

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別※1 平均売買価格（四半期別※2、5、6）が、発動基準を下回った場合に、当該平均売買価格と発動基準の差額の4分の3※4を支援する。

品種区分	発動基準※3
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他肉専用種	35万円

※1: 黒毛和種は北海道、東北、本州関東以西・四国及び九州・沖縄の4ブロック、
褐毛和種及びその他肉専用種は全国1ブロック

※2: 黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他肉専用種は年間(令和5年1月から12月まで)で計算
※3: 発動基準は消費税込価格

※4: 肉用子牛生産者補給金の支援対象と重複する部分を除く

※5: 黒毛和種について、全国平均に対し著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県は、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※6: その他の肉専用種の令和6年1月から3月までの3ヵ月分は年度(令和5年4月から令和6年3月まで)で計算

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和5年1月から令和6年3月まで

5 発動実績

	黒毛和種				褐毛和種	その他の肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	九州・沖縄		
令和5年1月～3月	-	-	-	-	10,800円／頭	22,500円／頭
令和5年4月～6月	-	26,000円／頭	-	15,000円／頭	11,200円／頭	
令和5年7月～9月	4,000円／頭	33,000円／頭	16,400円／頭	47,600円／頭	5,000円／頭	18,700円／頭
令和5年10月～12月	15,900円／頭	33,000円／頭	16,400円／頭	49,500円／頭	-	

優良和子牛生産推進緊急支援事業(令和6年度)

1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により
肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、
飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

発動基準 (税込)	黒毛和種	60万円	58万円	57万円
	褐毛和種	55万円	53万円	52万円
	その他の肉専用種	35万円	33万円	—
必 要 取 組 数	2つ	3つ	4つ	
奨 励 金 単 価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭	

※1: 黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3: 黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

<飼養管理向上のための取組メニュー>

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善 ・駆虫・防虫対策 ・牛体管理の徹底	・添加物による栄養補助 ・寒冷・暑熱対策 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳	・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- ・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
 標準的生産費は都道府県別に算出。]

③負担金単価 肉専用種: 5,000円～23,000円／頭

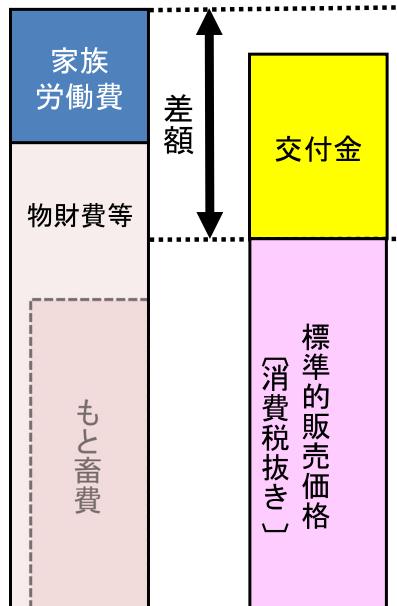
交雑種 : 17,000円／頭

乳用種 : 14,000円／頭

④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

標準的生産費 消費税抜き」



品種	区域	交付金単価 (概算払)
東北	北海道	87,823
	青森県	52,119
	岩手県	8,408
	宮城県	44,759
	秋田県	21,088
	山形県	12,258
	福島県	54,655
関東	茨城県	55,531
	栃木県	60,761
	群馬県	74,942
	埼玉県	56,165
	千葉県	37,919
	東京都	34,376
	神奈川県	50,789
	山梨県	46,725
	長野県	47,869
	静岡県	27,173

交付金交付状況(令和6年3月支払分:1月販売牛)

品種	区域	交付金単価 (概算払)
北陸	新潟県	55,277
	富山県	36,905
	石川県	26,195
	福井県	18,724
東海	岐阜県 ☆	—
	愛知県	21,745
	三重県	13,943
	滋賀県	60,358
近畿	京都府	67,512
	大阪府	56,474
	兵庫県 ☆	—
	奈良県	83,110
	和歌山県	59,022
	鳥取県	49,561
	島根県	—
中国	岡山県	36,640
	広島県	32,600
	山口県	4,708
	福岡県	25,175
	佐賀県	20,702
九州	長崎県	11,235
	熊本県	26,419
	大分県	16,010
	宮崎県	12,392
	鹿児島県	13,825
	沖縄県	—
	交雑種	—
乳用種	乳用種	9,112



牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

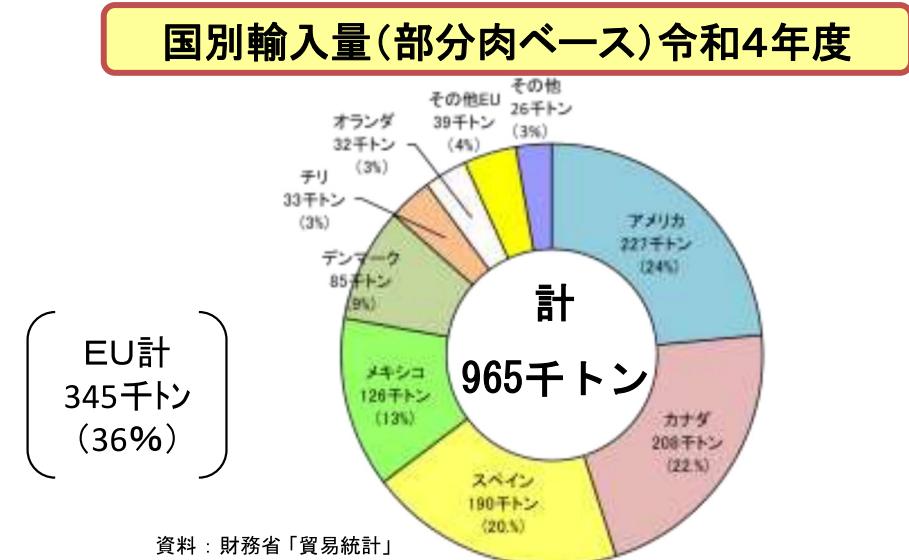
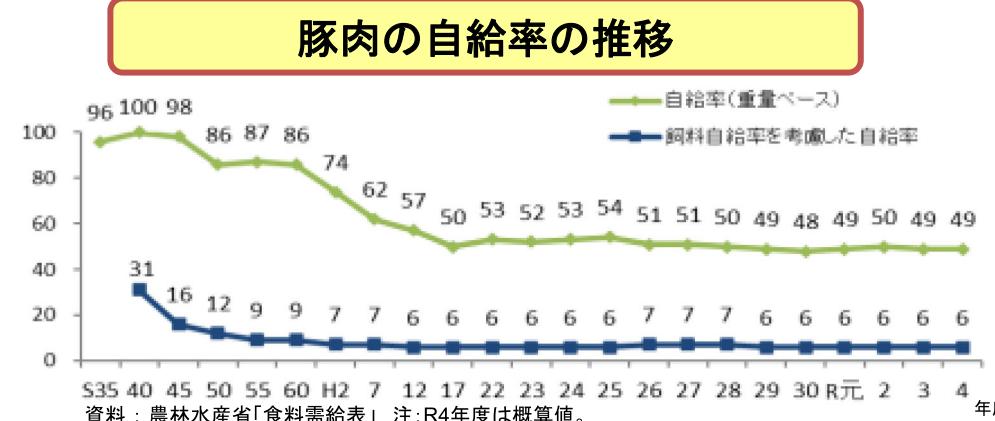
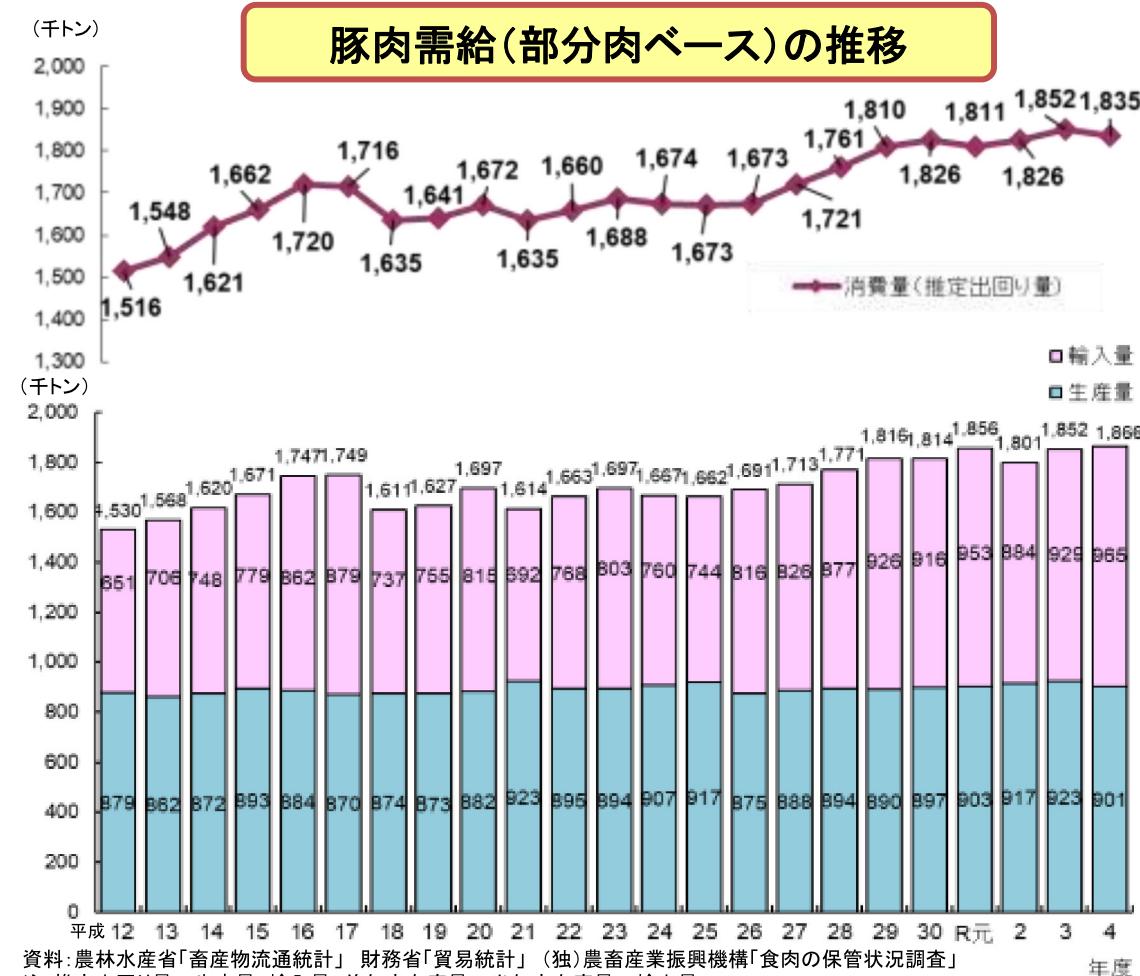
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円／頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。

【豚肉関係】

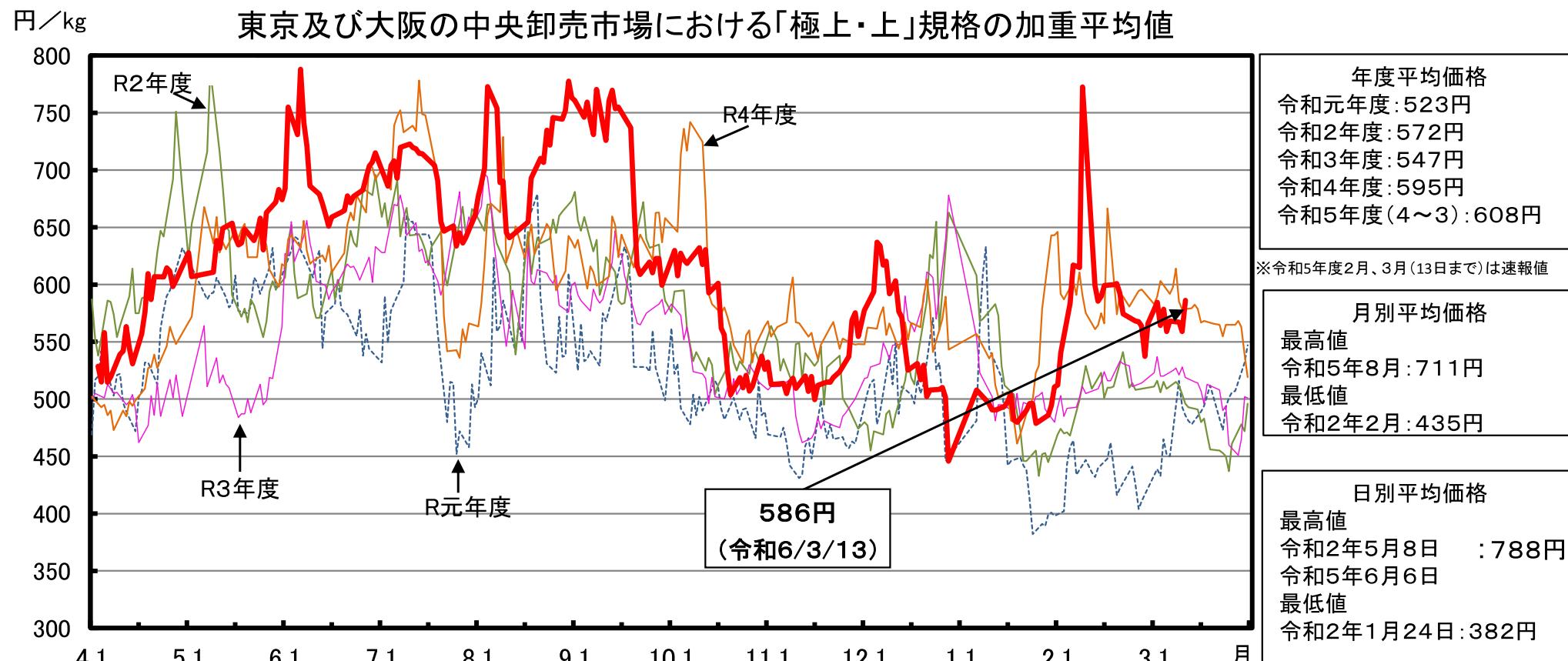
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。最近は豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和4年度は、輸入量は引き続き増加した一方、生産量の減少や巣ごもり需要が一服したこと等もあり、184万トンと高止って推移。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和4年度では90万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで49%。



豚枝肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での「巣ごもり需要」が旺盛となり、国産豚肉価格は堅調に推移。
- 令和3年度も、旺盛な「巣ごもり需要」により、国産豚肉価格は令和2年度を下回るも、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移。
- 令和4年度は、高騰している輸入豚肉の影響もあり、国産豚肉の引き合いが高まったことで、堅調に推移し、コロナ前3年間の平均を上回って推移。
- 令和5年度も、引き続き堅調に推移し、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移(H29～R元年同期比：13.6%)。



資料:「畜産物市況速報」農林水産省統計部

注1:東京・大阪食肉市場の生体の頭数加重平均価格(上規格以上)

注2:土・日曜日、祝日の価格を除く。

注3:卸売価格は税込み価格

豚飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は着実に増加しており、大規模化が進展。

区分／年	平成25	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸) (対前年増減率)(%)	5,570 (▲4.6)	5,270 (▲5.4)	4,830 (▲8.3)	4,670 (▲3.3)	4,470 (▲4.3)	4,320 (▲3.4)	3,850 (▲10.9)	3,590 (▲6.8)	3,370 (▲6.1)
うち肥育豚2千頭以上層(戸) 戸数シェア(%)	1,030 (20.6)	1,020 (21.5)	961 (21.8)	990 (23.2)	1,030 (25.2)	1,030 (26.1)	997 (28.6)	958 (29.7)	972 (32.0)
飼養頭数(千頭) (対前年増減率)(%)	9,685 (▲0.5)	9,537 (▲1.5)	9,313 (▲2.3)	9,346 (0.4)	9,189 (▲1.7)	9,156 (▲0.4)	9,290 (1.5)	8,949 (▲3.7)	8,956 (0.1)
うち子取用雌豚(千頭) (対前年増減率)(%)	900 (0.0)	885 (▲1.6)	845 (▲4.6)	839 (▲0.6)	824 (▲1.9)	853 (3.6)	823 (▲3.5)	789 (▲4.1)	792 (0.3)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭) 頭数シェア(%)	6,583 (70.3)	6,528 (70.7)	6,309 (70.0)	6,479 (71.9)	6,606 (74.5)	6,664 (75.6)	6,880 (77.8)	6,692 (78.3)	6,753 (79.1)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1738.8	1809.7	1928.2	2001.3	2055.7	2119.4	2413.0	2492.8	2657.6
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	194.7	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2:肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

豚の生産能力向上への取組

- 我が国では、(独)家畜改良センター、都道府県、民間種豚生産者が国内外から育種素材を導入し、それぞれの目的・ニーズに応じた改良を実施し、多様な特性を持つ種豚を作成。
- 国産のデュロック種は、肉質面で一定の評価を得ており、産肉能力(増体量など)は、着実に向上了。
- 一方、繁殖能力(年間離乳頭数など)は、改良の規模が小さいこと等から、デンマークやオランダなどの改良先進国に比べて劣る状況。
- このため、(独)家畜改良センター、都道府県及び民間種豚生産者からなる「国産純粋種豚改良協議会」を設立(平成28年3月)し、遺伝的能力評価や優良な種豚の利活用を進めるとともに、改良に用いる豚の頭数規模を拡大し、我が国の種豚改良を加速化。

産肉能力(一日平均増体量)の改良

品種	H23年度(g)	R3年度(g)	増体量(%)
デュロック種(雄系)	700	757	108

注:遺伝的能力評価事業で収集したデータによる(生時を0kgとして算出した105kgまでの間の値)

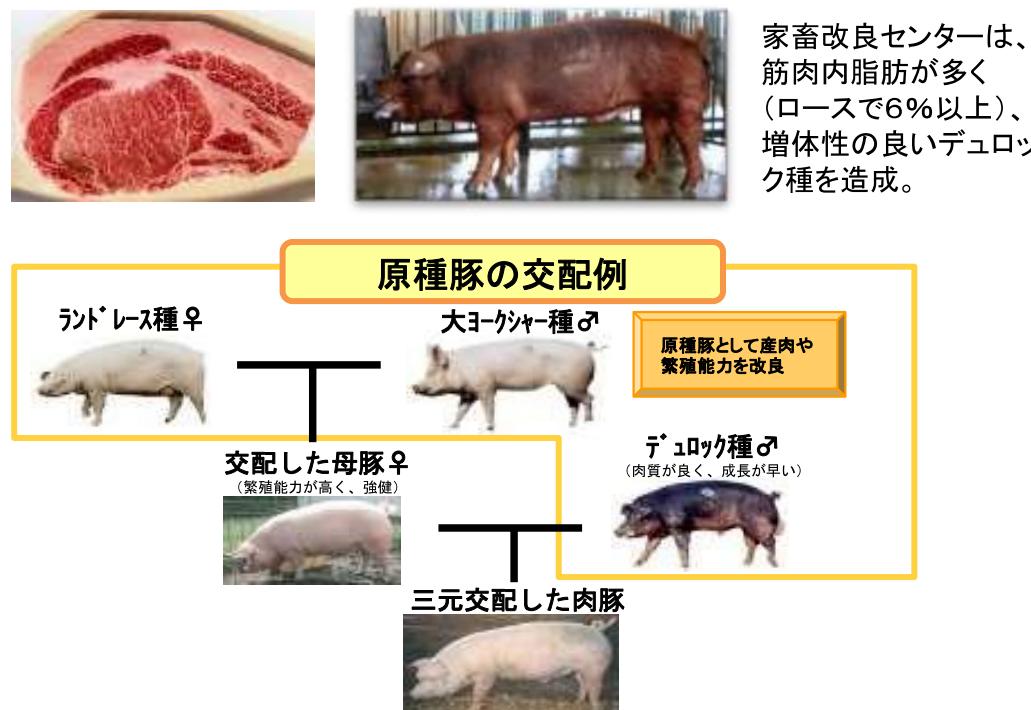
繁殖能力の国際比較

繁殖能力	日本	米国	オランダ	デンマーク
年間分娩回数(回)	2.29	2.40	2.35	2.24
1回当たり育成頭数(頭)	10.7	11.4	13.7	15.2
年間離乳頭数(頭)	24.6	27.4	32.1	34.0

出典:諸外国のデータについては、「2021 Pig Cost of Production in Selected Countries」

日本については、畜産振興課調べ

国産純粋種豚改良協議会による改良の推進



国産純粋種豚改良協議会

純粋種豚、F1母豚、精液の供給

肉豚農家

肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

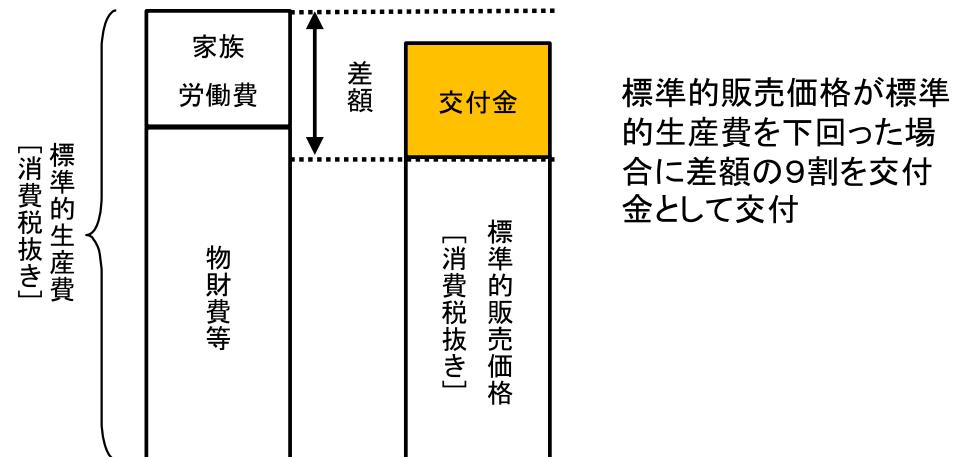
- 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

- ① 負担割合 国：生産者 = 3 : 1
(交付金のうち1／4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)
- ② 補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 対象者 肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円／頭

《令和5年度所要額》 168億円



平成22～令和5年度交付金単価(単位：円／頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～令和4年度	令和5年度 第1～3四半期
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4	
交付金単価	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

【鷄肉關係】

鶏肉の需給動向

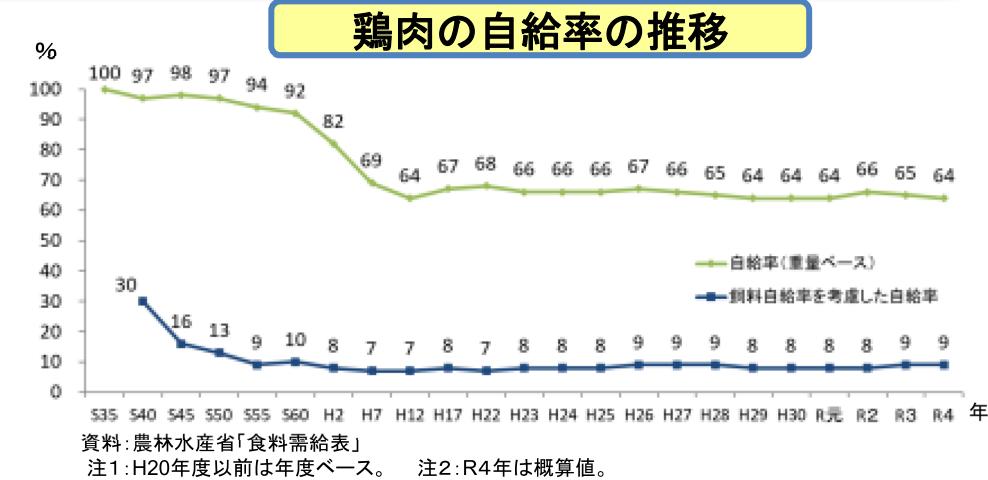
- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移している。
- 生産量は、価格が堅調に推移していること等から、増加傾向で推移しており、毎年過去最高を更新している。
- 輸入量は、国内消費量の3~4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイである。



資料:農林水産省「食料需給表」

注1:R4年は概算値。

注2:消費量は、「生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量」により推計。

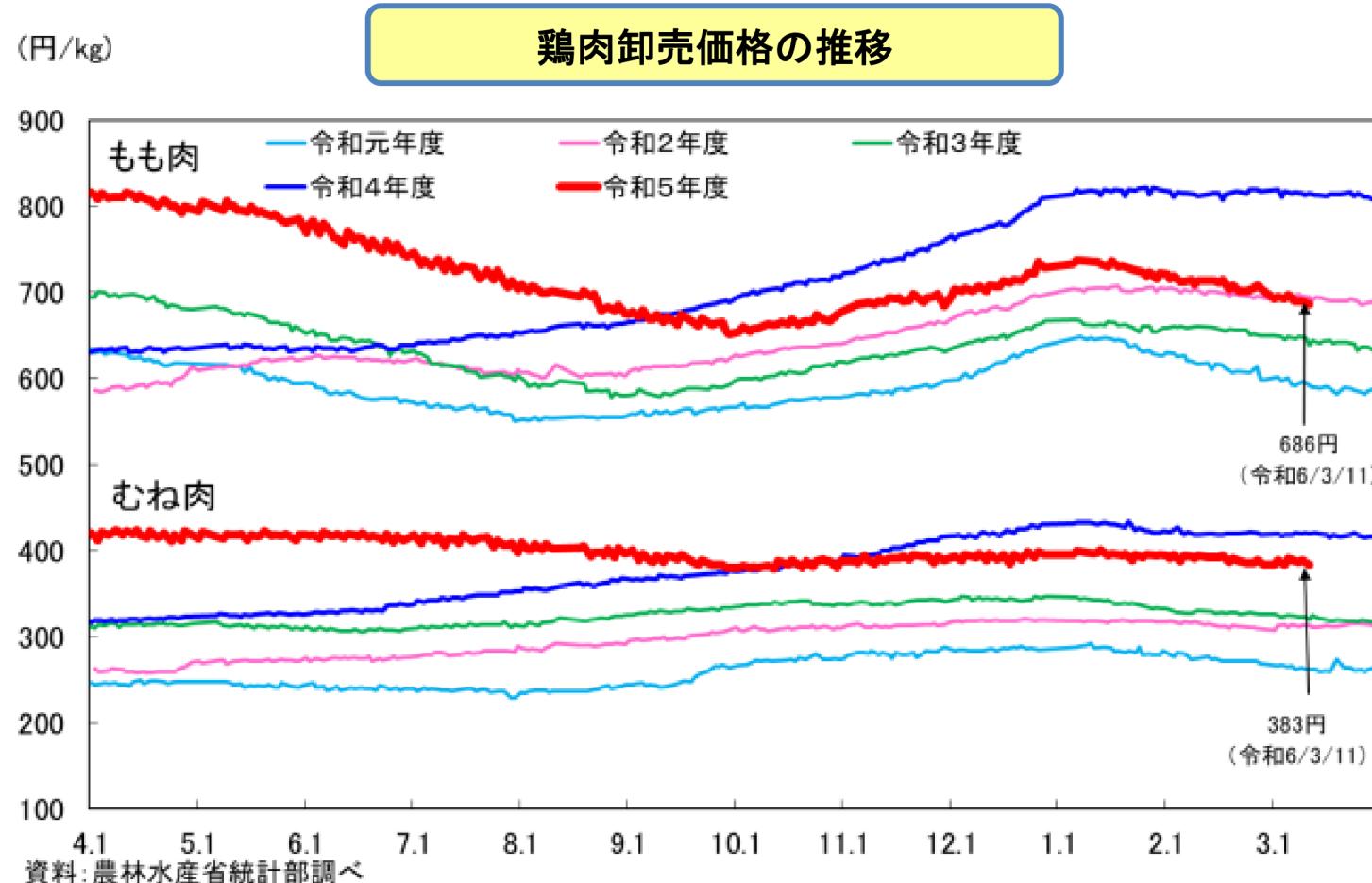


資料:財務省「貿易統計」

注:調製品は含まない。

鶏肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり需要」が旺盛となったため、もも肉・むね肉価格は堅調に推移した。
- 令和3年度は、むね肉は堅調な需要が継続していることから、例年を上回る水準で推移したが、もも肉は夏以降、「巣ごもり需要」に落ち着きがみられることから、例年並みの水準で推移した。
- 令和4年度は、もも肉は需要が安定的に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、例年を上回る水準で推移。
- 令和5年度は、もも肉は季節性の変動はあるものの引き続き例年を上回る水準で推移。むね肉は堅調な需要から引き続き高値で推移。



鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。大規模層は増加傾向で推移しているものの、令和5年度は減少。
- 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移しているものの、令和5年は縮小。

区分／年	平成25	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸)	2,420	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100
(対前年増減率)(%)	(一)	(▲1.7)	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)	(▲4.0)	(▲2.8)	(0.0)
飼養羽数(千羽)	131,624	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463
(対前年増減率)(%)	(一)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)	(1.6)
出荷戸数(戸)	2,440	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120
うち50万羽以上層(戸)	225	230	266	268	272	282	298	313	277
戸数シェア(%)	(9.2)	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)	(13.1)
出荷羽数(千羽)	649,778	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878
うち50万羽以上層(千羽)	270,778	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874
羽数シェア(%)	(41.7)	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)	(48.7)
一戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	54.4	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4
一戸当たり平均 出荷羽数(千羽)	266.3	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0

資料:農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

2:平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

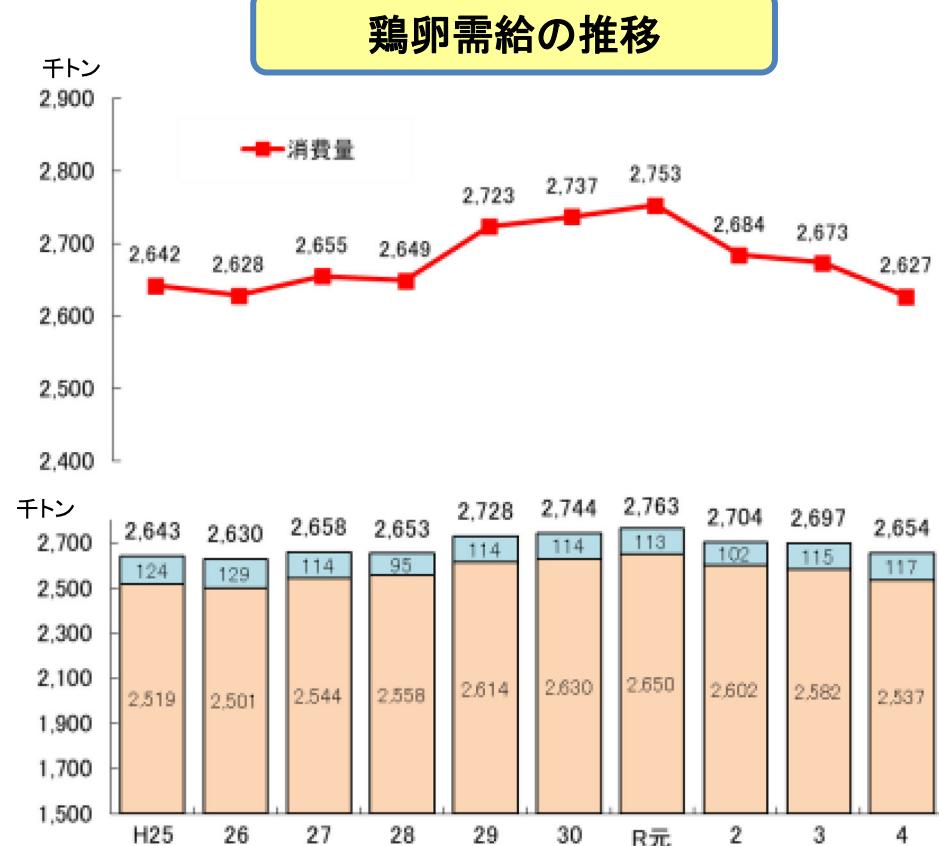
3:2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

【鷄卵關係】

鶏卵の需給動向

- 消費量は概ね安定的に推移してきたが、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移した。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生の影響により、それぞれ前年度を下回った。
- 生産量は、平成25年度以降概ね安定的に推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による影響から、それぞれ前年度を下回った。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

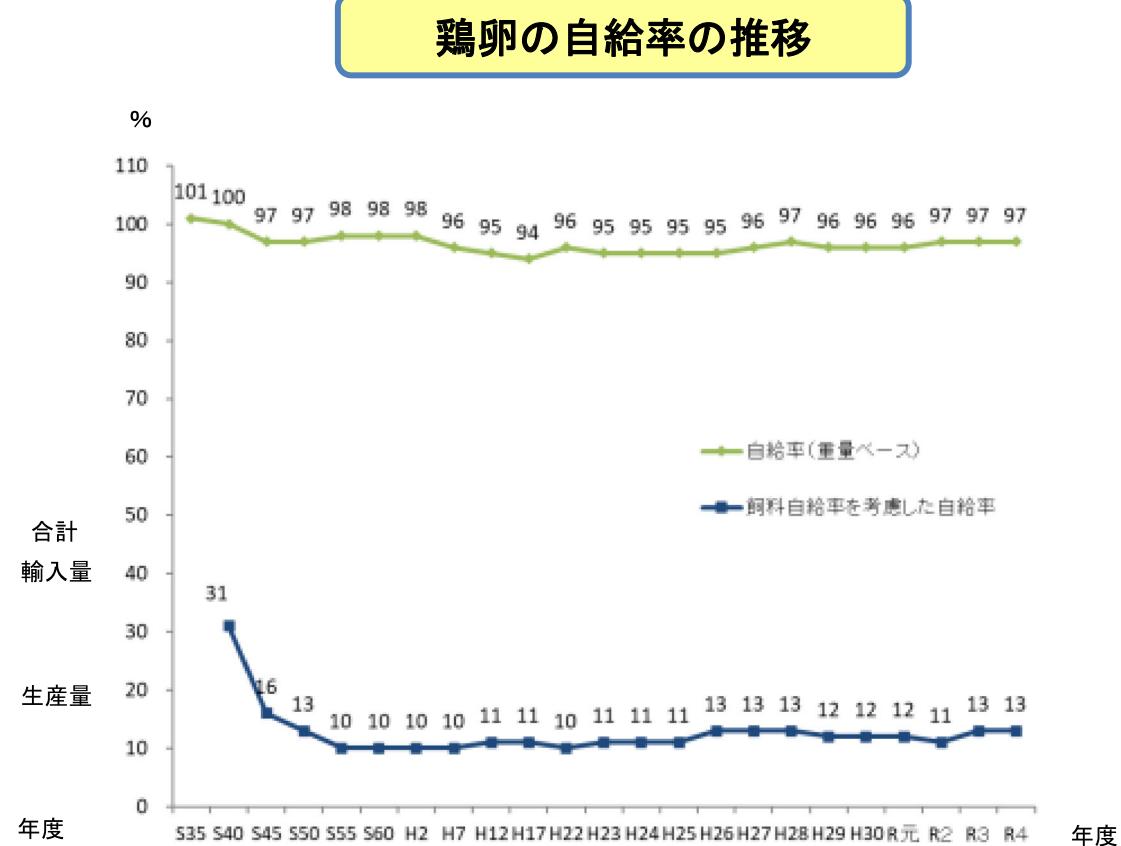


資料:農林水産省「食料需給表」

注1:R4年度は概算値。

注2:消費量は、「生産量+輸入量-輸出量」により推計。

注3:輸入量は殻付き換算。

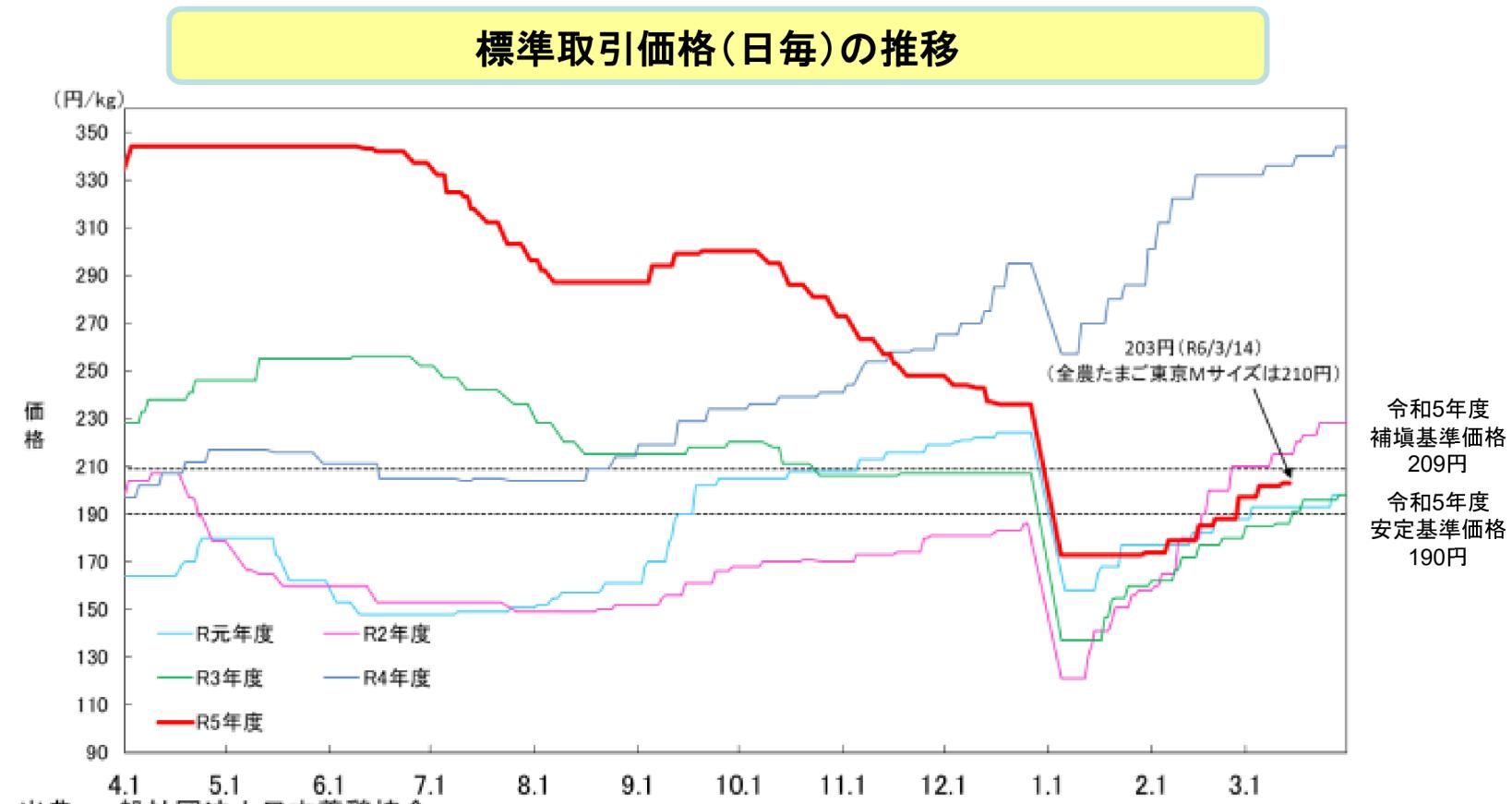


資料:農林水産省「食料需給表」

注:R4年度は概算値。

鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和2年度は4月の緊急事態宣言後、業務用の需要が大幅に減少したため、価格は低水準で推移。
- ・ 令和3年度は、令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生による殺処分羽数が多くなったことで価格は例年を上回って推移したが、その後は生産の回復等に伴い例年並みの水準で推移。
- ・ 令和4年度は、業務用需要が回復傾向にあることや生産コストの上昇等から、価格は例年を上回る水準で推移。その後、10月以降に発生した高病原性鳥インフルエンザにより、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼったことから、価格は大幅な高値で推移。
- ・ 令和5年度は、高病原性鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んでいることや鳥インフルエンザの影響により減少した加工用の需要が回復していないこと等から、6月以降価格は下落傾向で推移しているものの、引き続き例年を上回る水準で推移。



鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 成鶏めす飼養羽数は減少傾向で推移した後、平成26年以降は増加傾向で推移していたが、令和3年以降は再び減少。
- 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区分／年	平成25	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸)	2,650	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690
(対前年増減率)(%)	(▲5.7)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	328	324	347	340	332	329	334	334	306
戸数シェア(%)	(13.5)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	133,085	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579
(対前年増減率)(%)	(▲1.8)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)
うち10万羽以上層(千羽)	91,556	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908
羽数シェア(%)	(68.8)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数(千羽)	50.2	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:種鶏のみの飼養者を除く。

2:10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

- ・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填する。

[2. の事業への協力金の拠出が要件]

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

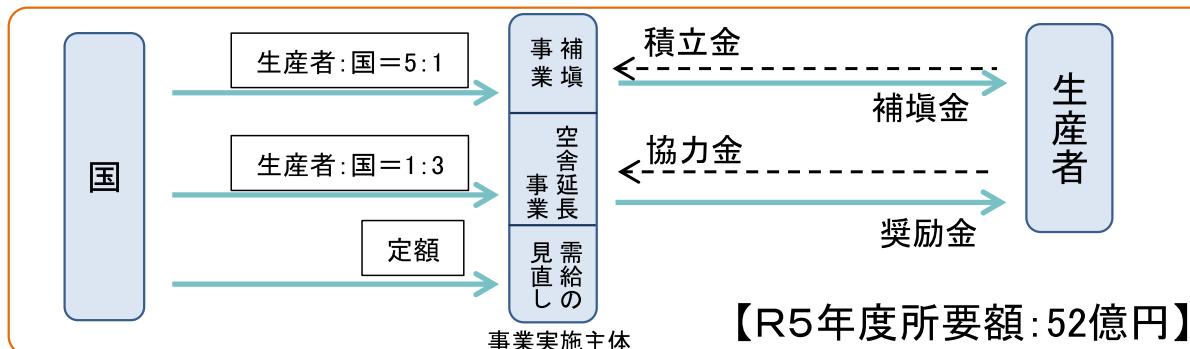
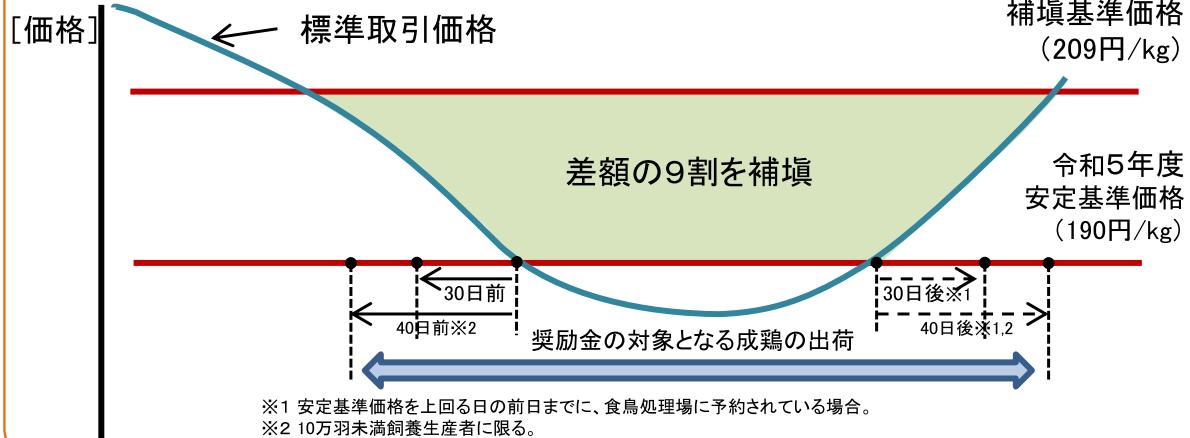
<奨励金単価 ()内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間 60日以上～90日未満 210円/羽 (310円/羽)
- ・ 空舎期間 90日以上～120日未満 420円/羽 (620円/羽)
- ・ 空舎期間 120日以上～150日未満 630円/羽 (930円/羽)
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

3. 鶏卵需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援する。

(1及び2の事業)



令和5年度補填金単価(単位:円/kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金 単価	0.000 (0.000)	17.100 (0.000)	17.100 (0.000)	(0.000)								

()内は令和4年度実績。

【飼料關係】

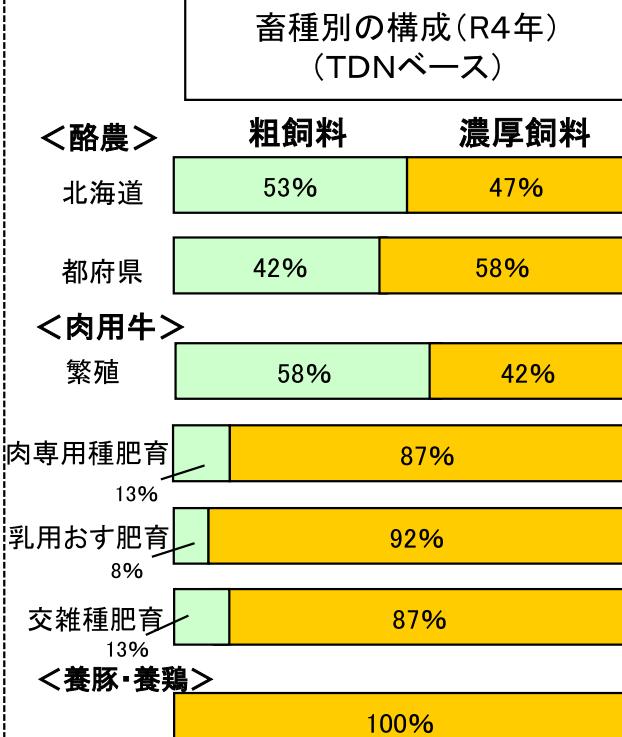
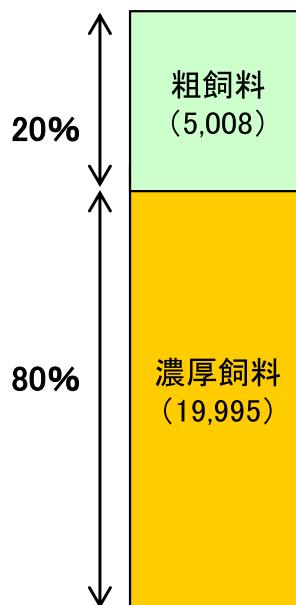
畜種別の経営と飼料

- 我が国の令和4年度(概算)の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80%(TDNベース)となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で4~5割、濃厚飼料中心の豚・鶏で6~7割。

粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)

注:TDN(Total Digestible Nutrients):家畜が消化できる養分の総量。
カロリーに近い概念。1TDNkg ≈ 4.41Mcal

R4年度供給量(概算)
25,003千TDNトン



粗飼料 : 乾草、サイレージ、稲わら等

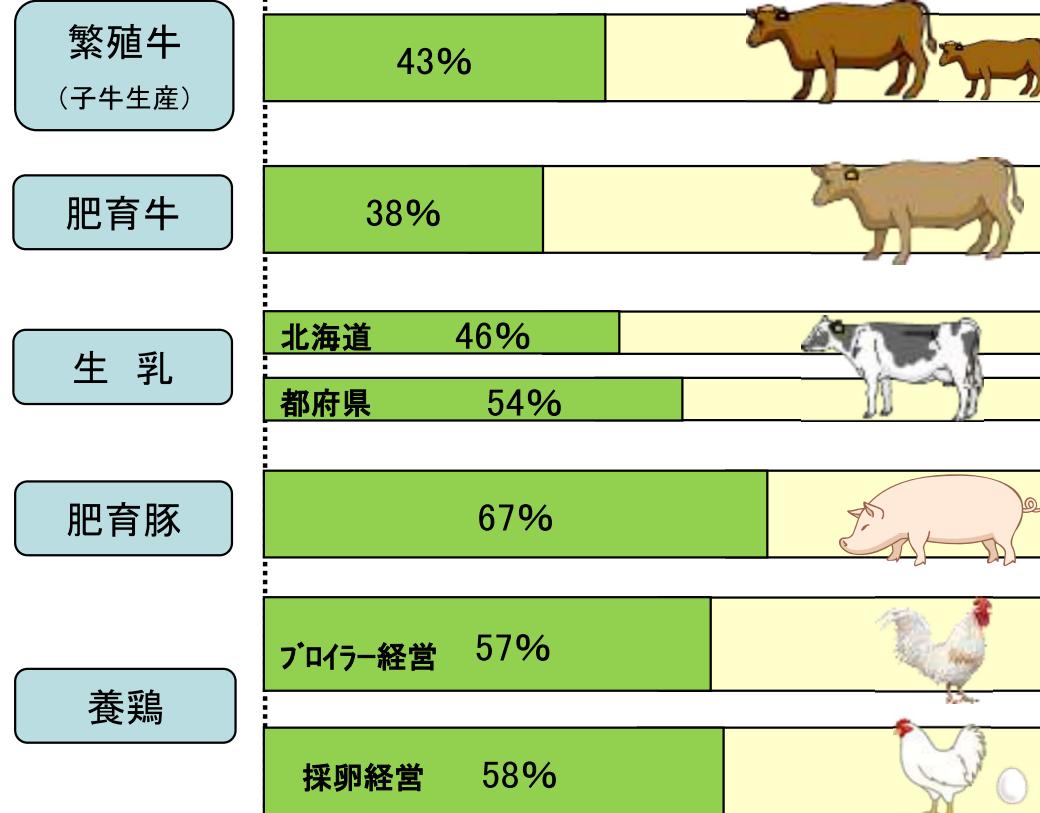
濃厚飼料 : とうもろこし、大豆油かす、こうりやん、大麦等

農林水産省「令和4年度飼料需給表(概算)」

農林水産省「令和4年畜産物生産費統計(第1報)」より試算

注:畜産物生産費調査は、令和元年調査より調査期間
を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1
月から12月までの期間に変更した

経営コストに占める飼料費の割合(R4年)



資料:農林水産省「令和4年畜産物生産費統計(第1報)」および

「令和4年畜農類型別経営統計(第1報)」

注1:繁殖牛(子牛生産)は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり

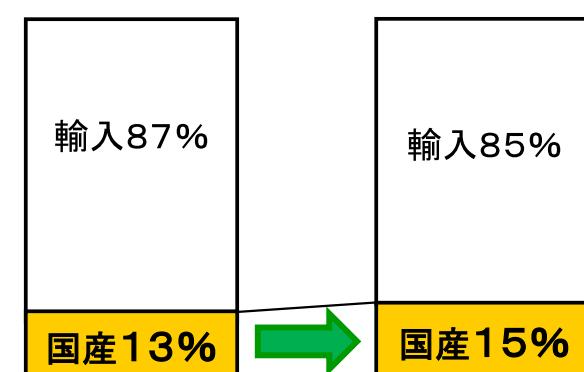
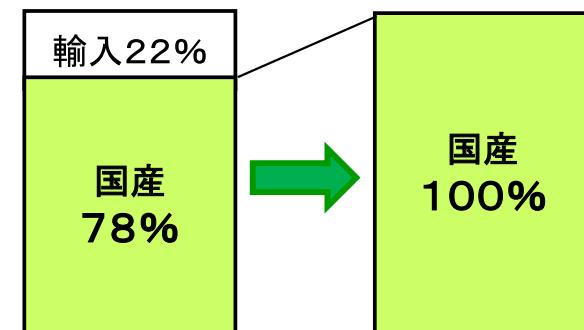
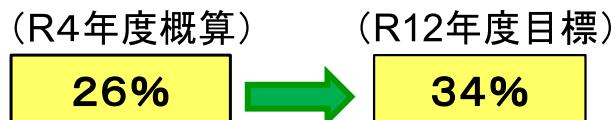
生乳は実搾乳量100kg当たり、養鶏は1経営体当たり

注2:畜産物生産費調査は、令和元年調査より調査期間を調査年4月から翌年3月までの
期間から、調査年1月から12月までの期間に変更した

飼料自給率の現状と目標

- 令和4年度(概算)の飼料自給率(全体)は26%。このうち、粗飼料自給率は78%、濃厚飼料自給率は13%。
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては草地の生産性向上、飼料生産組織の運営強化等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードや飼料用米の利用拡大等により向上を図り、飼料全体で34%(令和12年度)を目標としている。

飼料自給率の現状と目標



近年の飼料自給率の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (概算)
全 体	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%	26%	26%
粗 飼 料	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%	76%	78%
濃 厚 飼 料	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%	13%	13%

・令和4年度の飼料自給率[概算]は、粗飼料自給率は2ポイント上昇、濃厚飼料自給率は変わらず、全体としては前年度と変わらず26%となった。

・粗飼料自給率は、牧草の生育が順調であったことに加え、乾牧草の輸入量が減少したこと等から、前年度から2ポイント高い78%となった。

・濃厚飼料自給率は、主原料である輸入とうもろこしの飼料仕向量が前年度並みであったこと等から、前年同の13%となった。

近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン程度で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。

我が国の飼料穀物輸入量 (万トン)			
	R2年度	R3年度	R4年度 (確々報値)
とうもろこし	1,155	1,163	1,116
こうりやん	25	18	15
小麦	34	38	41
大麦	95	102	108
その他	5	5	4
合計	1,314	1,327	1,283

注:その他とは、えん麦、ライ麦である。

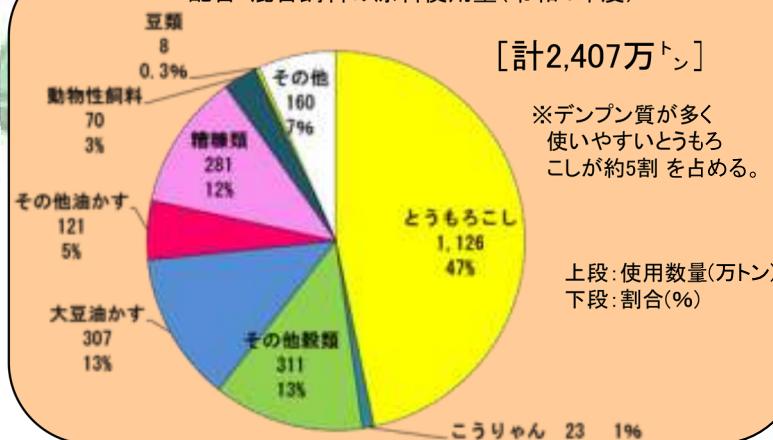
世界のとうもろこしの輸出状況

	R3/4輸出量	R4/5輸出量	R5/6輸出量 (予測)
①米国	62.8(30%)	42.2(23%)	53.3(26%)
②ブラジル	48.3(23%)	54.3(30%)	52.0(26%)
③アルゼンチン	34.7(17%)	25.0(14%)	42.0(21%)
④ウクライナ	27.0(13%)	27.1(15%)	24.5(12%)
世界計	206.4(100%)	180.2(100%)	202.3(100%)

我が国のとうもろこしの主な輸入先とシェア

	R2年度	R3年度	R4年度 (確々報値)
ブラジル	30%	16%	45%
米国	69%	69%	44%

配合・混合飼料の原料使用量(令和4年度)



配合飼料:家畜種とその成長ステージに応じた栄養素の要求量を満たすように、とうもろこし、大豆油かす等を混合した飼料
混合飼料:とうもろこし、大豆かす等数種類の原料を混ぜた飼料

直近の飼料用とうもろこしの輸入国及び輸入量(令和4年度)



米国産とうもろこしの需給 (百万トン)

	R3/4	R4/5	R5/6 (予測)
生産量	381.5	346.7	389.7
輸入量	0.6	1.0	0.6
国内需要量	315.7	306.0	316.4
飼料用	144.0	139.4	144.2
エタノール用	135.1	131.5	136.5
その他	36.6	35.1	35.7
輸出量	62.8	42.2	53.3
期末在庫量	35.0	34.5	55.2
期末在庫率(%)	9.2	9.9	14.9

資料:財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (March 8, 2024)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

注:米国産とうもろこしの需給については、1bu=約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

配合飼料価格に影響を与える要因の動向

- とうもろこしの国際価格は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて上昇し4月には8ドル/ブッシュルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し、米国や南米の需給等の動向を受け、令和6年3月現在は4ドル/ブッシュル台前半まで下落。
- 大豆油かすの国際価格は、大豆油の需給や中国の飼料需要の動向等により変動。令和6年3月現在は300ドル/ショートトン台前半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、令和3年には船腹需要の増加により上昇し、同年10月には79ドル/トンまで上昇。その後は、船腹需要の減少の影響で下落。令和6年3月現在は50ドル/トン台前半で推移。
- 為替相場は、大きく変動しており、令和6年3月現在は149円/ドル程度で推移。

<とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)>



注:シカゴ相場の日々の終値である。※1ブッシュル=25.4kg

<大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)>



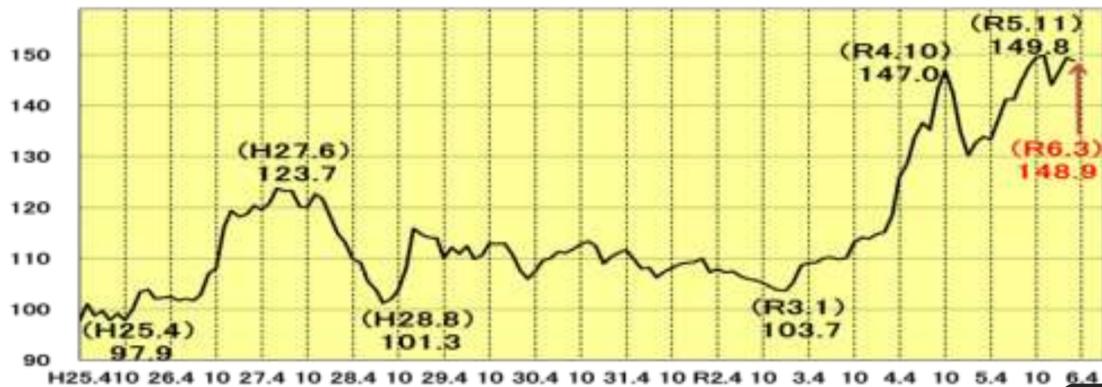
注:シカゴ相場の日々の終値である。※1ショートトン=907.2kg

<海上運賃の推移(ガルフ～日本)>



注:月平均値である。(令和6年3月の値は第1週までの平均値)

<為替相場の推移>

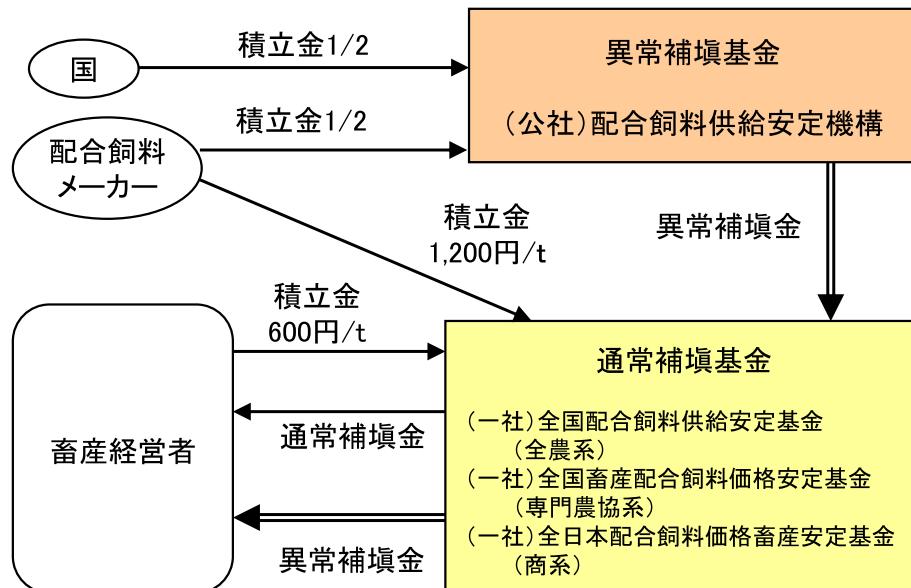


注:日々の中心値の月平均である。(令和6年3月の値は12日までの平均値)

配合飼料価格安定制度の概要

- ・配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
 ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- ・平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- ・令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動して以降、令和4年度第4四半期(1~3月)まで連続して通常補填、異常補填とともに発動。
- ・この補填財源のため、令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- ・令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」(新たな特例)を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)、第3四半期(10~12月)に緊急補填が発動。

○ 制度の基本的な仕組み

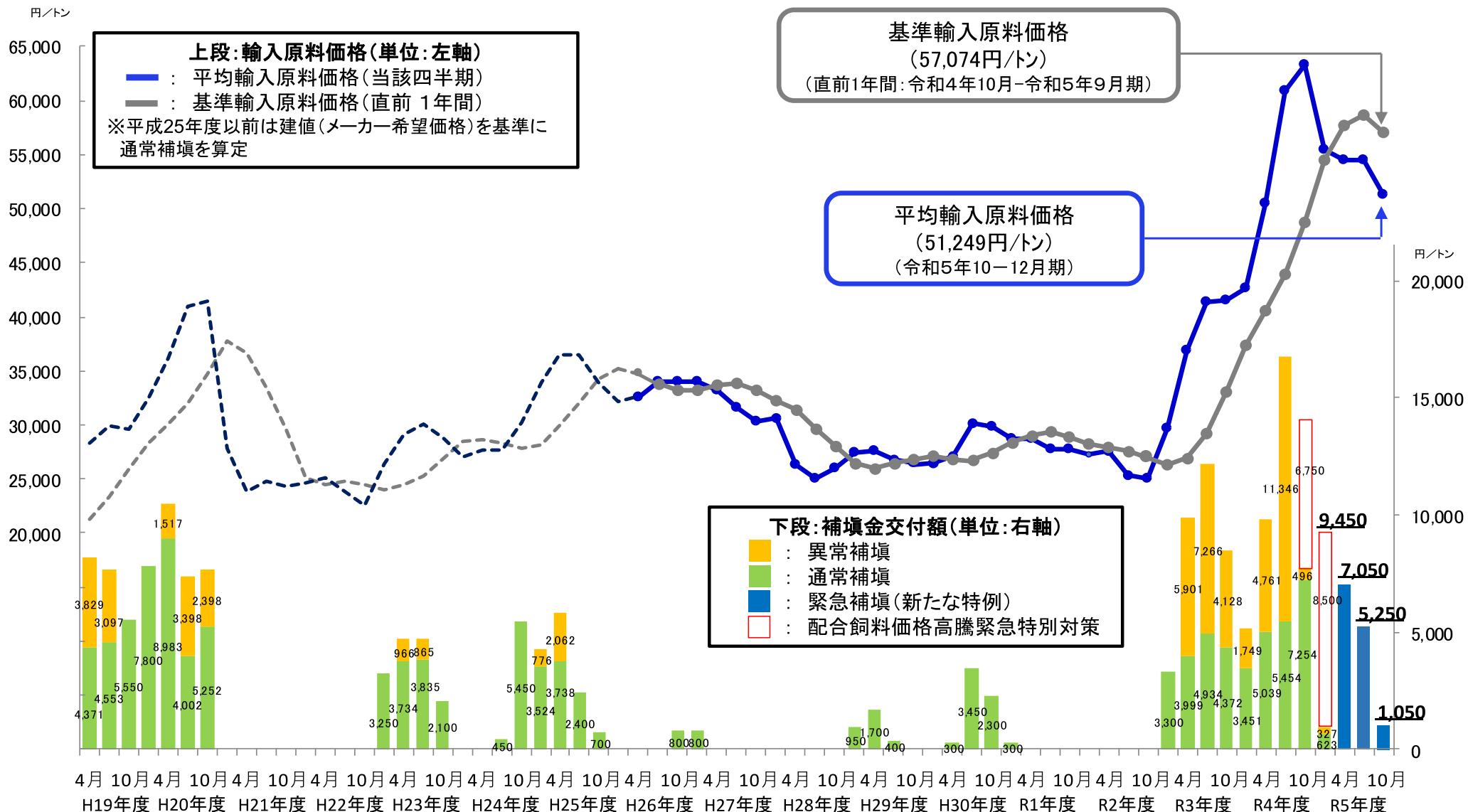


○ 発動条件等

異常補填基金 国とメーカーが 1/2ずつ拠出	<ul style="list-style-type: none"> 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均と比べ115%を超えた場合 <p>基金残高 (令和5年度第3四半期支払後) 約181億円※1</p>
通常補填基金 生産者(600円/t)と 飼料メーカー(1,200円/t) が拠出	<ul style="list-style-type: none"> 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均を上回った場合 <p>基金残高 (令和5年度第3四半期支払後) 約20億円※2</p>

※1 緊急補填のための財源を含む。 ※2 不足額を適時借り入れて対応。

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こうりやん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

注3: 令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補填は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出。

注4: 令和5年度より、緊急補填による補填金交付(国:民間=2:3)を実施。

注5: 数値は速報値。

資料 : 財務省「貿易統計」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間180万～200万トン程度で推移。令和4年度の輸入先については、米国が6割、豪州が3割弱、カナダが1割弱と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 乾牧草の輸入価格(通関価格)は、直近では、54.5円/kg(令和6年1月現在)。
- 為替相場の急激な上昇等に伴い、乾牧草の輸入価格(通関価格)は令和4年11月をピークに高騰、その後下落している。

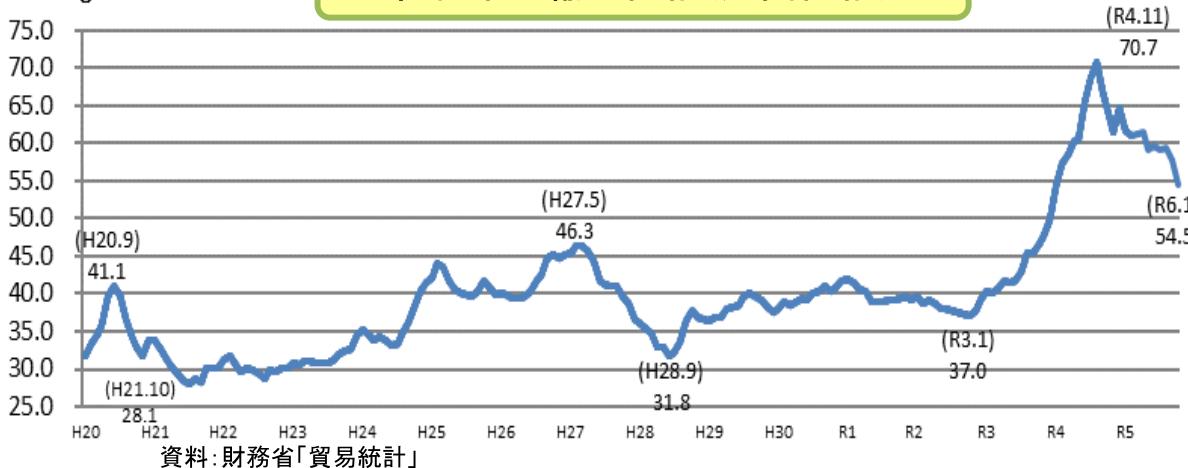
上段:輸入量(千トン)
下段:輸入シェア(%)

乾牧草の国別輸入量の推移

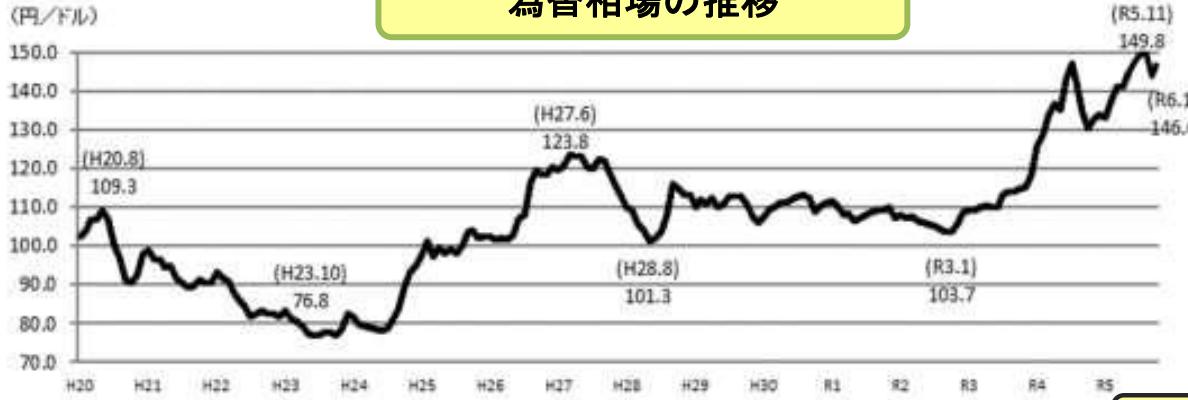
年度	米国	豪州	カナダ	その他	合計 (前年比)
					うちロシア
H26	1,319 (72.2)	369 (20.2)	128 (7.0)	11 (0.6)	1,827 (93%)
H27	1,318 (71.9)	380 (20.7)	108 (5.9)	28 (1.5)	1,834 (100%)
H28	1,364 (73.1)	367 (19.6)	106 (5.7)	29 (1.6)	1,866 (102%)
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	1,938 (104%)
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2,039 (105%)
R1	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)	2,021 (99%)
R2	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	2,026 (100%)
R3	1,340 (64.1)	489 (23.4)	191 (9.1)	71 (3.4)	2,091 (103%)
R4 (確々報値)	1,172 (60.9)	489 (25.4)	177 (9.2)	86 (4.5)	1,925 (92%)
R5 (4月～1月) (速報値)	817 (59.2)	380 (27.5)	131 (9.5)	53 (3.8)	1,380 (83%)

(円/kg)

乾牧草の輸入価格(通関価格)



為替相場の推移



資料:財務省「貿易統計」、ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- ・ 酪農・肉用牛の生産基盤の強化のためには経営コストの3~5割程度を占める飼料費の低減が不可欠。
- ・ このため、耕畜連携の推進や、外部組織による飼料生産の効率化、青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上等により、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進。
- ・ また、持続的な畜産物生産のためにも、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

○ 飼料増産の推進

- ①高栄養飼料作物の生産
・青刈りとうもろこしの生産拡大



②草地等の生産性の向上の推進

- ・難防除雑草対策、草地改良による 生産性向上



③放牧の推進

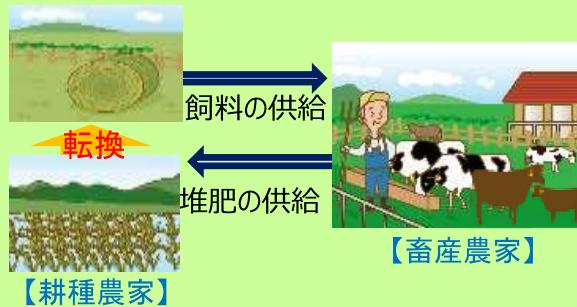
- ・耕作放棄地や草地の活用



連携・
支援

○ 耕畜連携の推進

- ・耕種農家が生産した国産飼料を 畜産農家が利用する取組の拡大



【耕種農家】

○ コントラクター※1、TMRセンター※2 による飼料生産の効率化

- ・作業集積や他地域への粗飼料供給等、 生産機能の高度化を推進



生産・
利用
拡大

国産飼料基盤に 立脚した畜産の確立

飼料自給率

	R4年度 (概算)	R12年度 (目標)
飼料全体	26%	34%
粗飼料	78%	100%
濃厚飼料	13%	15%

生産・
利用
拡大

連携・
支援

○ 国産濃厚飼料の利用拡大

- ①子実用とうもろこし等の生産・ 利用拡大



- ②エコフィード※3等の利用拡大
・食品加工残さ、農場残さ等未利用資源 の更なる利用拡大



※1 コントラクター:飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※2 TMRセンター:粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設

※3 エコフィード:食品残さ等を原料として製造された飼料

(トピックス) 青刈りとうもろこしの生産・利用の状況

- 青刈りとうもろこしは、高栄養価の粗飼料であり、濃厚飼料の低減にも寄与。特に酪農経営において重要な飼料作物。
- 関東以西の暖地では二期作も可能。このほか、麦等の裏作として作付けされるケースもある。
- 令和4年産の作付面積は、約9.6万ha(うち田0.9万ha、畑8.8万ha)。近年わずかに増加傾向で推移。

○ 青刈りとうもろこしとは



- 飼料用とうもろこしを、完熟前(糊熟期)に収穫して、茎、葉、実の全てを利用。
- 主に乳用牛、肉用牛の一部に給与。
- パンカーサイロ(主に北海道)又はロール形態(主に本州)にてサイレージ化する。

サイレージ化の方法

・パンカーサイロ



収穫



パンカーサイロ

・ロール形態

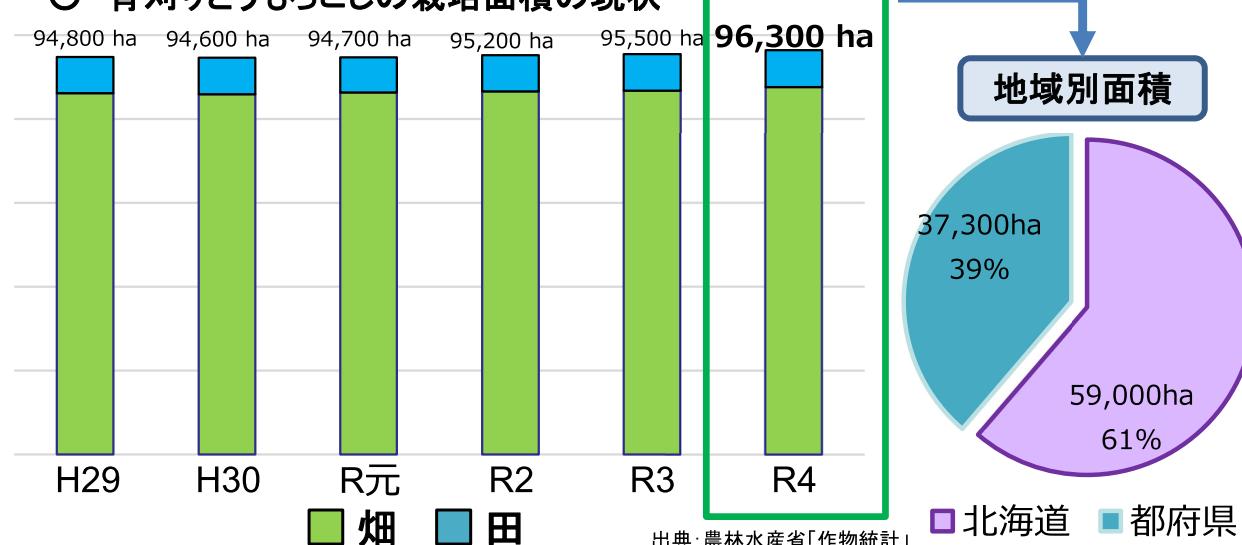


収穫(ロール)

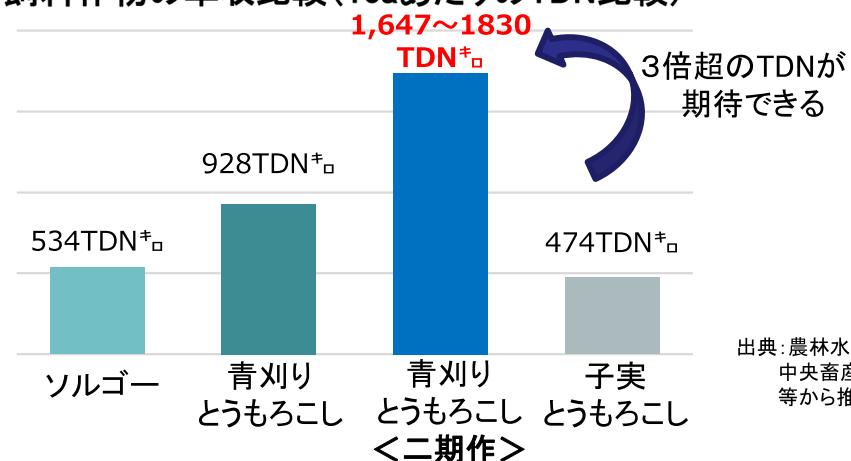


ラップサイレージ

○ 青刈りとうもろこしの栽培面積の現状



○ 飼料作物の単収比較(10aあたりのTDN比較)

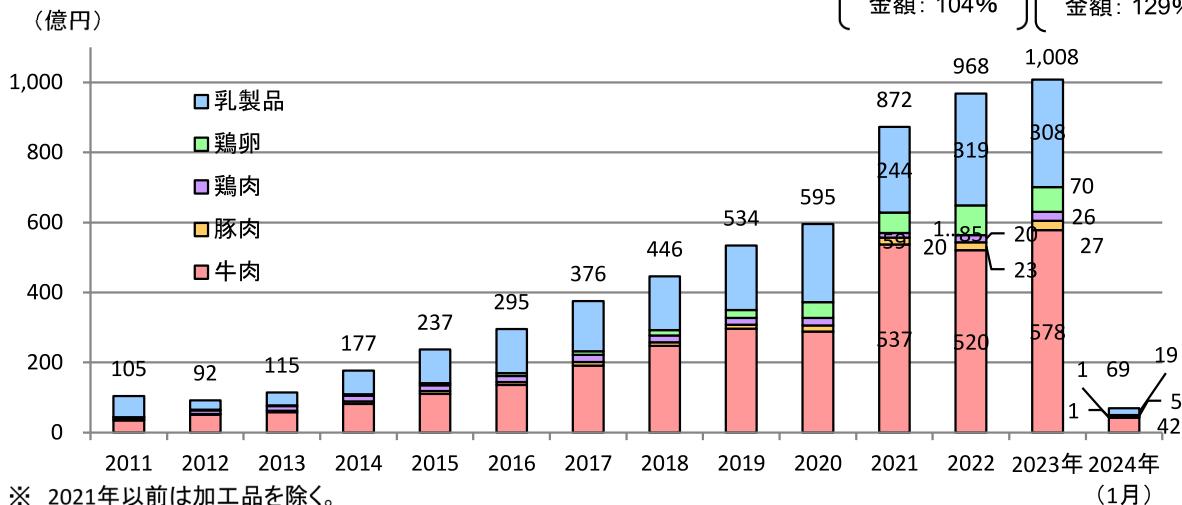


【輸出關係】

畜産物の輸出について

- 2023年の畜産物の輸出実績は1,008億円で、2012年以降連續して増加。うち牛肉が最大の578億円、全体の約50%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績



農林水産物・食品輸出本部の創設

令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となつた輸出の促進を図り、

- ・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- ・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

2030年輸出目標額

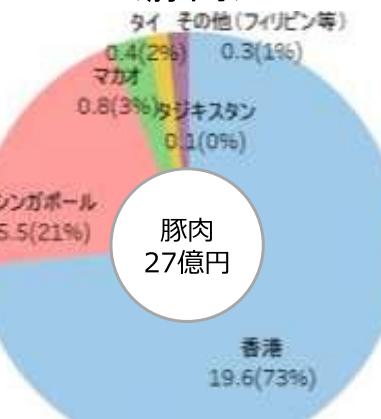
牛 肉	:	3,600億円	鶏 肉	:	100億円
豚 肉	:	60億円	鶏 卵	:	196億円
			牛乳・乳製品	:	720億円

品目毎の国・地域別輸出実績(2023年)

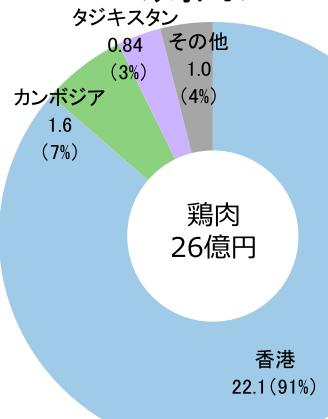
<牛肉>



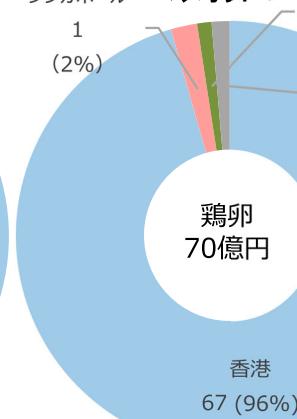
<豚肉>



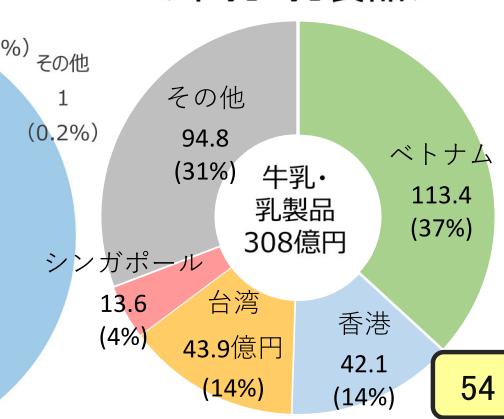
<鶏肉>



<鶏卵>

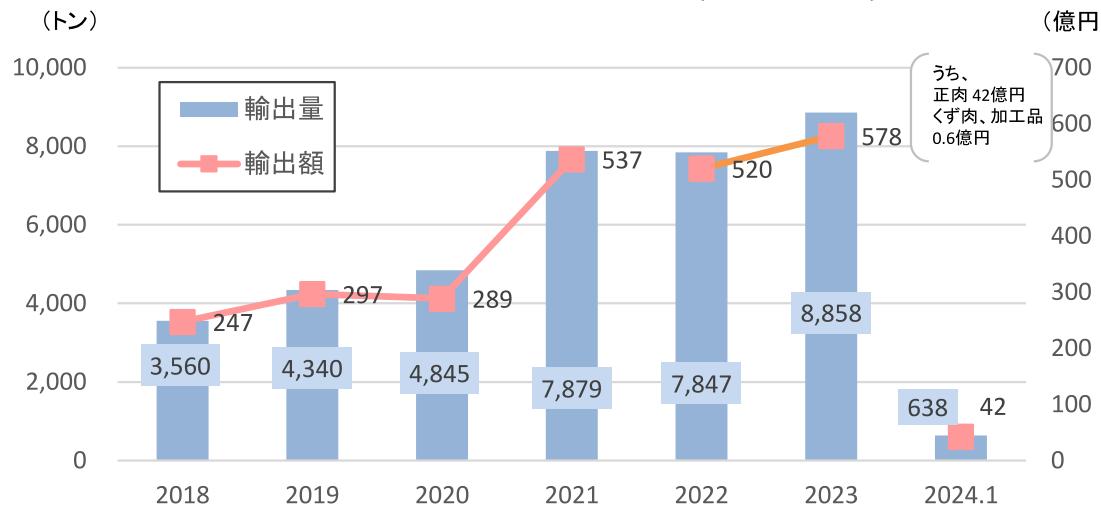


<牛乳・乳製品>

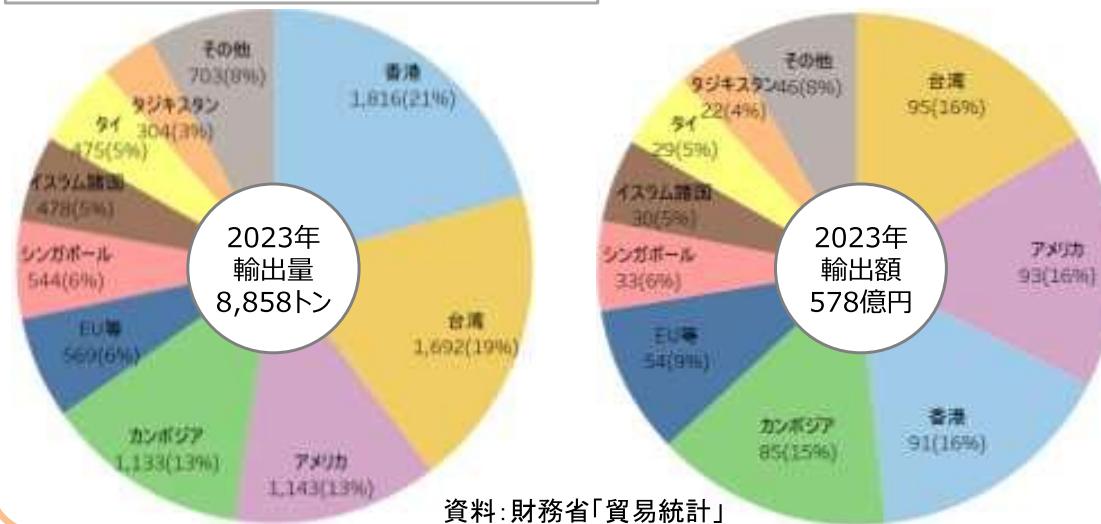


牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



牛肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:3,600億円
(2025年輸出目標:1,600億円)

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2024年2月28日現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	28	16	20	11	80	77

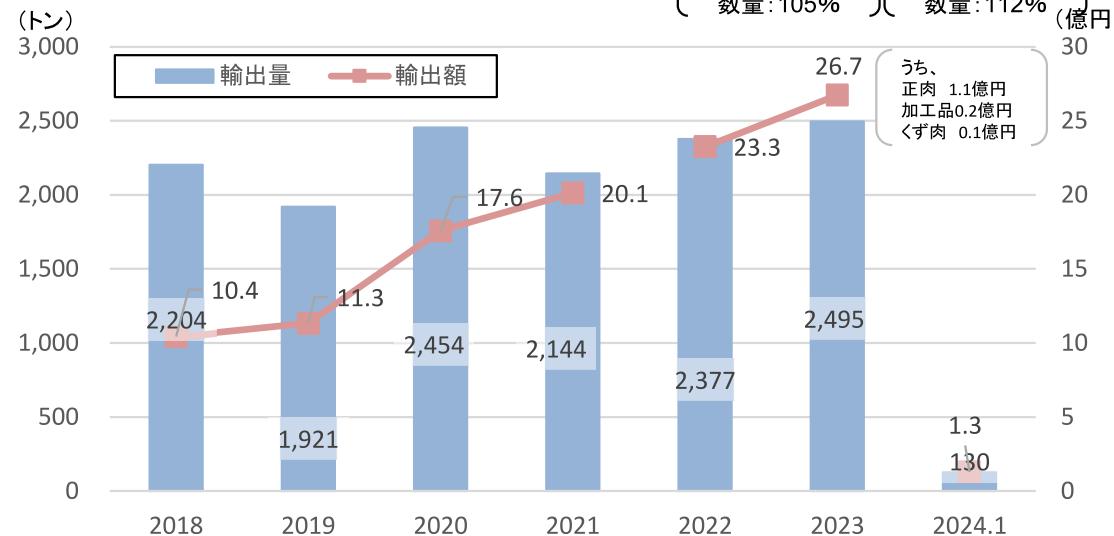
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- オールジャパンでの和牛認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉、小割肉、食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化

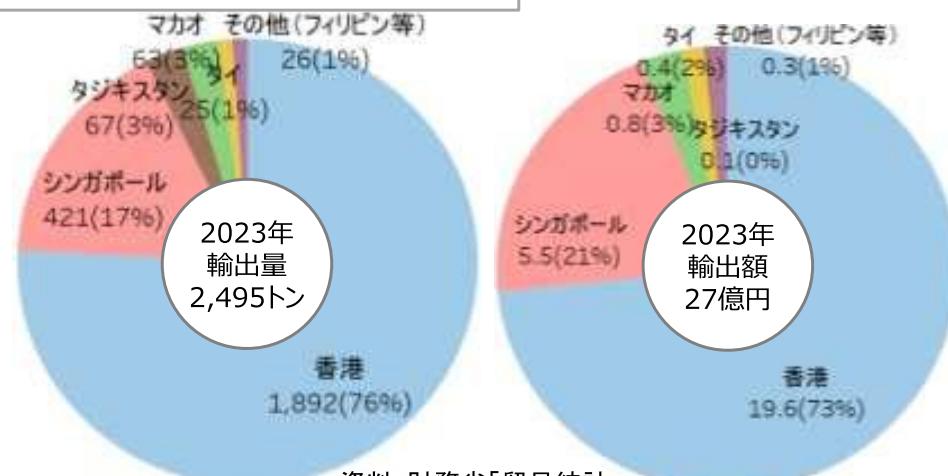


豚肉の輸出について

最近の輸出実績※



豚肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:60億円
(2025年輸出目標:29億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国
EU、中国 等

<輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ	(2024年2月28日現在)
施設数	113	12	38	5	

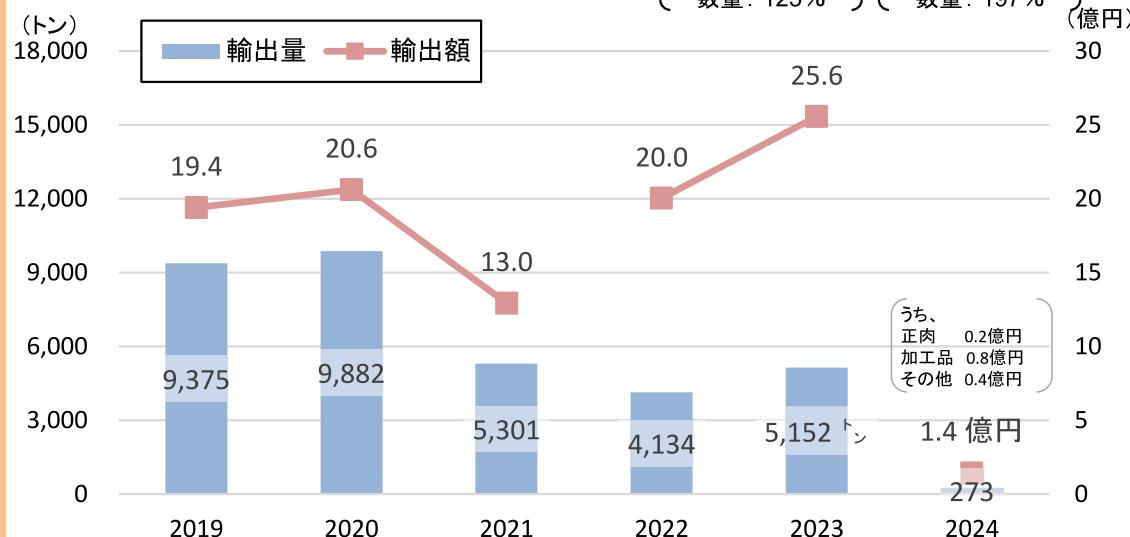
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進

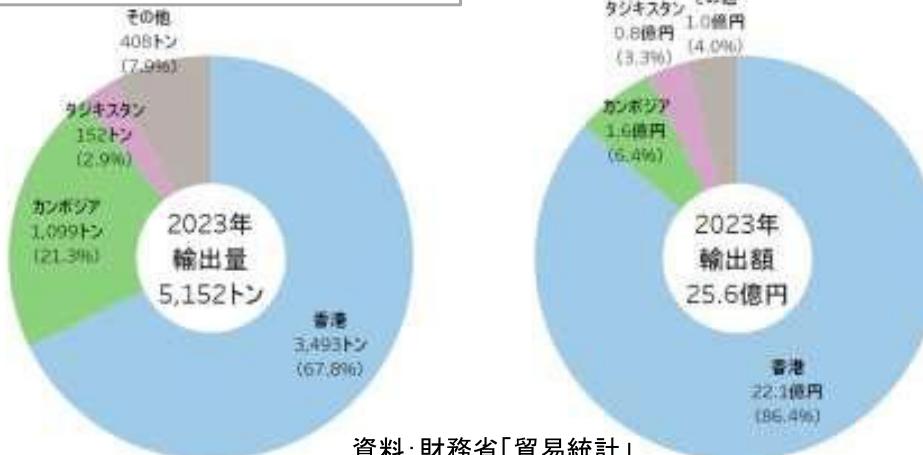


鶏肉の輸出について

最近の輸出実績※



鶏肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 100億円
(2025年輸出目標: 45億円)

○ 輸出可能国・地域

香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等

○ 輸出解禁協議中の国・地域

中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2024年2月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	78	70	1	21

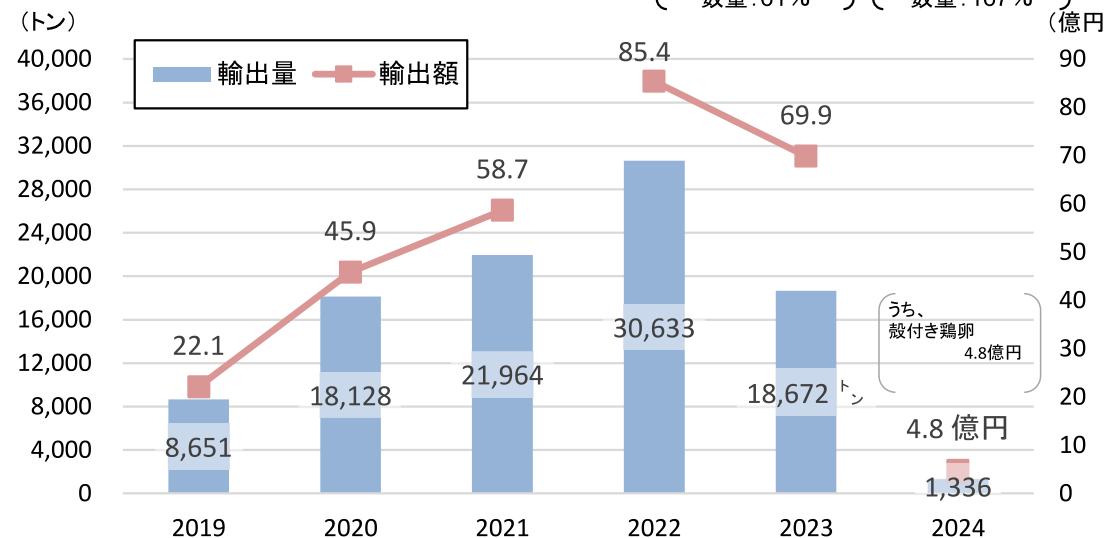
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進

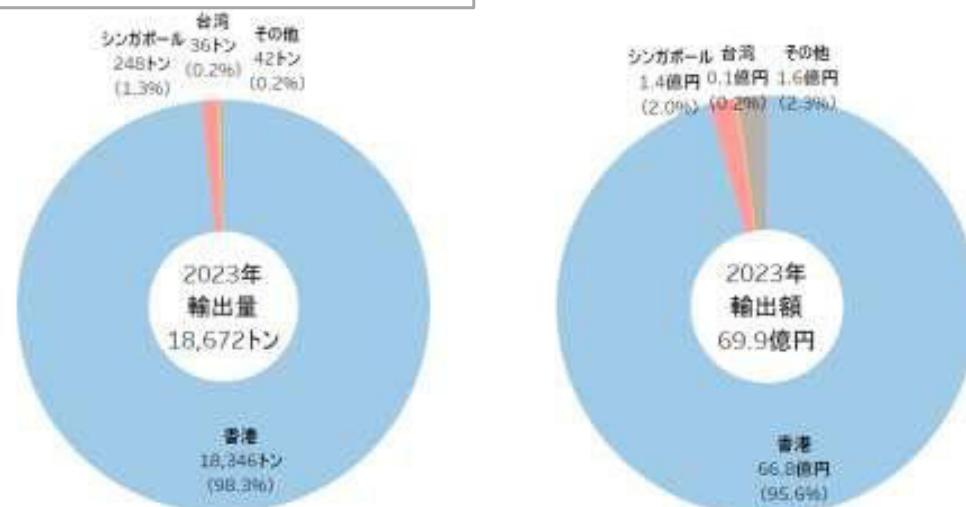


鶏卵の輸出について

最近の輸出実績※



鶏卵の国・地域別輸出実績



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:196億円
(2025年輸出目標:63億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2024年2月末現在)

	香港 (殻付き卵)	香港 (卵製品)	シンガポール (殻付き卵)	シンガポール (卵製品)	EU (卵製品)
施設数	242	41	12	2	1

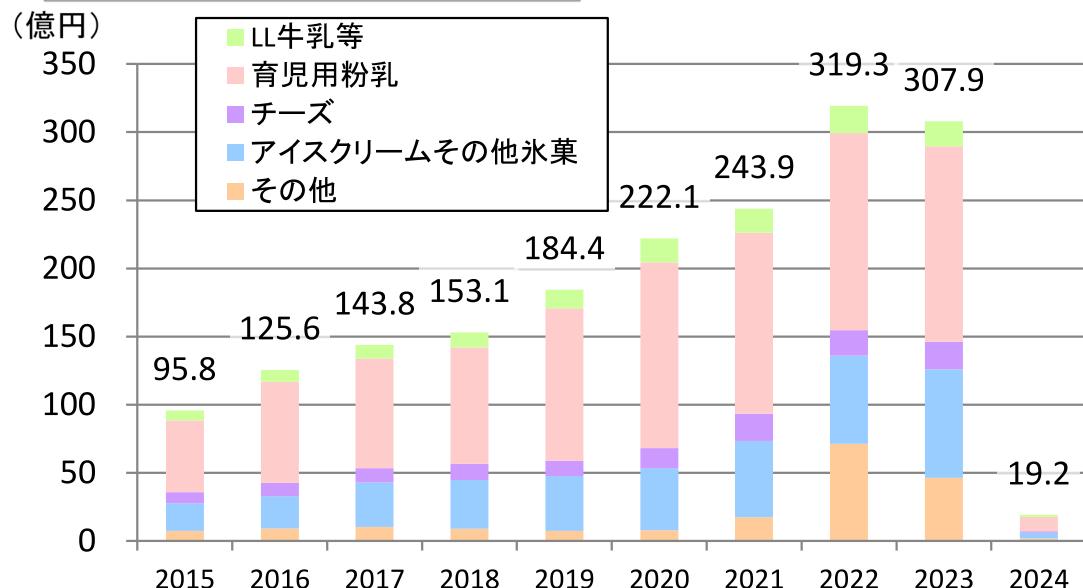
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

〔対前年比
(2023年)
96%〕
〔対前年同期比
(2024年1月)
107%〕

2030年輸出目標 720億円
(2025年輸出目標:328億円)

- 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等
- 輸出解禁協議中の国
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

輸出拡大に向けた主な取組

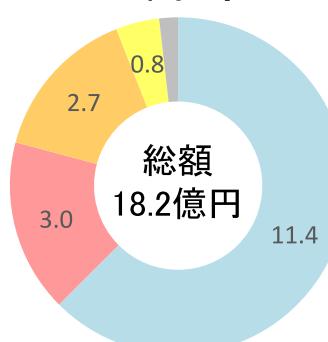
- 輸出促進法に基づき、(一社)畜産物輸出促進協会が11月14日に品目団体として認定
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



JAPAN MILK

主要品目の国・地域別輸出実績(2023年)

LL牛乳等



総額
18.2億円

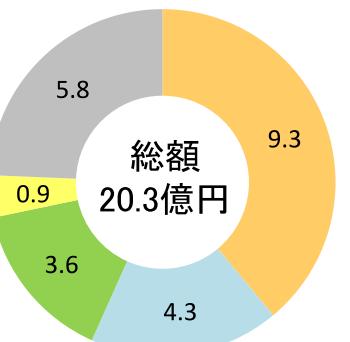
育児用粉乳



総額
143.4億円

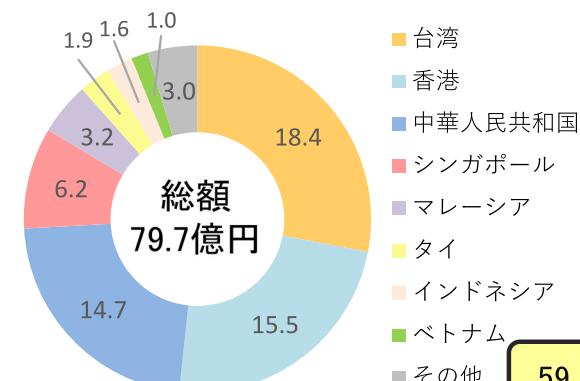
資料:財務省「貿易統計」

チーズ



総額
20.3億円

アイスクリームその他氷菓



総額
79.7億円

【その他】

持続的な畜産物生産の在り方について①

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

検討の背景

- 我が国の酪農・畜産は、狭く山がちな国土条件の下、アジアモンスーン地域での気候に応じた生産を行い、人が食用利用できない資源を食料に変え、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを形成しながら、農村地域の維持・発展や我が国のバランスの取れた食生活にも貢献してきた産業である。
- 近年では、農林水産分野における環境負荷軽減の取組が加速しており、「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、我が国の温室効果ガス排出量の1%を占める酪農・畜産でも温室効果ガス排出削減の取組が求められている。
- また、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却や、発生量に地域差がある家畜排せつ物の循環システムの適正化を図る必要がある。
- 畜産業を今後とも持続的に営んでいくための生産・流通・消費の取組を示し、生産者や消費者の理解を得る必要がある。

みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現
【畜産分野の具体的取組（例）】
 - ・耐暑性・耐湿性の高い飼料作物品種の開発
 - ・牛のげっぷ等由来の温室効果ガスを抑制する飼料の開発 等

持続的な畜産物生産の在り方

(検討会中間とりまとめ)

- 今後我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、みどりの食料システム戦略に位置づけた技術開発を含め、各段階においてそれらの課題に対応するために行うべき取組を提示
〔みどりの食料システム戦略を踏まえ、既存の現場の取組も含めて畜産分野において今後行うべき取組を再整理したもの〕

課題と取組

持続的な畜産物生産を図っていくための課題

- 畜産に起因する環境負荷
地球温暖化、水質汚濁、悪臭 等
- 高齢化等に起因した畜産経営の労働力不足
高齢化、規模拡大 等
- 輸入飼料への過度な依存
価格変動、需給変動、窒素・リンの過多、
気候変動や世界的な人口増加による供給不安 等

課題解決に向けた取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開
(家畜改良、飼料給与、飼養管理、家畜衛生・防疫)
2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大
3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進
4. 有機畜産の取組
5. その他畜産物生産の持続性に関する取組
6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について②

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

(1) 家畜改良

【生産】家畜改良増殖目標に掲げた飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良を引き続き推進

【研究】高い耐病性を有する家畜への改良

(2) 飼料給与

【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進

【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索

(3) 飼養管理

【生産】ICT機器や放牧（耕作放棄地含む）の更なる普及

【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発

(4) 家畜衛生・防疫

【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底

【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

【生産】水分調整等の適切な実施、耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の輸出の検討

【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

【生産】水田の汎用化の推進による飼料作物等生産の加速化、子实用とうもろこし等の国産濃厚飼料生産の拡大

【研究】耐暑性、耐湿性等に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子实用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

4. 有機畜産の取組

【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進

【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

【生産】農場HACCP、薬剤耐性対策、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進

【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

生産者の努力：SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進

消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について③

持続可能な畜産物生産の取組事例集

- ・持続可能な畜産物生産の取組を関係者に促していくためには、具体的な取組を示した上で生産現場の知見や経験を活かしつつ、その普及・定着を進めていくことが重要。
- ・全国各地、各畜種において、良質堆肥の生産、国産飼料の生産・利用、放牧、ICT機器の活用等の持続可能な畜産物生産の取り組みが行われている。

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開(飼養管理)

ICT活用と農場HACCP取得を通じた効率的な乳肉複合経営

(鳥取県東伯郡琴浦町：有限会社 岸田牧場)

◆取組概要

- ・平成27年に農場HACCPを取得（西日本で初。乳肉複合では全国初）。
- ・乳用牛の管理はクラウド管理システムを活用し飼料給餌は自動化。
- ・ICT技術や農場HACCPによる作業工程の教科書化を通じて、業務の効率化を図り、職員の休日を確保（1ヶ月で8日）。
- ・耕種農家への堆肥供給による地域貢献や自社ブランド牛乳を通じた消費者に顔の見える酪農にも取り組む。



▲クラウド牛群管理システム

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

JAが担う堆肥の高品質化・ペレット化・広域流通

(熊本県菊池市：JA菊地)

◆取組概要

- ・堆肥の一次発酵は各畜産農家が行い、期間を要する二次発酵による完熟化はJAの堆肥センターで集約的に実施。
- ・堆肥はJA菊池が県内の耕種地帯の他のJAに販売。
- ・耕種側にストックヤード等を整備。ストックヤードからの運搬は耕種側で対応。
- ・堆肥センターにおいて、水分量が低く輸送コストが安価で、かつ専用の散布機械を必要としない「ペレット堆肥」の生産も実施（堆肥生産量の5%）。



▲ペレット堆肥

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

国産原料100%飼料を給与した牛肉の生産・販売

(山形県天童市：株式会社 なごみ農産)

◆取組概要

- ・平成29年から、肥育牛全頭・全期間における国産原料100%の飼料給与体系を確立。
- ・糀米サイレージなど飼料用米由来の原料を中心に10種類以上混合したTMRを給与。
- ・近年、肥育前期において県産子実とうもろこしの給与試行を開始。県内耕種農家との連携を更に強化し給与量の増加を検討中。
- ・精肉販売部門を立ち上げ、自社ブランド牛肉の販売を強化。



▲フレコンラップ法による
糀米サイレージ調製

4. 有機畜産の取組

国産飼料に立脚したゆとりの有機牛乳生産

(北海道網走郡津別町：有限会社 石川ファーム)

◆取組概要

- ・平成18年、日本初の有機牛乳JAS認証を取得し、製品販売を開始。
- ・有機飼料の自家栽培や、有機畑作農家が栽培した飼料用とうもろこしの利用などにより、北海道の平均58%に比べ78%と高い飼料自給率を達成。
- ・GPSと自動操舵を組み合わせた真空播種機・機械除草や「キャリロボ」等の新技術、TMRセンターの活用や放牧により労働時間を削減。
- ・酪農教育ファームの認証を取得し、体験・食育活動を通じた消費者の理解醸成にも取り組む。



▲日本初のJAS認証
を取得した有機牛乳

持続的な畜産物生産の在り方について④

我が国で畜産・酪農に取り組む意義

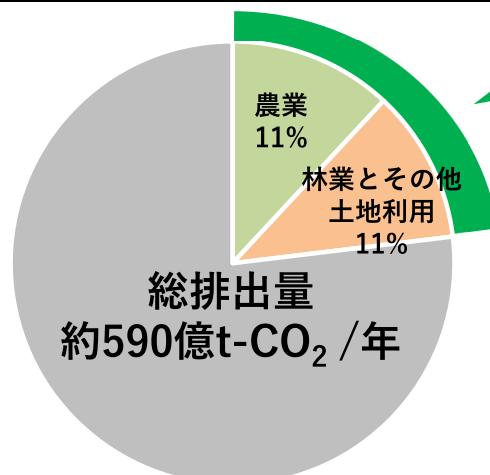
- 我が国の畜産業は、家畜改良による生産性向上と規模拡大による生産量増大により、経営離脱農家の生産減少分を補いながら安定的に発展し、人が食用利用できない資源を飼料作物として利用してきた。
- 畜産業は飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルにより成立しており、食品残さ等を利用したエコフィードや地域の未利用資源の活用においても循環型のサイクルにより成立していることから、持続可能な農業の実現に貢献している。
- さらに、耕種農業が困難な山間地・寒冷地等、条件不利な地域での草地利用や林間放牧による土地利用、荒廃農地の有効活用、景観の維持、畜産物の流通に当たって加工が必要なことから、関連産業の裾野が広く、地域の雇用に繋がる産業であるといった観点から、農村地域の維持・活性化にも貢献している。
- また、畜産物の安全確保の観点から、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の生産段階への導入に取り組むなど、安全な畜産物を国民に供給してきた。
- そして、都市近郊も含めた生産現場は女性や障害者の活躍の場であることや、動物の飼養管理は子供たちの教育の場としても貢献している。
- これらのことから、畜産業は我が国における必須の産業であると言える。

畜産分野の脱炭素化への取組①

畜産分野の温室効果ガスの排出量

- 世界の温室効果ガス（GHG）排出量は、590億トン（二酸化炭素（CO₂）換算）。このうち、農業・林業・その他土地利用（AFOLU）の排出は世界の排出全体の22%（2019年）。
- 我が国のGHG総排出量約11.7億t/年（CO₂換算）のうち、農林水産分野由来は約4%。畜産由来に限れば約1%（農林水産業由来の約28%）。
- 畜産由来のGHGは、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するCH₄（メタン）と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンとN₂O（一酸化二窒素）。

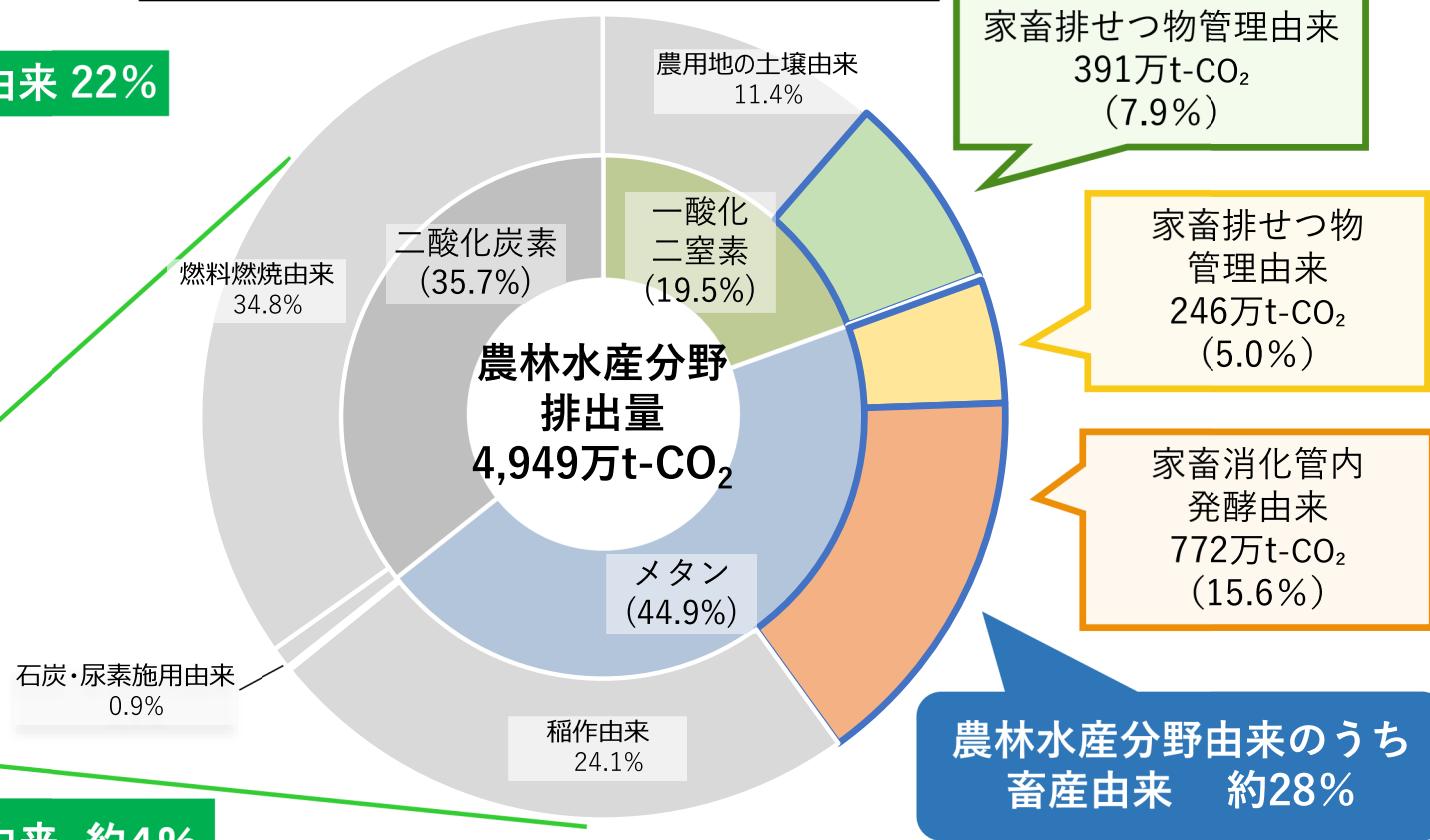
○世界の温室効果ガス排出量



○日本の温室効果ガス排出量



○農林水産分野の温室効果ガス排出量の内訳



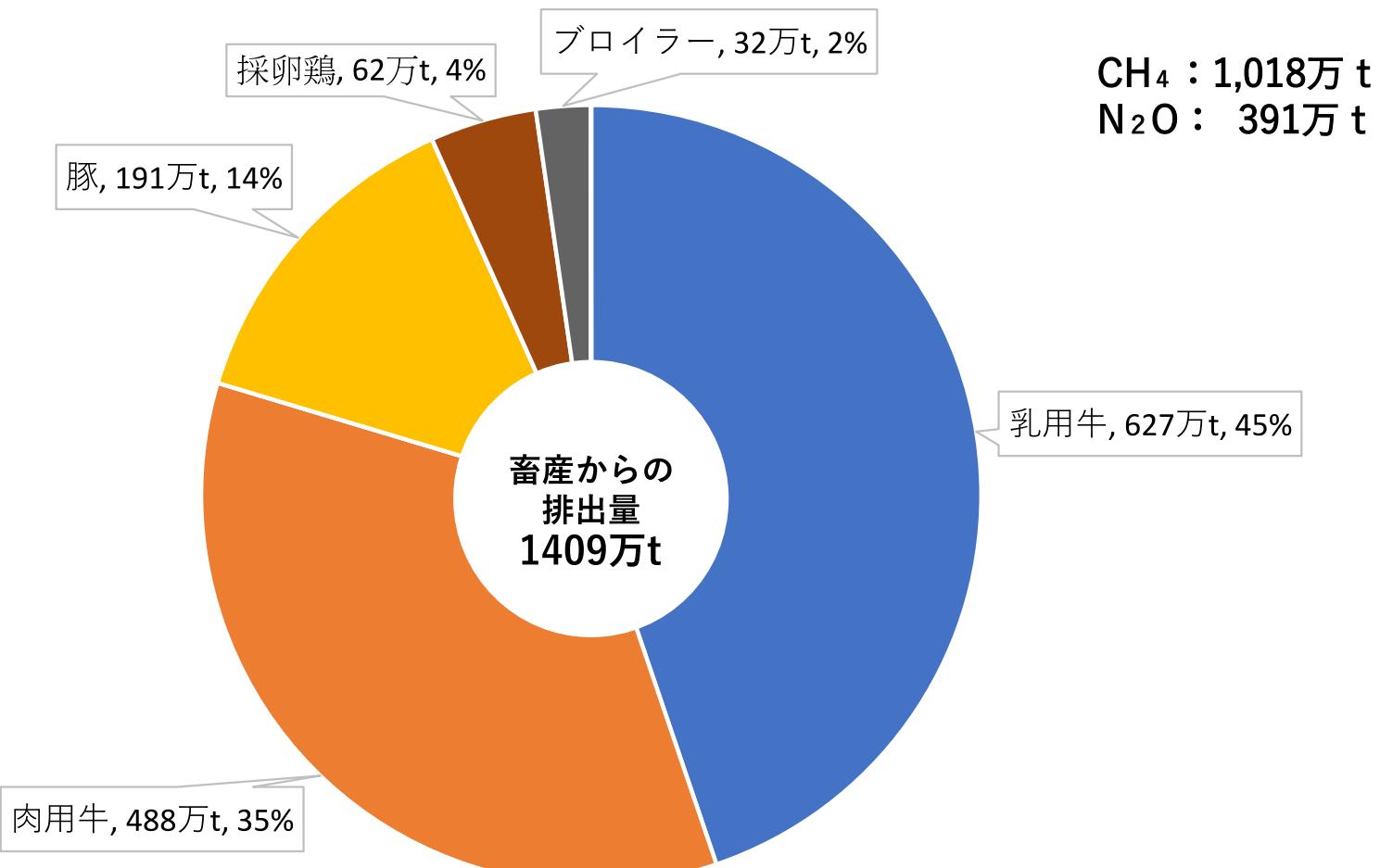
出典：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」、
温室効果ガスインベントリオフィス（2021年度）
* 温室効果は、CO₂に比べCH₄で25倍、N₂Oでは298倍。

畜産分野の脱炭素化への取組②

我が国の畜産業由来の温室効果ガス排出量の畜種別の割合(2021年度)

- 我が国の畜産から排出されるGHGは、乳用牛由来が約45%、肉用牛由来が約35%を占め、牛由来が併せて全体の約8割を占める。
- そのほか、豚由来が約14%、採卵鶏由来が約4%、ブロイラー由来が約2%。

畜産全体に占める各畜種の割合 (CO₂換算-万t)



畜産分野の脱炭素化への取組③

畜産分野の地球温暖化対策

消化管内発酵対策(CH_4 を削減)

牛は第1胃(ルーメン)で微生物の働きで発酵させることにより、牧草を消化することが可能であるが、その際に CH_4 が発生。家畜の生体機構に関わるため、制御が難しい。

■現状の技術(脂肪酸カルシウムの給与)

- ・脂肪酸カルシウムの給与によって、 CH_4 を5%程度削減。
- ・「環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策」において、支援の対象となる取組の一つ。

■新技術の開発(ルーメン微生物の制御)

- ・ルーメン内の CH_4 を产生する微生物の完全制御により、牧草の栄養分を効率的に活用。
- ・ CH_4 発生量の減少と生産性の向上を両立できるシステムを開発。
- ・2050年までに CH_4 の8割削減を目指す。



家畜排せつ物管理対策(CH_4 と N_2O を削減)

飼料の見直しや排せつ物の管理方法の変更等の現状の技術により対応。

■アミノ酸バランス改善飼料

- ・飼料中の余分なタンパク質を除去し、ふん尿中に排せつされる窒素を削減。
例: 豚の窒素排せつ量を3割、 N_2O を4割削減。



■家畜排せつ物の強制発酵

- ・家畜排せつ物を堆積すると内部が嫌気状態となり、温室効果ガスが発生するため、強制的に攪拌、発酵させることで温室効果ガスの発生を抑制。



■炭素繊維を利用した汚水処理装置

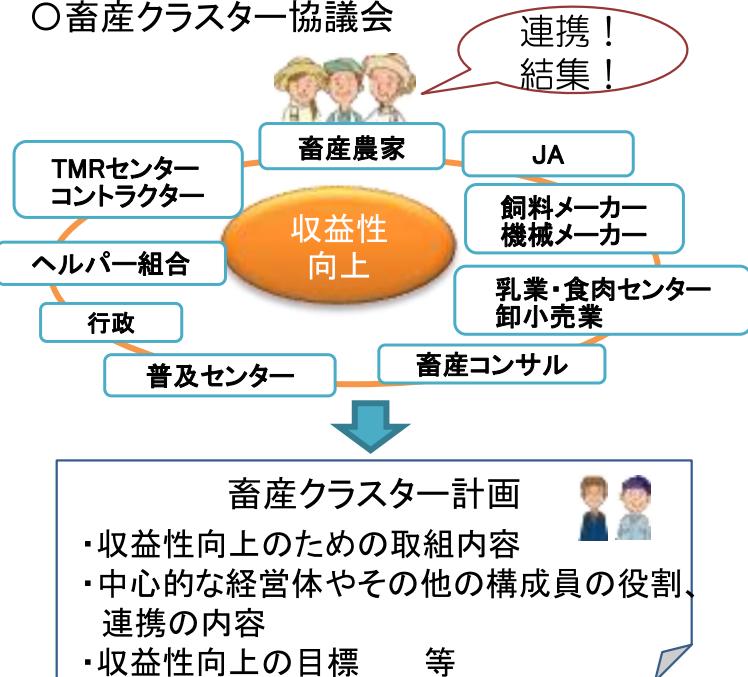
- ・炭素繊維に付着させた微生物の働きにより、 N_2O を最大8割減。



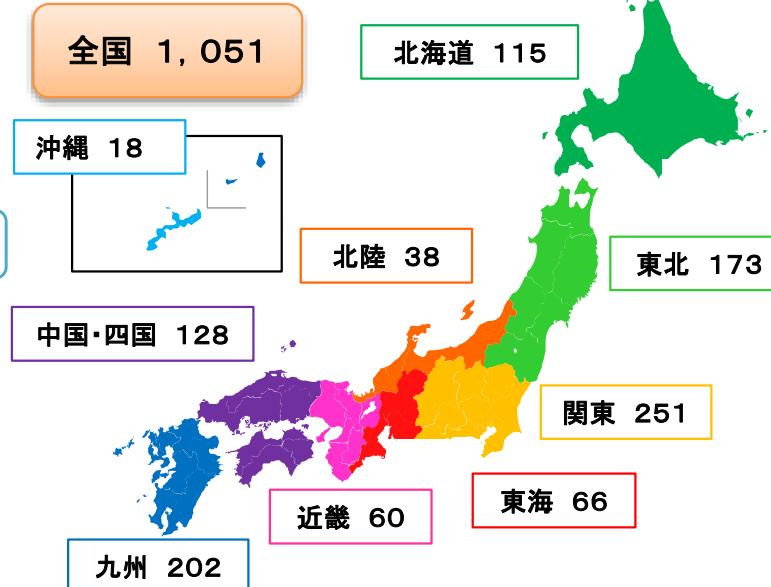
畜産クラスターの支援状況（H26当初～R5補正）

- 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。

○畜産クラスター協議会



○畜産クラスター協議会の設立状況



○協議会が対象としている畜種

畜種	協議会数
酪農	486
肉用牛	634
養豚	291
肉用鶏	119
採卵鶏	192

※多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図(全国1,051)と一致しない。

(参考)事業の予算額

事 業		予算額 (億円)	事 業		予算額 (億円)	事 業		予算額 (億円)
26当初	実証支援	0.7	28補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	685	R2補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	462
26補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	203	29補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	665	R3補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	(所要額) 617
27当初	施設整備・実証支援	76	30補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	650	R4補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	(所要額) 555
27補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	610	R1補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	561	R5補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	(所要額) 291

畜産クラスターの取組事例①

酪農

(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、次世代につながる経営集団を形成

○現状と課題

- 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

酪農

(熊本県 K市)

TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負うことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)



- 効果**
- 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
 - 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

○目指す姿

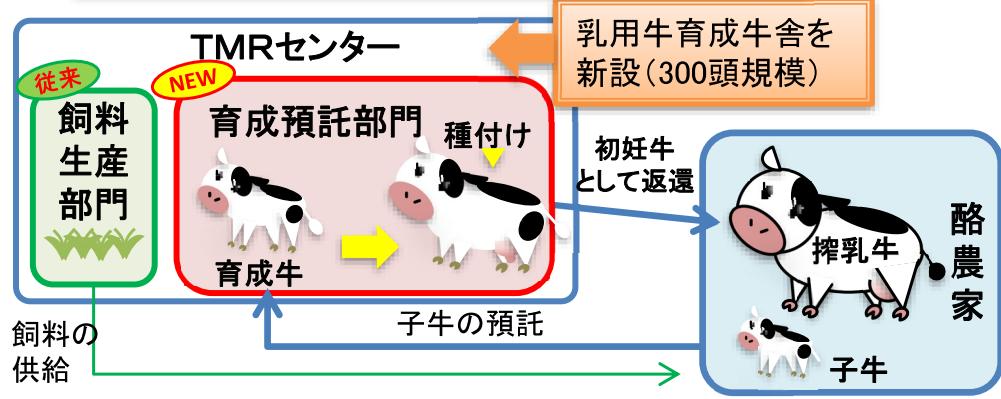
- 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

○現状と課題

- TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- 他方で他地域からの初妊牛導入は高くつく

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果**
- 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
 - 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

○目指す姿

- 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

畜産クラスターの取組事例②

肉用牛

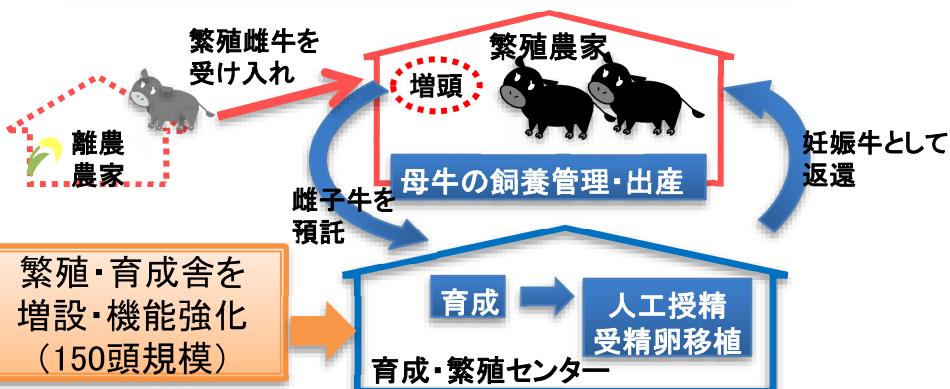
(島根県 I町)
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

○現状と課題

- 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額: 0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



効果

- 繁殖農家が母牛の管理に専念
- また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受け、規模拡大

○目指す姿

- 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

養 豚

(茨城県 U市)

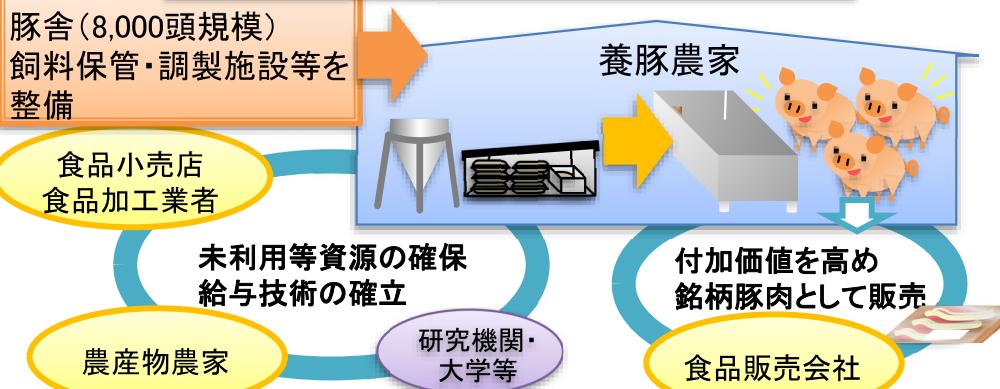
地域飼料資源を活用して飼料費の低減と豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

○現状と課題

- 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額: 1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



効果

- 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
- 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

○目指す姿

- ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上

畜舎特例法について

赤字: 令和5年4月1日改正

- ・畜産業の国際競争力の強化のために、省力化機械の導入や規模拡大による効率化に取り組む必要
- ・畜舎を建築する場合、建築基準法の基準に基づく必要があるが、建築コストが経営実態からみて過大

令和4年4月1日 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（畜舎特例法）施行

畜舎建築利用計画を作成し都道府県知事の認定を受けた場合に、建築基準法の適用が除外され、畜舎特例法の基準等により畜舎等の建築等をすることが可能。



令和5年4月1日 畜舎特例法の対象に保管庫等を追加（省令改正）

対象となる畜舎

- ・畜舎又は堆肥舎
(追加)
倉庫・車庫※、排水処理施設、発酵槽等
- ※畜産経営に必要な物資等を保管するものに限る
- ・市街化区域の外及び用途地域の外に建築
- ・高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さないもの
- ・建築士が設計したもの

畜舎特例法による畜舎のメリット

- 構造等の基準が緩和
- 面積3,000m²以下は技術基準の審査等が不要
- 工事完了時は完了検査は不要で届出のみ
- 木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぎ
3,000m²超の建築が可能
- 倉庫・車庫について、一定の条件の下で建築基準法の防火基準よりも緩和

認定状況

都道府県	認定件数(件)
北海道	34
宮崎県	28
群馬県	25
愛知県	14
栃木県	11
その他	112
合計	224

令和5年3月31日時点

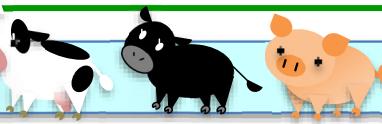
◎手続については、建築予定の都道府県の畜産担当課にご相談ください。

畜舎特例法の詳細はこちら →



畜舎整備に活用可能な事業

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



● 畜産クラスター事業 【R5補正(一部基金)】: 291億円(所要額)の内数

地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ① 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ② 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
- ③ 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置付けられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」

〔 補助率: 1/2以内
支援対象者: 中心的な経営体 〕

● 畜産経営体质強化支援資金融通事業 【R5補正(基金)】

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

〔 融資枠: 35億円(既存基金を活用、R6.1月末時点)
基金管理団体: 民間団体 〕

● 強い農業づくり総合支援交付金 【R6当初】: 121億円の内数

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

〔 交付率: 都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) 〕

【酪農・畜産】 簡易畜舎を整備したい



● 酪農経営支援総合対策事業

【R6ALIC事業】: 46億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

〔 補助率: 1/2以内
事業実施主体: 生産者団体等 〕

● 肉用牛経営安定対策補完事業

【R6ALIC事業】: 36億円の内数

生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が行う、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎(育成牛舎を含む。)の整備、器具機材の導入等を支援します。

〔 補助率: 1/2以内
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体 〕



簡易畜舎とは?

増頭等のために補助的に使用する畜舎等
木造・パイプハウスの場合

・ 500m²以下

鉄骨の場合

・ 200m²以下

等

家畜の導入等に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を導入したい



● 畜産クラスター事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業

【R5補正(基金)】:54億円(所要額)

- 畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付します。

〔奨励金:10万円/頭(希少な父牛に由来する繁殖雌牛の場合は15万円/頭)
事業実施主体:民間団体〕

● 肉用牛経営安定対策補完事業 【R6ALIC事業】:36億円の内数

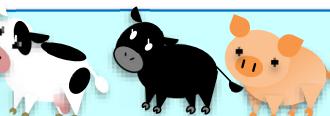
- 遺伝的多様性等に配慮した改良基盤確保

生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

〔補助率:定額(6万円/頭、9万円/頭)
事業実施主体:都道府県団体、民間団体〕

【酪農・畜産】

施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数

- リース方式の施設整備と併せて、家畜導入を支援します。

〔補助率:1/2以内(上限有)
支援対象者:中心的な経営体〕

【酪農】乳用後継牛を確保したい



● 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 【R5補正】:50億円

- 長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、乳用後継牛の生産において、長命連産性能力の高い種雄牛の精液等を利用する取組に対して奨励金を交付します。

〔補助率:定額(6千円/回、9千円/回)
事業実施主体:民間団体等〕

● 酪農経営支援総合対策事業 【R6ALIC事業】:46億円の内数

- 後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。

〔補助率:定額(広域預託 上限3.1万円/頭)
事業実施主体:民間団体等〕

【養豚】優良種豚を導入したい



● 養豚経営安定対策補完事業 【R6ALIC事業】:12億円の内数

- 生産コストの低減を図るため、生産者集団等による優良純粋種豚の導入等を支援します。

〔補助率:1/2以内、1/3以内(上限有)
事業実施主体:民間団体等〕

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- 酪農経営支援総合対策事業 【R6ALIC事業】:46億円の内数
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。
〔 補助率:定額、1／2以内 等
事業実施主体:生産者団体等 〕

- 肉用牛経営安定対策補完事業 【R6ALIC事業】:36億円の内数
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。
〔 補助率:1／2以内
事業実施主体:生産者団体等 〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



- 畜産クラスター事業 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数
- 酪農経営支援総合対策事業 【R6ALIC事業】:46億円の内数
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援します。
〔 補助率:定額、1／2以内
事業実施主体:民間団体 〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- 畜産クラスター事業 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数
畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援します。
〔 補助率:1／2以内 支援対象者:中心的な経営体 〕
- 酪農経営支援総合対策事業 【R6ALIC事業】:46億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援します。
〔 補助率:定額(上限3.1万／頭)、事業実施主体:民間団体等 〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- 畜産クラスター事業 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数
地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を引き続き措置し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。
〔 補助率:1／2以内 支援対象者:飼料生産組織等 〕
- 強い農業づくり総合支援交付金 【R6当初】:121億円の内数
TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。
〔 補助率:1／2以内 支援対象者:農業者等 〕
- 飼料増産・安定供給対策のうち
飼料生産組織の人材確保・育成支援 【R6当初】:18億円の内数
飼料生産組織における人材確保・育成のための採用活動や大型免許や必要な技術資格の取得等を支援。
〔 ①人材確保 : 募集 30万円/人以内、研修 60万円/人以内
②各種資格の取得 : 大型、大型特殊、けん引免許 20万円/人以内
支援対象者:生産者集団等 〕
- 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち
飼料生産組織の規模拡大等支援 【R5補正】:60億円の内数
①飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械導入や②畜産農家等と長期契約し、規模拡大をする取組(拡大分面積払い)を支援。
〔 補助率:①1／2以内、②定額、支援対象者:生産者集団等 〕

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業①

飼料生産組織を強化したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

飼料生産組織の規模拡大等支援

R5補正:60億円の内数

・飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置などの取組を支援します。〔補助率:1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

・飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産販売、作業受託等の規模拡大を行う取り組みを支援します(拡大分)。

〔1年目:12,000円/10a以内、2年目:5,000円/10a以内
支援対象者:生産者集団等〕

● 飼料増産・安定供給対策のうち飼料生産組織の人材確保・育成

R6当初:18億円の内数

飼料生産組織のオペレーター確保に向けた募集活動や人材育成のための研修、大型特殊免許や必要な技術資格の取得を支援します。

〔①人材確保:募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人
②免許取得:20万円以内/人(大型、大型特殊、けん引)
支援対象者:生産者集団等〕

● 畜産クラスター事業

R5補正:291億円(所要額)

地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産組織や畜産農家等に対し、飼料増産の取組に必要な機械の導入及び施設の整備を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を引き続き措置し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。〔補助率:1/2以内、支援対象者:畜産農家等〕

● 強い農業づくり総合支援交付金

R6当初:121億円の内数

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

〔補助率:1/2以内、支援対象者:農業者等〕

中山間地域で飼料生産や放牧をしたい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

中山間地域飼料増産活性化対策

R5補正:60億円の内数

中山間地域の実情を踏まえた「飼料増産活性化計画」の作成、飼料増産活動や活動に必要な機械導入等を支援します。

〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

国産飼料の利用を拡大したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

耕畜連携国産飼料利用拡大対策

R5補正:60億円の内数

長期の利用供給契約に基づき、畜産農家が、飼料作物を生産した耕種農家に対し、飼料分析・給与情報を提供する取組を支援します(拡大分)。

〔①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草:7,800円/t以内
②子実用とうもろこし:12,000円/t以内
支援対象者:畜産農家等〕

● 飼料増産・安定供給対策のうち飼料流通合理化対策

R6当初:18億円の内数

県域を越えた新たな国産粗飼料の広域流通体制を構築する実証等の取組を支援します。

〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:農協等〕

国産飼料の販売を拡大したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち広域供給対策

R5補正:60億円の内数

国産飼料生産者が品質表示を行いつつ販売を拡大する取組に対して奨励金を交付します(拡大分)。

〔①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草:8,300円/t以内
②子実用とうもろこし:12,200円/t以内
支援対象者:国産飼料生産者〕

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち流通体制の構築

R5補正:60億円の内数

国産粗飼料取扱業者(販売業者)が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の広域流通を拡大する取組を輸送距離に応じて支援します(拡大分)。

輸送距離	50km~	100km~	500km~	1,000km~※	1,500km~※
補助単価	2,000円/t	5,000円/t	10,000円/t	15,000円/t	20,000円/t

支援対象者:飼料販売業者等 ※効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち広域流通拠点の整備

R5補正:60億円の内数

国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、乾燥調製施設等の整備を支援します。

〔補助率:1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業②

子実用・青刈りとうもろこし等の飼料作物を生産したい

● 飼料増産・安定供給対策のうち国産濃厚飼料生産の推進

R6当初:18億円の内数

子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

● 水田活用の直接支払交付金等

R6当初:3,015億円

水田を活用して、飼料作物等を生産する農業者や高収益作物の導入・定着等を図る取組等を支援します。

- 〔①飼料作物:3.5万円/10a※1
②子実用とうもろこし支援※2:1万円/10a
支援対象者:販売農家等〕

※1:多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a
※2:「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた取組の場合、①に加えて支援

● 畑地化促進事業

R5補正:750億円

水田を畠地化して、飼料作物等の畠作物の本作化に取り組む農業者に対して、畠地利用への円滑な移行や畠作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援します。

- 〔①畠地化支援:14.0万円/10a
②定着促進支援:2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a(一括)
支援対象者:販売農家等〕

※畠地化の取組は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外する取組を指す

● 畠作物产地形成促進事業

R5補正:180億円

実需者との結びつきの下で、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。〔子実用とうもろこし:4万円/10a、支援対象者:販売農家等〕

※令和7年度に畠地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算(畠地化加算)

※本事業の支援を受ける場合、「水田活用の直接支払交付金」の①は支援対象外(②は対象)

● 環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策

R6当初:60億円

温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るために、飼料作物作付において温室効果ガス排出削減に取り組む酪農・肉用牛経営を支援します。

- 〔①飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減:15,000円/ha
②有機飼料の生産:45,000円/ha
支援対象者:酪農・肉用牛経営者〕

※①と②の取組は重複不可

草地の整備・改良をしたい

● 草地関連基盤整備<公共>

R6当初:3,326億円の内数

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備を実施します。〔補助率:1/2等、実施主体:都道府県等〕

● 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共>

R5補正:76億円の内数

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等のハード整備を推進します。

〔補助率:1/2以内等、実施主体:都道府県等〕

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

草地改良技術等普及対策

R5補正:60億円の内数

裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地に改良する難防除雑草駆除技術などの現地実証を支援します。

〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

新飼料資源を活用したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

新飼料資源の利用拡大

R5補正:60億円の内数

新飼料資源の利用拡大に必要な機械の導入を支援します。

〔補助率:1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

○畜産におけるGAPの推進状況(2024年2月22日時点)

単位:経営体数

	合計	畜種別					
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP畜産認証取得 経営体数	延べ 313	57	87	58	52	32	実数:286経営体

注:1つの経営体で複数の畜種において認証取得している経営体があることから各畜種の合計と延べ数とは一致しない。

- ・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。
- ・2017年8月31日～2021年10月5日までGAP認証取得の準備段階であるGAP取得チャレンジシステムの運用。
- ・2021年3月8日から生産者自らがGAP認証取得に向けた準備状況をチェックできるGAP取組自己点検システムの運用を開始。

公益社団法人中央畜産会HP <https://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html>

酪農・畜産農家向けの金融支援策について

- 飼料や燃料等の価格が上昇しているため、**資金繰りに困っている場合**

実質無利子・無担保融資

- ・農林漁業セーフティネット資金等※1の融資について、**貸付当初5年間は、実質無利子**で融資が受けられます。更に、**実質無担保等**での融資が受けられます。

※1 農林漁業セーフティネット資金、
経営体育成強化資金（負債整理のみ） 等

- ・農林漁業セーフティネット資金について、新型コロナに加え、物価高騰等の影響を受けた場合は、**年間経営費等の18/12※2又は1,800万円まで限度額を引き上げる特例**を設けています。

※2 簿記記帳を行っている場合

～農林漁業セーフティネット資金の概要～

- 償還期限：15年以内（据置3年以内）
借入金利：0.60%～0.95%（R6.3.18現在）
貸付当初5年間は実質無利子（最大2.0%の金利引下げ）
限度額：年間経営費等の6/12※2又は600万円以内
①新型コロナの影響を受けた場合、年間経営費等の12/12又は1,200万円以内
②物価高騰の影響を受けた場合、年間経営費等の6/12又は600万円以内を別枠で措置

- 借り入れた**資金の返済に困っている場合**

返済猶予等の条件変更

- ・国は、**金融機関等関係者**に対し、繰り返し、既往債務の返済猶予等の配慮を要請しています。

- 令和4年11月、令和5年3月及び10月に、農水省等担当部局連名で**畜産経営者に対する償還猶予等の対応**を要請
➢ 令和4年11月、令和5年3月及び11月に、関係省庁連名で**資金繰り等の支援の徹底**を要請

さらに、より負債の返済負担を軽減したい場合は、

長期・低利の借換資金

- ・返済が困難となった農業者の方は、**畜産特別資金、経営体育成強化資金などの負債整理資金**の利用が可能です。

～畜産特別資金の概要～

ALIC事業

- ・肉用牛、酪農及び養豚経営については、毎年の返済額を限度として、長期・低利の借換資金の融資が受けられます。
- ・併せて、経営改善に向けた取組について、指導・助言を受けることができます。

償還期限：肉用牛・酪農 25年以内（据置5年以内）
養豚 15年以内（据置5年以内）
借入金利：1.10%（R6.3.18現在）

～経営体育成強化資金の概要～

公庫資金

- ・経営改善計画を策定し、期間中の5年間（特認10年間）における既往負債の支払金の合計額に対する借換資金の融資が受けられます。
- ・経営再建に必要な範囲内で、前向き投資資金も融資が受けられます（実質無利子化等の対象外）。

償還期限：25年以内（据置3年以内）
借入金利：1.10%（R6.3.18現在）

※その他、**農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）**が営農負債の借換に利用可能です。

- 最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。

みどりの食料システム法に基づく「みどり投資促進税制」

- みどり投資促進税制は、青色申告を行う畜産農家が堆肥化施設を導入する場合に活用できる税制です。
- 補助金や融資との併用が可能で、導入当初の税負担を軽減（機械等は32%、一体的な建物等は16%の特別償却）。
- 活用に当たっては、みどりの食料システム法に基づき、その取組内容に応じて、環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受ける必要があります。
- 令和8年3月31日までの間に、認定を受けた計画に基づき対象設備等を導入した場合に適用されます。

堆肥を自らの農地や牧草地へ施用し、農作物・飼料を生産する場合に活用できるみどり税制

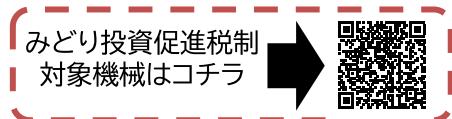
<税制対象設備>

- ✓ みどり投資促進税制対象機械及び一体的な建物等（ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに導入したものが対象になります。）

<手続き>

- ✓ 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に向けた5か年計画（環境負荷低減事業活動実施計画）を作成し、都道府県の認定を受けて設備投資

<申請先> 都道府県担当部署



環境負荷低減事業活動計画（畜産）の認定事例 越智淳一さん（北海道）

- ・酪農（経産牛：77頭、生乳生産量767トン）を営む自社農場から発生する家畜排せつ物由来の堆肥を活用して、デントコーンの栽培（23ha）における化学肥料の使用低減に取り組む。
- ・将来的には、バイオガスプラント由来の消化液も活用し、化学肥料のさらなる削減を目指す。
- ・将来的な事業活用時のメリット措置の活用に期待し、みどり認定を取得。



堆肥をJA区域や都道府県域を越えて広域的に販売する場合に活用できるみどり税制

<税制対象設備>

- ✓ 堆肥の生産やペレット化に用いる機械及び一体的な建物等が広く対象（ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに導入したものが対象になります。）

<手続き>

- ✓ 堆肥の生産・販売拡大に向けた5か年計画（基盤確立事業実施計画）を作成し、国の認定を受けて設備投資

<申請先> 地方農政局等



基盤確立事業実施計画の認定事例 (有)営農企画（北海道）

- ・地域のバイオマス資源（もみ殻燻炭、鶏糞など）を活用した堆肥の生産拡大に向けて必要な設備を新たに導入するとともに、周辺地域の農業者にも販路を拡大することで化学肥料の使用低減を推進。
- ・自動攪拌機等の設備の導入にあたり、みどり投資促進税制を活用。



自動攪拌装置

環境負荷低減事業活動の場合

堆肥製造に関する みどり投資促進税制の対象機械

(令和6年2月現在)

＜対象となる設備等の要件＞

- 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること



てりやせのくじり又
資促進税制はコチ
ラ

アイケイ商事株式会社(千葉県香取市)

株式会社デリカ(長野県松本市)

株式会社天神製作所(宮崎県都城市)

種類

名称

家畜排せつ物の
固液分離機

Wコンベア
スーパースクリーンプレス

家畜排せつ物の
自動攪拌機

ファームクリーン
ファームクリーンWオーガー



固液分離機



自動攪拌機

種類

名称

堆肥積込機

搭載ダンプベッセル

堆肥切返機

堆肥切返機



搭載ダンプベッセル

種類

名称

家畜排せつ物の
自動攪拌機

TM垂直発酵攪拌機
TM片懸垂式発酵攪拌機
TML型地走式発酵攪拌機
TMロ-タリー発酵攪拌機



スクリュー式発酵攪拌機



ロータリー式自動攪拌機

中部エコテック株式会社(愛知県名古屋市)

藤樹運搬機工業株式会社(福岡県久留米市)

株式会社岡田製作所(群馬県館林市)

種類

名称

堆肥化装置

密閉縦型コンポスト(HPコンポ)
密閉縦型コンポスト(エコリーフ)



密閉縦型コンポスト

種類

名称

家畜排せ
つ物の自
動攪拌機

フジキ式Wスクリュー攪拌発酵機
フジキ式スクリュー攪拌発酵機
フジキ式ロータリー攪拌発酵機
ロータリー式攪拌乾燥機
トラバーサー式ロータリー発酵機
スクープ式攪拌発酵機
フジキ式エンレス攪拌発酵機
フジキ式ウォールレス型攪拌発酵機



フジキ式スクリュー
攪拌発酵機

種類

名称

家畜排せつ物の
自動攪拌機

ロータリー式攪拌機
エンレススクープ式攪拌機
基礎なしロータリー式攪拌機



ロータリー式攪拌機



スクープ式攪拌発酵機

総合的なTPP等関連政策大綱(畜産関係抜粋)

令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定

II TPP等関連政策の目標 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウイス・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的な施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化

- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開

- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築

- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援

- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中心とした中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

② 経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。

・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。

・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。

・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守ることで、農林水産物の輸出を促進する。

III 今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持つて毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

(海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

② 経営安定・安定供給のための備え

主要施策はIIに記載されているとおり

(3) 知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

(和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進)